令和５年12月

犯罪収益移転危険度調査書

国家公安委員会

凡　　例

法令の略称は、次のとおり用いる。

［略称］	［法令名］
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
携帯電話不正利用防止法	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）
国際テロリスト等財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第 94 号）

はじめに …… - 1 -

第１　危険度調査の方法等 …… - 6 -

１　ＦＡＴＦガイダンス …… - 6 -
２　本危険度調査 …… - 6 -

第２　我が国の環境 …… - 8 -

１　地理的環境 …… - 8 -
２　社会的環境 …… - 8 -
３　経済的環境 …… - 8 -
４　犯罪情勢等 …… - 10 -

第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析 …… - 14 -

１　主体 …… - 14 -
(1) 暴力団 …… - 14 -
(2) 特殊詐欺の犯行グループ …… - 15 -
(3) 来日外国人犯罪グループ …… - 18 -
２　手口 …… - 21 -
(1) 前提犯罪 …… - 21 -
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等 …… - 30 -
３　疑わしい取引の届出 …… - 31 -

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度 …… - 39 -

１　取引形態と危険度 …… - 39 -
(1) 非対面取引 …… - 39 -
(2) 現金取引 …… - 41 -
(3) 外国との取引 …… - 44 -
２　国・地域と危険度 …… - 50 -
３　顧客の属性と危険度 …… - 55 -
(1) 暴力団等 …… - 55 -
(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等） …… - 60 -
(3) 非居住者 …… - 74 -
(4) 外国の重要な公的地位を有する者 …… - 75 -
(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等） …… - 77 -

第５　商品・サービスの危険度 …… - 84 -

１　危険性の認められる主な商品・サービス …… - 84 -
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス …… - 84 -

(2) 保険会社等が取り扱う保険 - 98 -
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等 - 102 -
(4) 信託会社等が取り扱う信託 - 107 -
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け - 110 -
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス - 113 -
(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段 - 119 -
(8) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産 - 122 -
(9) 両替業者が取り扱う外貨両替 - 130 -
(10) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース - 134 -
(11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード - 137 -
(12) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産 - 142 -
(13) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属 - 146 -
(14) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス - 151 -
(15) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行 - 154 -
(16) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス - 156 -
(17) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス - 161 -

第６　危険度の低い取引 - 171 -

１　危険度を低下させる要因 - 171 -
２　危険度の低い取引の種別 - 172 -

今後の取組 - 174 -

はじめに

１　経緯

ＩＴの進歩や経済・金融サービスのグローバル化が進む現代社会において、マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）*1及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という。）に関する情勢は絶えず変化しており、その対策を強力に推進していくためには、各国が協調したグローバルな対応が求められる。

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、平成24年（2012年）２月に改訂した新「40の勧告」（以下「ＦＡＴＦ勧告」という。）において、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価」すること等を要請している。

また、平成25年（2013年）６月のロック・アーン・サミットにおいては、所有・支配構造が不透明な法人等がマネー・ローンダリングや租税回避のために利用されている現状を踏まえ、各国が「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる」こと等が盛り込まれた「法人及び法的取極めの悪用を防止するためのＧ８行動計画原則」（以下「Ｇ８行動計画原則」という。）の合意がなされた。

我が国では、ＦＡＴＦ勧告及びＧ８行動計画原則を踏まえ、同月、警察庁のほか、金融庁等の関係省庁により構成される作業チームを設置し、取引における犯罪による収益の移転の危険性の程度（以下「危険度」という。）の評価を行い、平成26年12月、「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」（以下「評価書」という。）を公表した。

その後、平成26年の犯罪収益移転防止法の改正により新設された犯罪収益移転防止法第３条第３項*2の規定に基づき、評価書の内容も踏まえた上で、国家公安委員会が、特定事業者*3等が行う取引の種別ごとに、危険度等を記載した犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）を毎年作成、公表している*4。

２　目的

ＦＡＴＦ勧告（勧告１）は、各国に対し、「自国における資金洗浄及びテロ資金供

---

*1 マネー・ローンダリングとは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。

*2 同項では、「国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする」と規定している。

*3 犯罪収益移転防止法第2条第2項各号に掲げる者をいう。

*4 マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、①テロ資金は必ずしも違法な手段で得られるとは限らないこと、②マネー・ローンダリングと比較してテロ資金供与に関係する取引は少額であり得ること、③マネー・ローンダリングとテロ資金供与では送金先等に関して注意を要する国・地域等が異なる場合があること等の相違点があり、本調査書では、当該相違点を踏まえた危険度等について記載しているところである。また、テロ資金供与自体が犯罪とされ、テロ資金そのものが犯罪収益としてマネー・ローンダリングの対象にもなり得ることから、他の犯罪収益と同様、テロ資金供与を行おうとする者は、その移動に際して様々な取引や商品・サービスを悪用することによりその発見を免れようとするものと考えられる。したがって、本調査書に記載する取引や商品・サービスの危険度には、テロ資金供与に利用される危険度も含まれる。

与のリスクを特定及び評価すること」を要請するとともに、同勧告の解釈ノートにおいて、事業者に対し、「自らが取り扱う商品・サービス等の資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価するための適切な手段」をとり、事業者自らがリスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することを要請している。リスクベース・アプローチは、特定・評価したリスクに見合ったリスク低減措置をとる方法であり、特定事業者は、膨大な数の取引についてマネー・ローンダリング等の疑いがあるかどうかを全て同一の水準で確認するのではなく、危険度の高い取引については通常の取引よりも厳格に確認することが求められ、危険度が低い取引については簡素化された措置が許容されるものである。リスクベース・アプローチの前提として、特定事業者は、自らが行う取引の危険度を的確に把握することが必要となる。そこで、犯罪による収益（以下「犯罪収益」という。）の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁（以下「所管行政庁」という。）等から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上で*1、その保有する情報や専門的知見をいかし、特定事業者が行う取引の種別ごとに、危険度を記載した調査書を作成し、公表している。

また、犯罪収益移転防止法及び規則*2において、特定事業者は、取引時確認等の措置を的確に行うため、取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、調査書の内容を勘案して、自らが行う取引の危険度等を記載した特定事業者作成書面等の作成その他の措置を講ずるよう努めなければならないとされており、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等対策を実施することが求められている。具体的には、業態や事業規模等に応じたリスク評価を自ら行う場合には、調査書に記載された自らが取り扱う取引等について、当該取引等の危険度が高いとされた理由も踏まえることが求められている。

なお、調査書以外では、所管行政庁のガイドラインの内容を踏まえることが必要であるほか、取引の相手方が特定事業者である場合は、調査書に記載されている当該取引の相手方が取り扱う商品・サービスの危険度を高める要因やマネー・ローンダリング等対策の状況を踏まえることも有益であると考えられる。

３　調査書の概要

本調査書では、第２において、地理的環境、社会的環境、経済的環境及び犯罪情勢等の観点から、我が国を取り巻く広範なリスクについて示した上で、第３において、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループといったマネー・ローンダリング等の主体、窃盗や詐欺、薬物事犯等の主な前提犯罪並びにマネー・ローンダリング等に悪用された主な取引等の手口について分析している。

---

*1　犯罪収益移転防止法第3条第4項では、「国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる」と規定している。

*2　犯罪収益移転防止法第 11 条及び規則第 32 条

また、第４において、危険度の高い取引を取引形態、国・地域及び顧客属性の観点から評価し、第５において、特定事業者が取り扱う商品・サービスのうち、他の業態のものよりも相対的に危険度が高い取引等を評価している。

【調査書の概要】

○　**広範なリスク分析**

我が国の環境			
1. 地理的環境	2. 社会的環境	3. 経済的環境	4. 犯罪情勢等

○　**個別のリスク分析**

マネー・ローンダリング事犯等の分析		
主　　体	**手　　口**	**疑わしい取引の届出**
1. 暴力団 2. 特殊詐欺の犯行グループ 3. 来日外国人犯罪グループ	1. 前提犯罪（窃盗、詐欺等） 2. マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	1. 業態別の通知件数

○　**危険度の評価①：危険度が高い取引形態、国・地域及び顧客属性**

取引形態	国・地域	顧客属性
1. 非対面取引 2. 現金取引 3. 外国との取引	1. FATF声明により対抗措置が要請されている国・地域 イラン・北朝鮮 2. FATF声明により対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域 ミャンマー （2023年６月FATF会合結果）	1. 暴力団等 2. 国際テロリスト（イスラム過激派等） 3. 非居住者 4. 外国の重要な公的地位を有する者 5. 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

○　**危険度の評価②：商品・サービス**

商品・サービス			
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	● 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス ● 資金移動サービス ● 暗号資産	**他の業態よりも相対的に危険度が高いと見込まれる取引**	● 電子決済手段
危険度が認められる取引	● 保険 ● 投資 ● 信託 ● 金銭貸付け ● 外貨両替 ● ファイナンスリース ● クレジットカード ● 不動産 ● 宝石・貴金属 ● 郵便物受取サービス ● 電話受付代行 ● 電話転送サービス ● 法律・会計関係サービス		

○　**危険度の低い取引（規則第４条で規定する簡素な顧客管理が許される取引）**

危険度を低下させる要因
1．資金の原資が明らか 2．顧客等が国又は地方公共団体 3．法令等により顧客等が限定されている 4．取引の過程において、法令により国等の監督が行われている 5．会社等の事業実態を仮装することが困難 6．蓄財性がない、又は低い 7．取引金額が規制の敷居値を下回る 8．顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている

４　近時の情勢変化を踏まえた主な変更点

令和５年調査書は、昨年同様、広範な概念のリスク評価からより限定した概念のリスク評価まで含めて記載している。また、国内外の情勢の変化、ＦＡＴＦによる第４次対日相互審査の結果等を踏まえ、記載内容の更新・充実を図った。

記載内容の更新・充実を図った主な点は、次のとおりである。

①　マネー・ローンダリング事犯の主体（暴力団、特殊詐欺の犯行グループ、来日外国人犯罪グループ）に関する分析を深化させ、特に特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等について記載を充実した。

②　令和４年の犯罪収益移転防止法改正により電子決済手段等取引業者が新たに特定事業者として追加されたことを踏まえ、「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」のリスク評価を行い、「危険性の認められる主な商品・サービス」として新たに記載した。

③　ＦＡＴＦによる声明、レポート等を参照し、ミャンマーとの取引により生じるリスクについて記載したほか、国際的に被害が広がっているランサムウェアや暗号資産をめぐる国際的な動向、我が国を取り巻く状況等について紹介した。

なお、本年調査書では、マネー・ローンダリング等対策を推進するため所管行政庁等で作成・公表しているガイドライン等について紹介しているほか、令和４年中における所管行政庁、業界団体及び特定事業者のマネー・ローンダリング等対策に係る取組についても記載した。

【FATF勧告対応法（令和4年法律第 97 号）の成立（令和4年 12 月）】

令和3年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査報告書において、暗号資産等への対応の強化及びマネー・ローンダリング対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告を受けたこと等を踏まえ、令和4年 12 月、「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下「FATF勧告対応法」という。）が成立した。

FATF勧告対応法の概要については次のとおりである。

図表１【ＦＡＴＦ勧告対応法の概要】

マネー・ローンダリング対策等の強化

● マネー・ローンダリング罪の法定刑引上げ（組織的犯罪処罰法・麻薬特例法）
犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑を引き上げる。
➡ 令和４年12月29日施行

● 犯罪収益等として没収可能な財産の範囲の改正（組織的犯罪処罰法）
犯罪収益等が不動産・動産・金銭債権でないときも、没収を可能とする。
➡ 令和４年12月29日施行

● テロ資金等提供罪の強化（テロ資金提供処罰法）
各罰則について、資金提供罪等の対象として、現行の「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と同等のものを条約の文言に合わせて追加するとともに、法定刑を引き上げる。
➡ 令和４年12月29日施行

● 法律・会計等専門家の確認義務等に係る規定整備（犯罪収益移転防止法）
法律・会計等専門家に係る取引時の確認事項に取引目的、法人の実質的支配者等を追加するとともに、疑わしい取引の届出義務に関する規定を整備する。
➡ 令和６年６月までの政令で定める日に施行

暗号資産等への対応の強化

● 暗号資産等に係るトラベルルール（犯罪収益移転防止法）
暗号資産交換業者等に対し、暗号資産の移転時等に顧客及び移転等の相手方に関する情報を相手方業者に通知する義務（トラベルルール）を課す。
➡ 令和５年６月１日施行

● 暗号資産交換業者等による資産凍結措置の態勢整備義務（外為法）
暗号資産交換業者、銀行等に対し、資産凍結措置の適切な実施のための態勢整備義務を課す。
➡ 令和６年４月１日施行

● 電子決済手段取引への対応（外為法）
新たな資産形態である電子決済手段に関する居住者・非居住者間の取引に対する資産凍結を強化する。
➡ 暗号資産：令和４年５月10日施行、電子決済手段：令和５年６月１日施行

第１　危険度調査の方法等

１　ＦＡＴＦガイダンス

危険度を調査する方法については、ＦＡＴＦが公表している「国が実施するリスク評価に関するガイダンス」（「National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment （February 2013）」）を参照した。同ガイダンスは、マネー・ローンダリング等のリスク評価の方法について世界共通のものはないとしつつ、リスク要素と評価プロセスに関する一般的な理解として次のものを示している。

(1) リスク要素

リスクは、次の３要素の作用と考えられる。

脅威	国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある者、物又は活動 例：犯罪者及びテログループ並びにそれらの助長者並びにそれらの資金、マネー・ローンダリング等に関連する犯罪等
脆弱性（ぜい）	脅威によって悪用されたり、脅威を助長したりする事柄 例：悪用され得る商品・サービスの特徴、マネー・ローンダリング等対策の不備等
影響	マネー・ローンダリング等が経済や社会生活に与える効果や危害 例：当該国の金融機関の評判への影響等

(2) 評価プロセス

リスク評価は、一般的に次の３段階のプロセスに分けられる。

特定プロセス（第１段階）	把握した脅威や脆弱性（ぜい）を基に、分析対象とするリスクを暫定的に特定する。当初特定されなかったものが後に特定されることもあり得る。
分析プロセス（第２段階）	特定したリスクについて、その性質、具体化する見込み等を検討する。
評価プロセス（第３段階）	リスクに対処する取組の優先度を判定する。

２　本危険度調査

(1) 調査の方法

本調査では、同ガイダンスを踏まえた上で、ＦＡＴＦ勧告、その解釈ノート*1、犯罪収益移転防止法上の措置、ＦＡＴＦ第３次及び第４次対日相互審査での指摘事項、マネー・ローンダリング事犯の検挙事例等を参考にして、我が国における、

○　脅威

犯行主体としての暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループ並びに犯罪収益を生み出す窃盗、詐欺等の前提犯罪等

*1　勧告 10（顧客管理）の解釈ノートは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」、「取引が現金中心である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」、「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策がとられていないとされた国」、「非対面の業務関係又は取引」等を挙げている。

○　脆弱性（ぜい）

預貯金口座、内国為替取引等の商品・サービス及び非対面取引、現金取引等の取引形態等

○　影響

移転され得る犯罪収益の大きさ、組織的な犯罪を助長する危険性や健全な経済活動に与える影響等

等を踏まえて、「取引形態」、「国・地域」及び「顧客」並びに「商品・サービス」の観点から、危険度に影響を与える要因*1を特定した。

そして、当該要因ごとに、

○　マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

○　マネー・ローンダリング事犯

○　疑わしい取引の届出状況

○　危険度を低減させるために執られている措置（特定事業者に対する法令上の義務、所管行政庁による特定事業者に対する指導・監督、業界団体又は特定事業者による自主的な取組等）に関する状況

等を分析し、多角的・総合的に危険度の評価を行った。

(2) 調査に用いた情報

調査においては、マネー・ローンダリング等対策について関係省庁間の緊密な連携を図る中で、幅広く収集した、

○　関係省庁が保有する統計、知見及び事例

○　業界団体が保有する情報や、特定事業者が取り扱っている国内外の商品・サービス及び実際に行っている取引の規模や種類等についての情報

○　事業者のマネー・ローンダリング等に対する認識の程度及び対策の状況についての情報

等を積極的に活用している。

また、これらの情報に加えて、法執行機関から提供される情報、過去３年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例や疑わしい取引の届出に関する情報等も用いて分析を行っている。さらに、関係省庁が国際協力の中で実施している海外当局との意見交換等により収集した情報、ＦＡＴＦが公表しているリスク分析に係る文書やリスクベース・アプローチによる監督に関するガイダンス、国際決済銀行の金融安定研究所（Financial Stability Institute）から定期的に発行されるレポート等、国際組織が保有又は公表している情報・統計等を活用することにより、我が国固有のリスクだけではなく、前提犯罪、マネー・ローンダリング等の世界的な動向を踏まえた外部リスクの分析も行っている。

---

*1　これらのほか、危険度を高める要因として、事業者の規模が挙げられる。取引量や取引件数が多いほど、その中に紛れた犯罪収益を特定し、追跡することが困難となること等から、一般に事業者の規模が大きくなるほど危険度が上昇するといえる。これに対して、犯罪収益移転防止法では、事業者に取引時確認等を的確に行うための措置を義務付け、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならないこととし、規模に応じた体制整備を通じて、危険度の低下を図っている。

第２　我が国の環境

１　地理的環境

我が国は、ユーラシア大陸東方に位置し、北東アジア（又は東アジア）と呼ばれる地域にあり、太平洋、オホーツク海、日本海及び東シナ海に囲まれている島国で、領土の総面積は、約 37 万 8,000 平方キロメートルである。他国との間での人の往来や物流は海空港を経由して行われ、全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸阻止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。

２　社会的環境

我が国の総人口は令和４年 10 月１日現在で約１億 2,495 万人となっており、12 年連続で減少しているほか、総人口に占める 65 歳以上人口の割合は 29.0％と過去最高となり、他の先進諸国と比較しても最も高い水準にある。日本社会は、人口減少や急速な高齢化等に直面しており、今後、我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入り、2056 年には１億人を割るという推計がある。

令和４年の外国人入国者数*1は約 420 万人で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための水際対策が緩和されたことにより、前年に比べ大幅に増加したものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である令和元年と比べると、約 2,700 万人（約 86.5%）減少している。新規入国者は約 342 万人であり、国籍・地域別にみると韓国が最も多く、次いで台湾、米国の順となっており、目的（在留資格）別にみると短期滞在が最も多く、次いで技能実習、留学の順となっている。

令和４年末現在の在留外国人数は約 308 万人であり、前年末と比べ 11.4％増加している。国籍・地域別の在留外国人数をみると、中国*2が最も多く全体の 24.8％を占め、次いでベトナム、韓国の順となっている。

３　経済的環境

我が国の経済は、世界経済の中で重要な地位を占めている。令和４年の名目ＧＤＰ（2023 年４－６月期２次速報値）は約 557.2 兆円で、米国、中国に次ぐ世界第３位の経済規模を誇り、令和４年の購買力平価ＧＤＰは中国、米国、インドに次いで世界第４位である。令和４年度の実質ＧＤＰ成長率は 1.4％、令和３年の経済活動別（産業別）のＧＤＰの構成比（名目）のシェアは、第１次産業が 1.0％、第２次産業が 26.1％、第３次産業が 72.9％である。令和４年の貿易額（確々報値）は、輸出額約 98 兆 1,750 億円、輸入額約 118 兆 1,410 億円で、主な輸出相手国等は中国、米国、韓国等で、輸入相手国は中国、米国、オーストラリア等である。

なお、我が国では対外取引が自由に行われることを基本としつつも、北朝鮮のミサイル発射や核実験、イランの核開発、ロシアによるウクライナ侵略等を踏まえ、外為

---

*1 「新規入国者数」と「再入国者数」の合計。「新規入国者」とは、我が国への入国時に在留資格を受けて上陸を許可された者の数、「再入国者数」とは、我が国に、中長期にわたり在留している外国人（特別永住者を含む。）で、一時的に我が国を出国し、再び入国した者の数をいう。

*2 本調査書中の「中国」には、特に断りのない限り、「台湾」、「香港特別行政区」及び「マカオ特別行政区」を含まない。

法に基づく経済制裁措置を実施している。

令和２年から令和４年の間の主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数*1は次のとおりである。

図表２【主な経済制裁措置関連国に関する疑わしい取引の年間通知件数】

送金先（元）国名	令和２年(件)	令和３年(件)	令和４年(件)
イラク	9	9	8
コンゴ民主共和国	43	58	70
スーダン	2	4	3
北朝鮮	1	1	1
ソマリア	0	1	1
リビア	1	0	0
シリア	1	2	1
ロシア	927	901	917
ベラルーシ	9	21	14
中央アフリカ	1	1	0
イエメン	0	4	3
南スーダン	1	0	0
マリ	2	5	2
ハイチ	0	3	1

また、我が国は、グローバルな金融の中心として高度に発達した金融セクターを有しており、世界有数の国際金融センターとして相当額の金融取引が行われている。金融システムは、全国的に張り巡らされており、迅速かつ確実に資金を移動させることができる。令和４年３月末時点の主要金融機関*2の店舗数は 37,399 店舗（うち海外店舗は 172 店舗）で、ＡＴＭは約８万 8,000 台*3が設置されており、金融システムへのアクセスが容易である。さらに、ＦＳＢ（金融安定理事会）が令和４年（2022 年）に指定したグローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ（Global Systemically Important Banks））30 行のうち、３行が我が国の金融機関である。

我が国の金融取引の規模をみると、令和５年３月末時点の銀行の預金残高は、約 1,152 兆円、令和４年中の決済取引は、内国為替取扱状況（他行為替取扱高）が約 3,336 兆円（約 19 億件）で、１日平均約 14 兆円（約 771 万件）、外国為替円決済交換高が約 5,346 兆円（約 730 万件）で、１日平均約 22 兆円（約 3.0 万件）となっている。

*1　年間通知件数とは、国家公安委員会・警察庁が特定事業者の所管行政庁から通知された疑わしい取引の届出件数である。

*2　本項目における主要金融機関とは、都市銀行、地方銀行、信託銀行、第二地方銀行及びゆうちょ銀行を指す。

*3　ATMの台数については、都市銀行、地方銀行、信託銀行及び第二地方銀行は令和4年９月末時点、ゆうちょ銀行は令和4年3月末時点を基準に算出した。

次に、証券市場の規模をみると、令和４年 12 月末時点の我が国の株式時価総額は約 705 兆円となっている。なお、令和４年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額*1は、プライム市場で約 606 兆円、スタンダード市場で約 16 兆円、グロース市場で約 25 兆円となっている。

現金取引に関しては、金融機関の店舗やＡＴＭが多く、預金口座からの現金の引き出しや口座への入金を行いやすいことや紙幣の偽造防止技術の水準が高く、偽札の流通が少ないこと等があいまって、我が国の現金流通状況は他国に比べて高い状況にある。一方、キャッシュレス化の推進等によるキャッシュレス決済比率*2の上昇に伴い、決済における現金の使用比率は相対的に減少しており、キャッシュレス化の推進が、現金取引に係るマネー・ローンダリング等の抑制につながることが期待されている。

このように、グローバル化し、高度に発展した我が国の経済的環境は、マネー・ローンダリング等を企図する国内外の者に対して、マネー・ローンダリング等を行うための様々な手段・方法を提供することとなる。これらの者は、世の中に存在する様々な取引や商品・サービスの中から最も適した手段・方法を選択し、マネー・ローンダリング等を敢行しようとする。一たび、犯罪収益等が我が国の金融システム等を通じて我が国の経済活動の中に投入され、膨大な合法的資金や取引の中に紛れてしまうと、その中から犯罪収益等を特定し、追跡することは非常に困難である。

４　犯罪情勢等

(1) 国内犯罪情勢

ア　刑法犯認知件数等

我が国の犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、平成 15 年以降一貫して減少してきたところ、令和４年は 60 万 1,331 件と戦後最少となった令和３年を上回っており（前年比 5.8％増加）、今後の動向について注視すべき状況にある。

なお、刑法犯認知件数が戦後最多となった平成 14 年からの減少率は 78.9％となっている。

刑法犯検挙件数の総数は 25 万 350 件と前年比で 5.3％減少しており、検挙率についても 41.6％と前年比で 5.0 ポイント減少している。

イ　サイバー事案*3等

令和４年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢は、ランサムウェアの感染被害が拡大するとともに、我が国の暗号資産関連事業者、学術関係者等を標的としたサイバー攻撃が明らかになり、また、インターネットバンキングに係る不

*1　東京証券取引所は、令和4年4月４日、市場区分を「プライム市場」、「スタンダード市場」及び「グロース市場」の3つの新しい市場区分へと再編したことから、令和4年においては、1月４日から4月１日分の売買金額を含んでいない。

*2　「2022 年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（経済産業省）によると、キャッシュレス決済比率は、2019 年 26.8%から 2022 年 36.0%に上昇している。

*3　サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

正送金被害が下半期に急増するなど、引き続き極めて深刻な情勢にある。

(ｱ) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の状況

インターネットバンキングに係る不正送金事犯は、令和２年以降、発生件数、被害額共に減少傾向が続いていたが、令和４年は発生件数が 1,136 件、被害総額は約 15 億円と、いずれも３年ぶりに前年比増加となった（それぞれ前年比で 94.5%、85.2%増加）。

その被害の多くがフィッシングによるものとみられており、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する電子メールが多数確認されている。フィッシング対策協議会によれば、令和４年中のフィッシング報告件数は 96 万 8,832 件（前年比で 84.0%増加）と、右肩上がりで増加しており、フィッシングサイトへ誘導する電子メールは、クレジットカード事業者、ＥＣ事業者を装ったものが多くを占めた（図表３参照）。また、一般社団法人日本クレジット協会によると、令和４年中の番号盗用型のクレジットカード不正利用被害額は約 412 億円（前年比 32.1%増）と前年に比べ増加した*1。

図表３【フィッシング報告件数】

	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
報告件数（件）	19,960	55,787	224,676	526,504	968,832

(ｲ) ランサムウェアの状況

令和４年中に警察庁に報告されたランサムウェアによる被害件数は 230 件（前年比で 57.5%増加）と、令和２年下半期以降、右肩上がりで増加している（図表４参照）。その被害は、企業・団体等の規模やその業種を問わず広範に及び、国内の自動車関連企業で生産・販売活動等の停止等を余儀なくされた事案や、国内の医療機関において電子カルテシステムに障害が発生して手術の延期や外来診療及び救急外来の受入れが一時停止した事案等、社会インフラの機能の停止や低下により、国民生活及び社会経済活動に多大な影響が生じた事案が確認されている。その感染経路に着目すると、ＶＰＮ機器の脆（ぜい）弱性等がランサムウェアの感染経路となる事例が依然として多くを占めており、一たび感染すると、被害は当該組織に限られないことから、サプライチェーンに関わる事業者へ感染が拡大する事例も確認された。

被害の特徴としては、

○　二重恐喝（ダブルエクストーション）*2による被害が多くを占めること

被害件数（230 件）のうち、警察として対価要求手口を確認できた被害は 182 件あり、このうち、二重恐喝の手口によるものは 119 件で 65%を占めている

*1　一般社団法人日本クレジット協会ウェブサイト「日本のクレジット統計 2022 年版」

*2　「二重恐喝（ダブルエクストーション）」とは、データの暗号化のみならず、データを窃取した上、企業等に「対価を支払わなければ当該データを公開する」などと対価（金銭又は暗号資産）を要求する手口をいう。

○　暗号資産による対価の要求が多くを占めること

被害件数（230 件）のうち、直接的に対価の要求があった被害は 54 件あり、このうち、暗号資産による支払の要求は 50 件で 93%を占めている

○　企業・団体等の規模を問わず被害が発生していること

被害件数（230 件）の内訳を企業・団体等の規模別*1にみると、大企業は 63 件、中小企業は 121 件であり、その規模を問わず、被害が発生している等が挙げられる。

図表４【企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数】

	令和２年下半期	令和３年上半期	令和３年下半期	令和４年上半期	令和４年下半期
報告件数（件）	21	61	85	114	116

(ｳ) 特定の事業者等を標的としたサイバー攻撃

北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループが用いる手口と同様のサイバー攻撃が、我が国の暗号資産交換業者に対してもなされており、数年来、我が国の関係事業者もこのサイバー攻撃グループによるサイバー攻撃の標的となっていることが強く推察される状況となった。また、近年、国内の学術関係者、シンクタンク研究員等に対して、一定の共通する手口で不正プログラムを実行させ、情報窃取を試みるサイバー攻撃が多数確認された。

(ｴ) 検挙状況

サイバー事案の検挙件数*2は、令和４年４月から 12 月までの間で 1,844 件であり、また、近年、検挙件数が増加傾向にあるサイバー犯罪*3についてみると、令和４年中の検挙件数は、12,369 件で過去最多となった（図表５参照）。

図表５【サイバー犯罪の検挙状況】

	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
検挙件数（件）	9,040	9,519	9,875	12,209	12,369

さらに、令和４年中における不正アクセス禁止法違反の検挙件数は 522 件と、前年同期と比べて 93 件増加し、その特徴は次のとおりである。

○　検挙件数のうち 482 件が識別符号窃用型*4で、全体の 92.3%を占めた。

○　識別符号窃用型の不正アクセス行為に係る手口では、「利用権者のパスワ

*1　中小企業基本法第2条第1項に基づき分類した。
*2　警察法の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）施行後から集計を開始
*3　不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号））違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪
*4　不正アクセス行為は、他人の識別符号を無断入力する「識別符号窃用型」と、アクセス制御機能による特定利用の制限を免れる情報（識別符号を除く）又は指令を入力する「セキュリティ・ホール攻撃型」に分類することができる。

ードの設定・管理の甘さにつけ込んで入手」が最多であった。

○　被疑者が不正に利用したサービスは「オンラインゲーム・コミュニティサイト」が最多、次いで「社員・会員用等の専用サイト」が多かった。

(2) テロ情勢

国際テロ情勢としては、ＩＳＩＬ*1が従前から、「対ＩＳＩＬ有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行するよう呼び掛けているほか、ＡＱ*2及びその関連組織も欧米諸国等に対するテロの実行を呼び掛けている。また、令和３年(2021年）８月にタリバーンによってカブールが制圧されたアフガニスタンでは、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されている。さらに、世界各地でテロ事件が発生するとともに、海外で邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案も発生しており、我が国に対するテロの脅威は継続しているといえる。北朝鮮による拉致容疑事案についても、発生から長い年月が経過しているが、いまだに全ての被害者の帰国は実現しておらず、一刻の猶予も許されない状況にある。

こうした情勢に加え、サイバー空間においては、世界的規模で政府機関や企業等を標的とするサイバー攻撃が発生しており、我が国において、社会の機能を麻痺(ひ)させるサイバーテロが発生することも懸念される。

*1　Islamic State in Iraq and the Levant の頭字語。いわゆるイスラム国

*2　Al-Qaeda（アル・カーイダ）の略

第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析

令和４年中のマネー・ローンダリング事犯*1の検挙件数は726件で、前年と比べ94件増加した（図表６参照）。

図表６【マネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分＼年	令和２年		令和３年		令和４年	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
マネー・ローンダリング事犯検挙件数	600	－	632	－	726	－
組織的犯罪処罰法に係る検挙件数	597	99.5	623	98.6	709	97.7
麻薬特例法に係る検挙件数	3	0.5	9	1.4	17	2.3

１　主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして、暴力団、特殊詐欺の犯行グループ及び来日外国人犯罪グループがある。

(1) 暴力団

我が国においては、暴力団によるマネー・ローンダリングがとりわけ大きな脅威として存在している。令和４年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）によるものは64件で、全体の8.8%を占めている（図表７参照）。そのうち、組織的犯罪処罰法に係るものが62件（法人等事業経営支配１件、犯罪収益等隠匿事件43件及び犯罪収益等収受事件18件）で、麻薬特例法に係るものが２件（薬物犯罪収益等隠匿事件２件）であった。

令和２年から令和４年までのマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものについて前提犯罪別にみると、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯*2が多い。

また、これらの犯罪収益の合計金額（金額換算できるものに限る。）は、約13億5,000万円で、犯罪収益の形態は現金（預金債権含む。）が検挙件数の75.8%を占めており、１件当たりの犯罪収益金額は約730万円であった。

さらに、取引等別にみると、内国為替*3が全体の31.3%を占めているほか、どの商品・サービスも介さずに犯罪収益を現金で受け取るものが21.6%を占めている。暴力団構成員等に使用された口座をみると、架空・他人名義口座の使用が82.3%を占めており、その中でも暴力団構成員等の知人名義口座の使用が31.6%、同じく親族名義口座の使用が21.5%と、暴力団構成員等との関係が近い者の名義の口座の使用が半数以上を占めている。

---

*1　組織的犯罪処罰法第9条、第10条及び第11条並びに麻薬特例法第6条及び第7条に規定する罪をいう。

*2　無登録・高金利事犯（貸金業法（昭和58年法律第32号）違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯）及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯）をいう。

*3　その他の取引については、本調査書中「第3　マネー・ローンダリング事犯等の分析」の「2(2)マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等」の項目に記載している。

暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を敢行しており、獲得した犯罪収益について巧妙にマネー・ローンダリングを行っている。

暴力団によるマネー・ローンダリングは、国際的に敢行されている状況もうかがわれる。平成 23 年（2011 年）７月、米国は「国際組織犯罪対策戦略」を公表し、国境をまたいで犯罪で収益を得ている犯罪組織に対して経済制裁等を科す大統領令*1において、我が国の暴力団を「重大な国際犯罪組織」の一つに指定し、米国内にある又は米国人が所有・管理をする暴力団の資産を凍結するとともに、米国人が暴力団と取引を行うことを禁止した。

図表７【暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分＼年	令和２年		令和３年		令和４年	
	件数（件）	全体に占める割合（%）	件数（件）	全体に占める割合（%）	件数（件）	全体に占める割合（%）
暴力団構成員等に係る検挙件数	58	9.7	64	10.1	64	8.8
組織的犯罪処罰法に係る検挙件数	57	9.5	60	9.6	62	8.7
麻薬特例法に係る検挙件数	1	33.3	4	44.4	2	11.8

(2) 特殊詐欺*2の犯行グループ

特殊詐欺の犯行グループは、首謀者を中心に、いわゆる「架け子」、「受け子」、「出し子」、「現金回収・運搬役」、「リクルーター」、「犯行ツール調達役」等の役割分担を細分化させるとともに、指示役と実行役との間の指示・連絡に秘匿性の高い通信手段を用いるなどして犯行の手口を一層巧妙化させた上、預貯金口座、携帯電話、電話転送サービス等の各種ツールを巧妙に悪用して、組織的に詐欺を行っている。

また、自己名義の口座や、偽造した本人確認書類を悪用するなどして開設した架空口座等を不正に譲渡する者がおり、マネー・ローンダリングの敢行をより一層容易にしている。近年では、外国の犯行拠点の存在も表面化し、特殊詐欺で得た犯罪収益を外国へ運搬している実態が認められる。

さらに、犯行グループに対して、預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者や、電話転送サービス等の提供を行うなどしている悪質な事業者の存在も依然として認められる。中には、電話転送サービス事業者が特殊詐欺の犯行に使用されると知りながらＩＰ電話回線利用サービスを提供していた事例や、電話転送サービス事業者らが特殊詐欺の犯行グループと結託して特殊詐欺でだまし取った電子マネーを買取事業者に買い取らせた上でその代金を別の電話転送サービス事業者の個人口座に入金させていた事例もあるなど、特殊詐欺に悪用されているサービスを取り扱う事業者が主体的に特殊詐欺の犯行に関与している実態も認められる。

---

*1　Executive Order 13581 of July 24,2011

*2　特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称をいう。

警察では、特殊詐欺等から高齢者等を守るための総合対策として犯罪対策閣僚会議において令和元年６月に策定された「オレオレ詐欺等対策プラン」や、同会議で令和５年３月に策定された「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえ、関係行政機関、事業者等とも連携しつつ、特殊詐欺等の撲滅に向けた諸対策を推進している。

【特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等】

1　特殊詐欺の認知件数等

令和4年中の特殊詐欺の認知件数は 17,570 件、被害額は 370.8 億円と、前年に比べて共に増加し、被害額は8年ぶりに増加に転じるなど深刻な情勢にある。被害は大都市圏に集中しており、令和4年中の東京の認知件数は 3,218 件、神奈川 2,090 件、大阪 2,064 件、千葉 1,457 件、埼玉 1,387 件、兵庫 1,074 件及び愛知 980 件で、総認知件数に占めるこれら7都府県の合計認知件数の割合は 69.8%を占めている。また、認知件数（法人被害を除く。）に占める高齢者（65 歳以上）被害の割合は 86.6%で、特に 65 歳以上の高齢女性の被害の割合は 66.2%に上り、被害の多くを占めている。

図表８【特殊詐欺の認知件数・被害総額】

区分＼年	令和２年	令和３年	令和４年
認知件数　（件）	13,550	14,498	17,570
被害総額　（円） （実質的な被害総額）	28,523,359,039	28,199,462,547	37,081,354,580

注1：警察庁の資料による。
　2：実質的な被害総額とは、詐取又は窃取されたキャッシュカードを使用してATMから引き出された額（実務統計による集計値）を被害総額に加えた額である。

2　特殊詐欺の手口

特殊詐欺の主な手口と令和4年中のそれぞれの認知件数等は次のとおりである。

○　オレオレ詐欺（認知件数：4,287 件（割合 24.4%）、被害額：129.3 億円）
　親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る手口

○　預貯金詐欺（認知件数：2,363 件（割合 13.4%）、被害額：28.9 億円）
　自治体や税務署の職員等を名乗り、医療費等の払戻しがあるからと、キャッシュカードの確認や取替えの必要があるなどの口実で自宅を訪れ、キャッシュカードをだまし取る手口

○　キャッシュカード詐欺盗（認知件数：3,074 件（割合 17.5%）、被害額：46.9 億円）
　警察官等と偽って電話をかけ、「銀行口座が不正に利用されている」「預金を保護する手続をする」などとして、嘘の手続を説明した上で、キャッシュカードをすり替えるなどして盗み取る手口

○　架空料金請求詐欺（認知件数：2,922 件（割合 16.6%）、被害額：101.8 億円）
　未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る手口

○　還付金詐欺（認知件数：4,679 件（割合 26.6%）、被害額：53.7 億円）
　税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口

上記のとおり、認知件数を犯行手口別にみると、令和3年に急増した還付金詐欺が全体の 26.6%を占める一方で、オレオレ詐欺やキャッシュカード詐欺盗の占める割合が多い。

3　被害金交付形態別の認知状況

被害金の交付形態は、被害者と直接対面して犯行に及ぶものとしては現金手交型、キャッシュカード手交型及び窃取型があり、非対面での交付形態には、振込型、現金送付型、電子マネー型がある。

令和4年中のそれぞれの被害金交付形態の認知件数等は次表のとおりである。

図表９【被害金交付形態別の認知状況】

	交付形態	認知件数（件）	被害額（億円）	認知件数に占める割合（%）
直接対面	現金手交型	3,981	130.0	22.7
	キャッシュカード手交型	2,671	39.8	15.2
	キャッシュカード窃取型	3,074	46.9	17.5
非対面	振込型	6,058	105.3	34.5
	現金送付型	319	38.6	1.8
	電子マネー型	1,416	9.9	8.1

注1：警察庁の資料による。
　2：特殊詐欺の上記交付形態以外の認知件数及び被害額は含まれていない。

認知件数の最も多い振込型では、被害者が、自分の口座に還付金を送金してもらうためのATMのタッチパネルの操作と思い込み、実際には自分の口座から犯人側が用意した口座に送金するための操作をしてしまう還付金詐欺の被害が認められるところ、主な送金先は犯行グループが管理する架空・他人名義口座であり、マネー・ローンダリングが行われている実態が認められる。

4　マネー・ローンダリング事犯

特殊詐欺の犯行グループが関与したマネー・ローンダリング事犯には、

○　詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませ、現金を払い出すもの

○　詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませた後、別の銀行口座に送金する、又は暗号資産交換業者の口座に送金して犯人が管理するアカウントに入金するもの

○　不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、犯人が管理する架空・他人名義口座に送金した後、現金を払い出すもの

○　不正に入手したキャッシュカードを使用してATMを操作し、暗号資産交換業者の口座に送金し、犯人が管理するアカウントに入金するもの

○　不正に入手した電子ギフト券（前払式支払手段）を、電子ギフト券の売買等を仲介するサイトを通じて売却し、販売代金を犯人が管理する口座に入金するもの

等があり、被害金は、現金で受領するほか、架空・他人名義口座に振り込ませるものが多いが、現金の振込み以外にも電子マネー利用権（前払式支払手段）を不正入手する事例もみられる。また、振込先の口座に振り込まれた被害金は、被害発覚後に金融機関等により当該口座が凍結されることを回避するため、犯人によって入金直後に払い戻されたり、他口座へ送金されたり、複数の口座を経由して移転されたりする傾向があるほか、暗号資産口座に移転される事例がみられる。

なお、移転先となる口座の名義は、個人名義、法人名義、屋号付きの個人名義等のほか、外国人が帰国時等に売却した口座が利用されるなど様々である。

5　特殊詐欺に用いられる通信手段と対策

特殊詐欺の被害の大半は犯人からの電話を受けることに端を発しており、警察は犯人側の電話番号が判明したときは、通信事業者に依頼して、当該番号を使用不能にする措置を講じ、更なる被害の防止を図っている。

犯人側が利用する電話番号には、電話転送サービスを利用したものが認められるが、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識しながら意図的に電話番号を犯行グループへ提供しているものの存在が認められる。令和5年6月、総務省は、悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に、当該事業者の保有する全ての固定電話番号等を一括で利用制限することができるようスキームの改定を行った。

また、「050」から始まる特定IP電話番号を使用した通話を可能とするアプリケーション・ソフトウェアを用いて移動端末設備（スマートフォンやタブレット端末等）において通話することを可能とするもの（いわゆる 050 アプリ電話）が利用されることも多い。そのため、令和5年8月、総務省では、050 アプリ電話を新たに携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供契約時の本人確認義務の対象とする省令改正を行った。

6　被害防止等に向けた取組

金融機関では、ATM設置場所での高齢者への声掛けや「ATMでの携帯電話の通話は、しない、させない」取組等を推進し、被害防止に努めているが、それに加えて、被害の発生状況に応じ、顧客の過去の取引履歴や年齢等の顧客情報に着目した上で、ATMでの振込み及び引き出しの制限又はその基準の見直しが的確にされていくことが重要である。また、窓口での引き出しにおいても、被害者自身がだまされており、犯人の言いなりになっているので、窓口の職員が目的を確認しても、犯人の指示に従い虚偽の目的を言うことがあるため、顧客が特殊詐欺等の犯罪に巻き込まれるおそれがある場合には、被害防止のため、さらに踏み込んだ対応を行う必要がある。

なお、個別の金融機関では、ATM取引において、特殊詐欺の被害が疑われる口座の動きを検知して、出金・送金等を阻止しようとする取組や、不正に譲渡された口座が特殊詐欺に利用されていることへの対応として、なりすましによる口座開設阻止のための本人確認強化や、在留外国人名義の口座について在留期間満了後の不正利用防止等のための口座モニタリング等といった取組が行われている。

特殊詐欺の犯行グループは、社会情勢の変化等に応じて、犯行の手口や地域・時間帯等を随時変化させていることから、特殊詐欺対策は、官民が幅広く連携し一体となって取り組むべき社会の重要課題の一つである。

(3) 来日外国人*1犯罪グループ

外国人が関与する犯罪には、法制度や取引システムの異なる他国に犯罪収益が移転することによってその追跡が困難となるほか、来日外国人等で構成される犯罪グループがメンバーの出身国に存在する別の犯罪グループの指示を受けて犯罪を敢行するなどの特徴がある。また、その人的ネットワークや犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることがあり、巧妙化・潜在化する傾向を有する。

令和４年中のマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、来日外国人によるものは 108 件で、全体の 14.9％を占めている（図表 10 参照）。

図表 10【来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数】

区分＼年	令和２年		令和３年		令和４年	
	件数（件）	全体に占める割合（%）	件数（件）	全体に占める割合（%）	件数（件）	全体に占める割合（%）
来日外国人に係る検挙件数	79	13.2	91	14.4	108	14.9
組織的犯罪処罰法に係る検挙件数	79	13.2	91	14.6	103	14.5
麻薬特例法に係る検挙件数	0	0.0	0	0.0	5	29.4

過去３年間の組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯検挙件数について国籍等別にみると、中国及びベトナムが多く、特に中国が全体の半数近くを

＊1 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いたものをいう。

占めている。これらを前提犯罪別にみると、詐欺が最も多く、次いで窃盗、入管法違反の順となっており、取引等別にみると、内国為替取引が最も多く、次いでクレジットカード、現金取引、前払式支払手段の順となっている。

なお、内国為替取引、預金取引等の悪用により預金口座が使用されたマネー・ローンダリング事犯のうち、外国人が名義人となる架空・他人名義口座を使用するものが６割を超えている。

また、過去３年間の預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反事件の国籍等別の検挙件数では、ベトナムが全体の約７割を占めている。

さらに、過去３年間の疑わしい取引の届出の通知件数は、国籍等別ではベトナム及び中国に関する届出が多く、特にベトナムに関する届出が近年大幅に増加している。来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等については、次のとおりである。

【来日外国人犯罪をめぐる昨今の犯罪情勢等】

令和4年中における来日外国人犯罪の総検挙件数（刑法犯検挙件数及び特別法犯検挙件数）及び総検挙人員（刑法犯検挙人員及び特別法犯検挙人員）は、いずれも前年に比べ減少している。また、総検挙件数・人員共にベトナムと中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれも令和3年に引き続きベトナムが最多となっている。令和4年中の総検挙人員 9,548 人の国籍等別の内訳は、ベトナム 3,432（構成比率 35.9％）、中国 2,006（同 21.0％）、フィリピン 626（同 6.6％）、ブラジル 509（同 5.3％）、タイ 348（同 3.6％）等となっている。

令和4年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約 19 億円に上り、このうち約 14 億円（構成比率 73.3％）が窃盗犯被害、約5億円（同 26.2％）が知能犯被害によるものである。

1　来日ベトナム人犯罪の検挙状況等

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の 41.8％、総検挙人員の 35.9％を占め、総検挙件数・人員共に最も多くなっている。ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が 73.2％を占め、特に万引きが 53.8％となっている。

ベトナム国籍の在留外国人*1は約 49 万人で、全在留外国人のうち約 16％を占める。過去5年間、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。近年、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。

来日ベトナム人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数を前提犯罪別にみると、詐欺が 26.9％と最も多く、次いで窃盗が 20.5％、入管法違反が 19.2％の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、内国為替取引が 28.6％と最も多い。

来日ベトナム人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は次のとおりである。

○　SNSを利用して外国送金の依頼を受け付け、日本国内に開設された架空・他人名義口座に現金を入金させるなどして地下銀行を営んだ。

○　偽造在留カード等の販売代金を架空・他人名義口座に入金させた。

○　窃盗により入手した化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送した。

*1　出入国在留管理庁の在留外国人統計（2022 年 12 月末）による。なお、「在留外国人」とは、中長期在留者及び特別永住者をいう。以下、本項目については同じ。

○　偽造在留カードを利用し、架空人になりすまして盗品を売却した。

2　来日中国人犯罪の検挙状況等

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の 22.2%、総検挙人員の 21.0%を占め、総検挙件数・人員共にベトナムに次いで多い。中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が 53.0%、詐欺犯が 20.4%、粗暴犯が 13.5%となっている。

中国国籍の在留外国人は約 76 万人で、全在留外国人のうち約 25%を占める。中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込んだりなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力の拡大を図りつつあるほか、近年、中国人犯罪組織がSNS等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。

来日中国人によるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数を前提犯罪別にみると、窃盗が 43.2%と最も多く、次いで詐欺が 36.7%、電子計算機使用詐欺が 10.8%の順となっている。また、悪用された取引等別にみると、クレジットカードが 25.3%と最も多く、次いで前払式支払手段が 16.0%の順となっている。

来日中国人による主なマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は次のとおりである。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用して購入した商品を、カード名義人になりすまして受領した。

○　スキミングで不正に入手した情報から偽造キャッシュカードを作成し、同カードを使用して、架空・他人名義口座へ送金した。

○　飲食店を営む経営者が、酔客からクレジットカードを窃取し、カード名義人になりすまして、正規の飲食の支払を装ってクレジットカード決済をし、飲食代金分の入金を受けた。

○　無許可の風俗店営業において、クレジットカード決済による売上金を架空・他人名義口座に入金させた。

○　売春を行う場所を提供するなどして得た犯罪収益を、架空・他人名義口座に入金させた。

○　代金引換サービスを利用して偽ブランド品を販売し、犯罪収益である売上金を架空・他人名義口座に入金させた。

3　その他来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯

○　ナイジェリア人らが、虚偽の内容の電子メールを送信するなどして米国の会社からだまし取った詐取金を日本国内に開設された法人名義の口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装った。

○　ナイジェリア人らが、SNSを通じて知り合った被害者からだまし取った詐取金を日本国内に開設された架空・他人名義口座に入金させた。

○　ミャンマー人が、外国送金の依頼を受けて、日本国内に開設された架空・他人名義口座に現金を入金させるなどして地下銀行を営んだ。

○　スリランカ人が、偽装結婚を仲介して得た報酬を、架空・他人名義口座に入金させた。

２　手口

(1) 前提犯罪

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法では、マネー・ローンダリングの罪の構成要件として、一定の前提犯罪から得られた収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的として行う一定の行為を規定している。前提犯罪は、不法な収益を生み出す犯罪であって、死刑又は無期若しくは長期４年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪、組織的犯罪処罰法の別表第１又は別表第２に掲げる罪及び麻薬特例法に掲げる薬物犯罪である。

令和２年から令和４年までの間におけるマネー・ローンダリング事犯の前提犯罪別の検挙件数*1は、次表のとおりである。

図表 11【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯前提犯罪別の検挙件数・割合】

前提犯罪	窃盗	詐欺	電子計算機使用詐欺	出資法・貸金業法違反	常習賭博及び賭博場開張等図利	入管法違反	薬物事犯	風営適正化法違反	商標法違反	文書偽造事犯	恐喝	わいせつ物頒布等	売春防止法違反	業務上横領	強盗	私電磁的記録不正作出	その他	合計
件数(件)	701	691	220	67	38	34	33	26	26	24	20	20	18	17	13	12	61	2,021
割合(%)	34.7	34.2	10.9	3.3	1.9	1.7	1.6	1.3	1.3	1.2	1.0	1.0	0.9	0.8	0.6	0.6	3.0	100

注　１：薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。
　　２：文書偽造事犯とは、刑法第 154 条から第 161 条の１までの罪をいう。

前提犯罪の種類によって、生み出される犯罪収益の規模、マネー・ローンダリング事犯等との関連性、悪用される取引の状況、組織的な犯罪を助長する危険性、健全な経済活動に与える影響等は異なる。

また、前提犯罪によっては、暴力団や国際犯罪組織の関与が認められるものもある。主たる前提犯罪についての分析は次のとおりである。

ア　窃盗

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

窃盗については、侵入窃盗、自動車盗、万引き等様々な手口があり、被害額が比較的少額なものもあるが、暴力団や来日外国人犯罪グループ等の犯罪組

*1　令和2年から令和4年までの間における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙件数は 1,958 件であるが、前提犯罪別の検挙件数の合計は 2,021 件である(図表 11 参照)。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

織によって反復継続して実行され、多額の犯罪収益を生み出す事例がみられる。令和４年中における窃盗の被害総額は約 585 億円（現金被害総額約 160 億円）となっており、多額の犯罪収益を生み出している。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

窃盗を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　窃盗により得た現金を、事情を知らない知人に両替させ、さらに知人からの振込みを装って犯人名義口座に入金させるもの

○　窃盗により得た現金で電化製品を購入し、さらに同電化製品をフリーマーケットアプリで売却するもの

○　窃盗により得た物品を、フリーマーケットアプリで架空・他人名義アカウントを利用して売却し、売却代金を架空・他人名義口座に入金させるもの

○　ヤードに持ち込まれた自動車が盗難品であることを知りながら買い取り、保管するもの

○　ベトナム人グループ等が、窃盗により得た化粧品等を処分役等に発送する際、送り状に記載する品名や依頼主を偽って発送するもの

等がある。

イ　詐欺

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

特殊詐欺をはじめとする詐欺は、国内外の犯行グループ等によって反復継続して実行されており、多額の犯罪収益を生み出している。令和４年中の財産犯（強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領）では、詐欺の被害額が最も多く、約 877 億円（現金被害総額約 780 億円）であり、１件当たりの被害額は約 231 万円と、窃盗の１件当たりの被害額（約 14 万円）よりも大きい。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　住宅ローン融資金をだまし取るに当たり、偽造書類等を用いて不正に開設した架空・他人名義口座に、住宅ローン融資金を入金させるもの

○　詐取金を犯人名義口座に入金させ、同詐取金で暗号資産を購入した後、第三者名義の暗号資産ウォレットへ移転するもの

○　公的給付金を対象とした詐欺の犯罪収益の振込先にするために、実体のない法人を設立し、当該法人名の口座を開設して悪用するもの

○　詐欺の犯罪収益の振込先にするために、架空・他人名義口座を開設して悪用するもの

等があり、詐取金を架空・他人名義口座に振り込ませるものが多い。

ウ　電子計算機使用詐欺

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

電子計算機使用詐欺には、犯人が、不正な手段で入手した他人のキャッシュカードを用いてＡＴＭを操作し、又はインターネットバンキングを利用する

ためのＩＤ・パスワード等を使って金融機関が管理する業務システムに対して不正アクセスを行い、架空・他人名義口座から犯人が管理する口座に振込みを行う不正送金事犯がある。また、電子計算機使用詐欺において用いられるキャッシュカードには、特殊詐欺により不正に入手されるものもある。令和４年中におけるインターネットバンキングに係る不正送金事犯による被害額は、約 15 億 1,950 万円であった。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

電子計算機使用詐欺を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　中国に存在する犯罪組織がインターネットバンキングを利用するための他人のＩＤ･パスワード等を用いて、日本の金融機関に不正アクセスを行い、犯人が管理する架空･他人名義口座に不正送金させて中国人犯罪グループによって引き出すもの

○　不正に入手したスマートフォンにインストールされていた電子マネー利用権（前払式支払手段）決済アプリを不正利用し、本人になりすまして同アカウントに紐付けられた銀行口座から電子マネー利用権をチャージするもの

○　インターネット上でファンクラブの会員登録の申込みに際し、年会費の支払方法として不正に入手したクレジットカード情報を入力し、年会費の支払を免れるもの

等がある。

エ　出資法・貸金業法違反

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

出資法・貸金業法違反には、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなどのヤミ金融事犯がみられる。その態様には、多重債務者の名簿に記載された個人情報を基にダイレクトメールを送り付けたり、不特定多数の者を対象にインターネット広告や電話を使って勧誘したりするなど、非対面の方法によって金銭を貸し付けて、架空･他人名義口座に振り込ませ返済させるもの等がある。近年では、「後払い（ツケ払い）現金化」と称して、後払いによる商品売買契約を結び、販売した商品の宣伝広告報酬等として金銭を貸し付け、販売代金の支払名目で金銭を回収するものや、「先払い買取現金化」と称して、商品の形式的な売買契約を締結し、顧客に先払いで買取代金として金銭を貸し付けた後、客側の都合による契約解除を名目に、買取代金の返還を求めると同時に、違約金として高額な利息を受領するものもある。令和４年中のヤミ金融事犯の被害金額は 55 億円を超えるなど、多額の犯罪収益を生み出している。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

ヤミ金融事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　返済金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの

○　クレジットカード決済を利用して返済させるもの

等があり、それらの隠匿先となる口座に、ヤミ金融の債務者が借入金を返済する代わりに譲渡した個人名義の口座等が悪用されている事例もみられる。

このほか、

○　架空・他人名義、架空の事業者名義等で開設した私書箱に返済金を送付させるもの

○　貸付けに際して借受人に手形・小切手を振り出させ、返済が滞った際に当該手形・小切手を金融機関に持ち込み、架空・他人名義口座に入金させるもの

○　借受人の口座に別の債務者からの返済金を入金させ、その全部又は一部を更に別の債務者へ貸付金として送金させるもの

等がある。

オ　入管法違反

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

入管法違反には、外国人が正規の出入国者、滞在者、就労資格保持者等を装う目的で在留カードを偽造するもの、偽造された在留カードを所持、行使、提供又は収受をするもの、就労資格のない外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんするもの（以下「不法就労助長」という。）等がみられる。特に、不法就労助長には、犯人が外国人から旅券等を取り上げるなどして監視下に置き、就労させた人身取引事犯もみられる。偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内にいる指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内にいることから、日本国内の製造拠点を摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、偽造在留カード事犯は高度に組織化されている傾向がみられる。

令和４年中には、日本人・中国人・ベトナム人グループによる組織的な偽造在留カード工場を摘発した事例がある。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

入管法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　偽造在留カードの販売代金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの

○　不法残留する外国人を労働者として紹介した報酬を、架空の賃貸住宅契約に基づく家賃収益と装って受領するもの

等がある。

カ　常習賭博・賭博場開張等図利

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

常習賭博・賭博場開張等図利の賭博事犯には、花札賭博、野球賭博、ゲーム機賭博のほか、オンラインカジノ賭博といった様々なものが認められ、これらの賭博事犯には暴力団が直接的又は間接的に深く関与しており、暴力団にと

って有力な資金源となっている実態が認められる。

過去３年間における組織的犯罪処罰法に定める起訴前の没収保全命令において没収保全した件数は、常習賭博・賭博場開張等図利が上位となっており、令和４年中には、常習賭博事件に関し、売上金等である現金約 325 万円について没収判決がなされた事例がある。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

常習賭博・賭博場開張等図利を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　オンラインカジノによる賭博事犯において顧客から支払われる賭け金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの

○　ゲーム機賭博店における犯罪収益の一部であることを知りながら、遊技台のリース代名目で現金を受領するもの

等がある。

このほか、賭博事犯によって得られた犯罪収益を、事情を知らない税理士等を利用して正当な事業収益を装って経理処理する事例もみられる。

キ　風営適正化法違反・売春防止法違反

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

風営適正化法違反・売春防止法（昭和 31 年法律第 158 号）違反等の風俗関係事犯においては、暴力団が違法な風俗店又は性風俗店（以下「風俗店等」という。）の経営者等と結託するなど、暴力団が直接的又は間接的に関与している事例がみられ、風俗店等の経営が暴力団の資金源となっている実態が認められる。また、不法滞在等をしている外国人が違法に風俗店等で稼働している事例や、暴行、脅迫等を用いて売春を強要された人身取引事犯もみられる。

過去３年間における組織的犯罪処罰法に係る起訴前の没収保全命令において没収保全した件数については、風営適正化法違反・売春防止法違反が上位となっており、令和４年中には、風営適正化法違反事件に関し、売上金である預金債権合計約 5,968 万円について、没収判決がなされた事例がある。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

風営適正化法違反・売春防止法違反を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　クレジットカード払いの売上金を架空・他人名義口座に振り込ませるもの

○　無許可の社交飲食店の飲食代金を犯人が経営する別の飲食店に設置されたクレジットカード決済端末で精算させ、その売上金を受領するもの

○　暴力団員が売春による犯罪収益を親族名義の口座に振り込ませるなどして受領するもの

等がある。

ク　薬物事犯

(ｱ) 犯行形態及び犯罪収益

覚醒剤事犯については、全薬物事犯の約５割を占めており、令和４年の覚醒剤押収量（289.0 キログラム）及び密輸入押収量（282.1 キログラム）は前年から減少したものの、依然として覚醒剤の密輸・密売が多額の犯罪収益を生み出していることがうかがわれる。

覚醒剤の全営利犯検挙人員（450 人）のうち、暴力団構成員等の検挙人員は 191 人と 42.4％を占めており、覚醒剤の密輸・密売に暴力団が深く関与している状況が続いている。

また、大麻事犯については、覚醒剤事犯に続き、全薬物事犯の約４割を占めている。この割合は平成 25 年以降増加しており、特に 20 歳代以下の若年層の検挙人員構成比率が高水準にある。令和４年の乾燥大麻押収量（289.6 キログラム）は前年から減少した一方、電子たばこ用等の大麻濃縮物押収量（74.0 キログラム）及び密輸入押収量（70.2 キログラム）は大幅に増加した。

大麻の全営利犯検挙人員（436 人）のうち、暴力団構成員等の検挙人員は 105 人と 24.1％を占めている。また、過去の調査では営利目的の大規模な大麻栽培の７割以上に暴力団構成員等が関わっていたことが判明するなど、薬物事犯が暴力団にとって有力な資金源となっている実態が認められる。

さらに、近年では、暴力団が海外の薬物犯罪組織と結託するなどしながら、覚醒剤の流通過程（海外からの仕出しから国内における荷受け、元卸し、中間卸し、末端密売まで）にも深く関与していることが強くうかがわれ、覚醒剤密輸入事犯の洋上取引においては、令和元年、約 587 キログラムを押収した事件で暴力団構成員等や台湾人らを検挙している。海外の薬物犯罪組織については、特に中国系、メキシコ系及び西アフリカ系の薬物犯罪組織の存在感が依然として大きく、薬物事犯は国外の犯罪組織にとっても有力な資金源となっていることがうかがわれる。

令和４年の密輸入事犯の検挙件数を仕出国・地域別にみると、覚醒剤については、マレーシアが最も多く、次いで南アフリカ、タイの順となっており、大麻については、米国が最も多く、次いでベトナム、カナダの順となっている。また、令和４年の密売関連事犯で検挙された外国人を国籍等別にみると、覚醒剤については、イラン、ブラジルが最も多く、次いで韓国の順となっており、大麻については、ブラジルが最も多く、次いでベトナム、韓国となっている。

以上のとおり、薬物の密輸・密売に伴う犯罪収益が、法制度や取引システムの異なる国の間で移転しているおそれがある。

なお、令和４年中の、麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の発出件数は 23 件であり、総額約 2,536 万円の金銭債権がその対象となっている。また、過去の麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の対象には、自動車、土地、建物等も含まれ、現金等で得た犯罪収益が、その形態を変えている実態が認められる。

(ｲ) マネー・ローンダリング事例

薬物事犯を前提犯罪としたマネー・ローンダリング事犯には、

○　覚醒剤の密売を行っていた密売人が、代金を架空・他人名義口座に入金させるもの

○　大麻等の密売により得られた犯罪収益と知りながら、口座に入金させ、ＡＴＭを利用して現金化するもの

等、犯罪収益である代金を架空・他人名義口座に入金させて隠匿・収受する事例のほか、代金の取得原因を仮装するためにフリーマーケットアプリの決済システムを悪用した事例や、麻薬の密輸により得られた犯罪収益を資金移動サービスを利用して外国送金した事例もある。

【ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等*1】

1　FATFレポート*2について

FATFは、令和5年（2023 年）3月に公表したレポートにおいて、ランサムウェアの特徴、対策等について次のとおり指摘している。

(1) ランサムウェアの現況、特徴等

・ ランサムウェア攻撃に関連する資金移転は、近年世界規模で急激に拡大し、それに応じてランサムウェアに関連するマネー・ローンダリングも増加している。

・ 2020 年と 2021 年に要求された対価支払額は、いずれの年も 2019 年と比較して最大4倍に増えていると推計されている。

・ 技術の進化により、攻撃の収益性と成功率が高まっており、大規模かつ重要な組織を標的にしたケースのほか、ランサムウェア攻撃者がユーザーフレンドリーなソフトウェアキットをアフィリエイト（提携者）に販売する、サービスとしてのランサムウェア（RaaS*3）も存在する。

・ ランサムウェア攻撃がもたらす影響は非常に深刻で、重要なインフラやサービスに損害や混乱をもたらし、国家安全保障上の脅威となる可能性があり、ランサムウェアの脅威は今後も拡大する可能性が高い。

・ 調査の結果、民間企業による検知の難しさ、被害者の事業への悪影響、被害申告したことに対する攻撃者からの報復の懸念等の理由で、ランサムウェア攻撃が過少報告されている実態が明らかとなった。

・ ランサムウェア攻撃者の標的となった地域は、北米（52％）が一番多く、次いで欧州（28％）、アジア太平洋（10％）、中南米（6％）、中東・アフリカ地域（4％）となっている。

・ 被害者の半数以上は、政府・公共機関、医療、工業製品及びサービス分野であり、近年は、エネルギー、金融、通信及び教育機関も標的となっている。

・ 被害者に代わって対価支払等の行動をする第三者としては、インシデント対応企業、保険会社等が挙げられる。

(2) ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリング等の特徴

・ ランサムウェア攻撃による対価支払や、その後のマネー・ローンダリングはほとんどが暗号資産を通じて行われ、暗号資産交換業者が利用されることが多い。

・ ランサムウェア攻撃者は暗号資産の国際的な性質を利用して、大規模かつほぼ瞬時に国境を越えた取引を行い、時にはマネー・ローンダリング等対策を講じている金融機関を介さずに取引することもある。

・ 匿名性の高い暗号資産やミキサー等、匿名性を強化する技術・手法・トークン等をマネー・ローンダリングに使用することによって、取引をさらに複雑化させている。

・ ランサムウェア攻撃者は、アンホステッド・ウォレット*4等非ホスト型ウォレットや、攻撃が発生した地域外に所在し、法執行機関等と連携していない暗号資産交換業者のウォレットを利用し、また、攻撃ごとに異なるウォレットアドレスを利用している。

・ 多くのランサムウェアネットワークが、マネー・ローンダリングリスクの高い国・地域とつながっており、このような国・地域で収益を預金化又は現金化している。

(3) 各国に求められる対策等

FATFは各国・地域に対しランサムウェア攻撃及びそれに関連するマネー・ローンダリングへの対策として次の行動を求めている。

---

*1 日本のランサムウェアの状況については、本調査書中「第2　我が国の環境」の「4　犯罪情勢等」の項目に記載している。

*2 Countering Ransomware Financing （March 2023）

*3 RaaSとは、ダークウェブ上でのランサムウェアのソフトウェアキットの提供、マルウェアの配布、被害者のネットワークへの初期侵入、データの漏洩、アフィリエイトに代わって対価の交渉等、ランサムウェア攻撃要素を外部委託し、手数料や対価の一定割合を対価として支払う犯罪ビジネスモデルをいう。

*4 事業者がホスト（管理）していないウォレット（口座）を意味する。

・ ランサムウェアに関連するマネー・ローンダリングを犯罪化する。
・ ランサムウェアに対するマネー・ローンダリングリスクを特定・評価し、低減するための措置を講じる。
・ 暗号資産交換業者を含めた民間セクターが、疑わしい取引の届出等、適切な予防措置を講じる。
・ 法執行機関がランサムウェアに関する犯罪収益を捜査、追跡及び没収をする。
・ 国際的な連携を強化する。

２ 疑わしい取引の届出を行う際の着眼点

FATFが示すランサムウェアに関する顧客又は取引に関連するリスク指標は次のとおりである。

ランサムウェア被害者による支払に関する指標

- ランサムウェア復旧を扱うサイバーセキュリティコンサルティング企業又はインシデント対応企業への仕向送金
- 同企業による第三者の代理での暗号資産購入
- ランサムウェア復旧を扱う保険会社からの通常とは異なる被仕向送金
- 顧客によるランサムウェア攻撃又は支払に関する申告
- 顧客へのランサムウェア攻撃に関する報道等
- 同一の銀行口座から暗号資産交換業者の複数の口座への大量取引
- 支払明細に「身代金」等の語句やランサムウェアグループの名前を含む
- マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域にある暗号資産交換業者に対する支払
- 暗号資産取引の履歴のない顧客による標準的なビジネス慣行以外の取引
- 顧客が口座の限度額を引き上げた上での第三者への送金
- 顧客が支払にかかる時間について不安や焦りを感じている取引
- 匿名性を強化した暗号資産の購入
- 新規顧客が暗号資産を購入し、口座の残高金額を単一のアドレスに送信

ランサムウェア攻撃者に関する指標

- 最初の大規模な暗号資産移転の後、ほとんど又は全く取引がない
- ブロックチェーン分析により、ランサムウェアとのつながりが判明
- 暗号資産への資金の返還後、即時の引き出し
- ランサムウェアに関係のあるウォレットへの暗号資産の送信
- マネー・ローンダリング等リスクの高い国・地域での暗号資産交換業者の利用
- ミキシングサービスへの暗号資産の送信
- 暗号化されたネットワークの使用
- 顧客情報にプライバシーの高い電子メールアカウントを所有していることが記載
- 認証情報の不整合、又は偽の身元情報での口座開設依頼
- 複数の口座が同一の連絡先とつながっている、アドレスを異なる名前で共有
- 匿名性を強化した暗号資産に関連する取引

(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等

令和２年から令和４年までの３年間のマネー・ローンダリング事犯の検挙事例を分析し、マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等*1を集計した結果は、図表 12 のとおりである。

図表 12【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

悪用された取引 ＼ 年	内国為替取引	現金取引	預金取引	クレジットカード	前払式支払手段（注1・注2）	暗号資産	法人格	外国との取引（外国為替等）	資金移動サービス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	外貨両替	金融商品	合計
令和２年(件)	110	120	96	20	11	32	14	16	1	2	1	1	0	424
令和３年(件)	208	72	40	40	21	9	16	9	9	2	1	1	2	430
令和４年(件)	266	105	24	55	39	16	6	7	10	1	1	0	0	530
合計(件)	584	297	160	115	71	57	36	32	20	5	3	2	2	1,384

注１：令和５年調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更
　２：令和２年及び３年の前払式支払手段の数値は、電子マネーのうち前払式支払手段に該当した取引を計上

検挙されたマネー・ローンダリング事犯の事例及び疑わしい取引として届出が行われた情報を分析した結果は次のとおりである。

○　内国為替取引*2が 584 件、次いで現金取引が 297 件、預金取引が 160 件で、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された取引等の大半を占めている。

○　マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義口座に犯罪収益を振り込ませる事例が多くみられる。

○　最終的に、内国為替取引又は預金取引により口座に入金された犯罪収益は現金化され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。

○　クレジットカードの不正利用の増加に応じて、クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された件数も増加している。

○　クレジットカード、前払式支払手段、暗号資産、資金移動サービスの悪用が増加するなど、決済手段の多様化を受けて悪用される主な取引の広がりがみられ

*1　本調査書では、犯罪収益等の隠匿・収受のための手段として悪用された取引等のほか、犯罪収益の形態を変えるために利用された取引等についても分析対象としている。

*2　銀行等の預金取扱金融機関は、為替取引を行うこと（顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること等）を業務の一つとしている。ここでは預金取扱金融機関を利用した国内送金（預貯金の預入れ・払戻しや手形・小切手の利用は除く。）を内国為替取引として計上した。

る。

３　疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法は、特定事業者（弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等を除く。*1）に、特定業務*2において収受した財産が犯罪収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に係る取引に関しマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所管行政庁に疑わしい取引の届出を行うことを義務付けているほか、疑いがあるかどうかの判断については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情及び調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないとしている。

令和４年中の疑わしい取引の通知件数を届出事業者の業態別にみると、銀行等の預金取扱金融機関が 43 万 5,728 件で届出全体の 74.7％と最も多く、次いで貸金業者（４万 5,684 件、7.8％）、クレジットカード事業者（４万 1,106 件、7.0％）の順となっている（図表 13 参照）。

また、令和４年中に都道府県警察の捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数は 37 万 3,849 件であった（図表 14 参照）。

なお、国家公安委員会・警察庁では、疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析を行い、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると判断されるものを都道府県警察以外の捜査機関等*3に対しても提供しており、内偵捜査や犯罪組織の実態解明、脱税犯の犯則調査等に幅広く活用されている。

---

*1　令和4年 12 月に公布された FATF 勧告対応法による犯罪収益移転防止法の改正により、行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされた。
　本改正法については、同法により、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっている。

*2　犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定業務をいう。

*3　犯罪収益移転防止法第 13 条第1項に規定する捜査機関等をいう。

図表 13【業態別の疑わしい取引の年間通知件数】

区分＼年	令和２年	令和３年	令和４年
	件数(件)	件数(件)	件数(件)
金融機関等	402,868	495,029	542,003
預金取扱金融機関	342,226	411,683	435,728
銀行等	319,812	390,381	414,651
信用金庫・信用協同組合	19,793	18,461	18,520
労働金庫	300	318	316
農林等	2,321	2,523	2,241
保険会社	2,635	3,458	3,939
金融商品取引業者	17,933	19,718	19,032
貸金業者	25,255	35,442	45,684
資金移動業者	6,040	10,499	20,271
暗号資産交換業者	8,023	13,540	16,550
商品先物取引業者	320	388	318
両替業者	252	201	430
電子債権記録機関	5	7	0
その他	179	93	51
ファイナンスリース事業者	123	163	71
クレジットカード事業者	29,138	34,904	41,106
宅地建物取引業者	7	4	11
宝石・貴金属等取扱事業者	63	48	124
郵便物受取サービス業者	2	0	1
電話受付代行業者	0	0	0
電話転送サービス事業者	1	2	1
合計	432,202	530,150	583,317

図表 14【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報数】

	令和２年	令和３年	令和４年
捜査等に活用した情報数(件)	325,643	353,832	373,849

【都道府県警察において疑わしい取引の届出を端緒として検挙した事件例】
※　届出の内容と検挙罪名との間に直接的な関連がない場合もある。
1　組織的犯罪処罰法違反等事件
(1)　外国人及び法人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
○　外国からの被仕向送金に関して、送金依頼人から詐欺を理由とした返金依頼があったこと
○　長期間稼働していなかった口座に突如として少額の現金入金があった後、複数の金融機関から多額の振込みがなされたこと
○　複数の個人及び特定法人から多額の振込みを受け、即日ATMで全額出金していること
○　多額の現金引き出しの申込手続に際して、説明に一貫性がないこと

○　振込依頼人から、国際的な詐欺事件の振込口座である旨情報提供があったこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座がSNSを利用した国際的な詐欺事件に使用されていることが判明し、同口座の使用者を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で検挙した。

(2) 日本人、外国人及び法人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関及び暗号資産交換業者から、

○　名義人が詐欺事件の関係者と判明し、当該口座に多数の振込みがみられたこと

○　法人口座の新規開設申込みを受け付けたが、提出資料から、同法人に暴力団関係者との関わりが疑われること

○　顧客情報（金融資産）から乖離（かい）した多額の入金後、即日、同額の暗号資産購入及び出金取引があったこと

○　過去に不審な取引が認められた外国人顧客との間で、IPアドレスの共有が判明したこと

○　移動が物理的に困難な場所から近接した時間内でのログインがあり、なりすまし利用等の疑いがあること

○　ATMで多額の現金を入金し、特定の外国人口座や暗号資産交換業者を介して、外国への資金移転を行っていることが判明したこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者が、特殊詐欺の被害金を回収し暗号資産に交換した上で、外国に資金移転していることが判明し、同人を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で検挙した。

2　詐欺事件

(1) 日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○　届出住所から遠方のATMにおいて少額の現金入金後、即座に出金し、残高照会を頻繁に行っていること

○　ATMに設置された防犯カメラ画像により、同一口座が複数の人物に使用されていることが判明したこと

○　コンビニエンスストアに設置されたATMでの現金入金後、他の場所においてほぼ全額を出金しており、資金滞留がないこと

○　関係性不明の個人から振込みを受けた後、即日全額を出金していること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人（暴力団関係者）が、還付金名目で特殊詐欺を敢行していることが判明し、同人を電子計算機使用詐欺等で検挙した。

(2) 日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

○　調査により、名義人が暴力団員と判明したこと

○　来店理由が名前の読み仮名変更という不自然な申出であり、架空名義への変更が疑われること

○　被害者から詐欺被害の申告があったこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人（暴力団員）が、暴力団員であることを秘して生活保護費を不正受給していたことが判明し、同人を詐欺で検挙した。

3　貸金業法違反及び出資法違反事件

(1) 外国人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から、

○　名義人が技能実習生であるにもかかわらず、関係性不明の多数の外国人から多額かつ頻繁な振込みがあり、さらに当該資金を原資に、口座を停止した者を含む不特定多数の外国人に送金していること

○　在留期限を超過しているにもかかわらず、ATMやインターネット取引が継続しており、顧客情報（在留期限）の更新手続も行われていないこと

○　一定期間での入出金額がほぼ同額である上、入金後すぐにほぼ全額をATMで出金しており、残高が常に僅少であること

○　過去に口座凍結された疑いのある者からの新規口座開設の申込みがあったこと
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人が無登録で外国人を対象とした貸金業を営んでいることが判明し、同人を貸金業法違反（無登録営業）で検挙した。

(2)　日本人、外国人及び法人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関及び暗号資産交換業者から、
○　月末に残高が急激に増加し、同日中にほぼ全額をATMで出金していること
○　名義人が会社員であるとの申告にもかかわらず、固定の者を含む多数の第三者からの振込みを即日出金する取引を継続しており、顧客の属性に照らし不自然であること
○　複数の外国人からの振込等を原資として、外国人を含む多数の個人への送金を繰り返しており、事業規模の取引内容であるにもかかわらず、名義人の事業実態が確認できないこと
○　関係性不明の多数の者からの振込みをATMで出金し、概ね端数のない金額での取引を継続していること
○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引であること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、一部の口座が組織的なヤミ金融に使用されていることが判明し、口座名義人（暴力団関係者）を含む関係者複数名を貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利）で検挙した。

4　薬物事件

(1)　日本人名義の口座について、預金取扱金融機関及び資金移動業者から、
○　来店者が、同伴者の指示を受けながら外国送金の申込みをしており、動静に落ち着きがなく不審であったこと
○　同じ日に複数の店舗において、不正送金のリスクが高いと判断している国へ送金していること
○　振込目的に合理性のない、不自然な外国送金の申込みがなされたこと
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人を含む関係者複数名が、外国から覚醒剤を密輸入していたことが判明し、同人らを麻薬特例法違反（共同所持）で検挙した。

(2)　日本人名義の口座（謝絶した分を含む。）について、預金取扱金融機関から
○　不特定多数の者から端数のない金額の振込みが複数回認められ、それらを同日中にほぼ全額出金していること
○　名義人が生活保護受給者であるにもかかわらず、受取口座に不特定多数の者からの入金があること
○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引であること
○　凍結口座名義人リスト登載者であること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座に係る不審な資金移動が判明し、同口座名義人（暴力団関係者）を含む関係者複数名を覚醒剤取締法違反（営利目的所持）で検挙した。

5　入管法違反事件

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
○　短期間での頻繁な送金取引がみられるが、一定期間での入出金額がほぼ同額であること
○　多数の振込入金や外国人を含む多数の個人への送金が反復しており、送金人と受取人の関係性や受領目的が不明であること
○　過去の取引行動から乖（かい）離した取引が発生していること
○　暴力団関係者と思われる者との取引が複数回認められ、即日出金や送金取引を継続していること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人が暴力団関係者からの仲介を受け、外国人に不法就労活動させていたことが判明し、同人を入管法違反（不法就労助長）で検挙した。

6　商標法違反事件

日本人及び外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○　しばらく動きのなかった口座に突然フリーマーケットアプリからの振込みがあり、数日以内にほぼ全額を出金していること
○　複数のフリーマーケットアプリからの振込みをインターネットバンキングで関係性不明の個人に送金しており、取引状況が口座の利用目的と乖離（かい）していること
○　ATMに設置された防犯カメラ画像により、名義人とは別人の利用を確認し、さらに当該人物が複数の異なる名義の口座を利用していること
○　フリーマーケットアプリ運営会社から、商標権利者から権利侵害の指摘があった旨、情報提供がなされたこと
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者が、複数のフリーマーケットアプリを利用して偽造品を販売していたことが判明し、同人を商標法違反で検挙した。

7　犯罪収益移転防止法違反事件
日本人名義の口座について、預金取扱金融機関及び暗号資産交換業者から、
○　同日中に不特定多数の者からの振込みがあること
○　特定の者を含む多数の者と頻繁に送金取引を行い、即日現金出金していること
○　移動が物理的に困難な複数の場所から近接した時間内での入金があり、名義人への確認によって、第三者利用が判明したこと
○　凍結口座名義人リスト登載者であること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人が、複数の暗号資産交換用情報（ログインID及びパスワード）を第三者に譲渡していたことが判明し、同人を犯罪収益移転防止法違反（暗号資産交換用情報有償譲渡）で検挙した。

8　銀行法違反事件（地下銀行）
外国人名義の口座について、預金取扱金融機関及び暗号資産交換業者から、
○　名義人が留学生であるにもかかわらず、関係性不明の多数の個人からの送金を原資に第三者へ送金する取引を繰り返しており、顧客の属性に照らし不自然であること
○　多数の外国人から多額の振込みを受け、暗号資産交換業者へ送金しており、不審な取引が疑われること
○　日本円の即時入金後、直ちに暗号資産を購入し、海外移転を行う取引を繰り返していること
○　在留期限を超過しているにもかかわらず、ATM取引等が継続しており、顧客情報（在留期限）の更新手続が行われていないこと
○　ATMに設置された防犯カメラ画像により、他行の他人名義口座を利用している状況が確認されたこと
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、同口座の使用者複数名が、組織的に無免許で銀行業を営んでいることが判明し、同人らを銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）違反で検挙した。

9　わいせつ電磁的記録等送信頒布事件
日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
○　外国の金融機関を通じて、アダルトサイト運営法人から広告費としての振込みがあったこと
○　外国からの高額な被仕向送金が繰り返されていること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を端緒として、口座名義人を含む関係者複数名が、インターネット上の動画販売サイトを利用して、わいせつな行為を記録した動画ファイルを販売していたことが判明し、同人らをわいせつ電磁的記録等送信頒布で検挙した。

【都道府県警察以外の捜査機関等が疑わしい取引の届出を活用した事件例等】

都道府県警察以外の捜査機関等において、疑わしい取引の届出を捜査等に活用した事件例や各捜査機関等の把握した最近の犯罪事例、傾向等*1は次のとおりである。

1　検察庁

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○　現金による入金を原資とし、他行への資金移動の総額が多額となっている取引であること

○　原資不明の多額の現金をATMで入金し、インターネットバンキングで資金移動を繰り返していること

○　多額送金について確認するも、原資の説明もなく取引内容の説明も整合性がないこと

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を活用し、業務上横領事件を検挙した。

2　国税庁

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○　ATMにおいて総額多額の現金入金後、複数の個人及び法人への送金を繰り返していること

○　個人による入出金としては多額のものが行われたこと

○　店頭窓口での多額の現金出金に際し、資金使途に関する質問に明確な回答が得られなかったほか、待ち時間も落ち着かない様子で携帯電話で通話するなど、挙動に不審な点があること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を活用し、法人税法等違反、消費税法等違反事件を告発した。

【国税庁の把握した最近の犯罪事例、傾向等】

○　令和4年度は、消費税不正受還付事案（輸出物品販売場を営む法人が外国人観光客に対する架空の免税売上を計上するなどして輸出免税制度を悪用した事案、複数の法人が架空の課税仕入を計上する不正スキームを利用した事案）、無申告事案（ウェブサイト上で競艇の予想情報を販売する個人事業者の事案）、大規模な国際事案（外国法人に架空の支払手数料を計上した事案、暗号資産譲渡の取引主体を外国法人に仮装した事案）等を告発した。このほか、近年、市場規模が拡大しているトレーディングカード販売業者に係る事案、SNSを利用して多数の給与所得者に所得税の不正還付を指南していた事案、下請業者から受けた資金提供を隠匿して自己の収入としていた元請会社の従業員の事案等、社会的波及効果の高い事案を告発している。告発事案を業態別にみると、建設業及び不動産業が上位を占める結果となっている。

○　脱税によって得た不正資金の多くは現金や預貯金として留保されていたが、不動産の購入や有価証券等への投資、高級車両や高級腕時計の購入に充てられた事例、競馬等のギャンブルや高級クラブの遊興費として支出された事例等もみられた。

3　税関

日本人及び外国人名義の口座について、預金取扱金融機関から、

○　関係性不明の多数の者から頻繁に多額の送金があること

○　多数の外国人に頻繁に送金取引を行い、即日出金されていること

○　短期間で頻繁な送金取引がみられ、一定期間での入出金額がほぼ同額であること

○　他行の個人からの振込入金を即日出金していること

等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を、不正薬物密輸入事件等の関係者の割り出し等に活用した。

4　厚生労働省地方厚生局麻薬取締部

日本人名義の口座について、預金取扱金融機関及びクレジットカード事業者から、

○　名義人の住民票の写しの交付請求をするも、当該名義人の住民票は存在せず、虚偽申告の疑いがあること

*1　本項目は、各捜査機関等から提供のあった情報を基に紹介している。

○　振込入金後、即時に遠隔地のATMから出金されていること
○　フリーマーケットアプリ名義や借入金返済を装った異名義で、不特定多数の個人から端数のない金額の振込みがされていること
○　特定の複数個人との振込入出金取引が反復して発生し、振込時には依頼人名義を変更していること
○　過去の口座利用実態から乖離したATMでの頻繁な現金の入出金があり、ATMの防犯カメラ画像を確認したところ、口座名義人とATM利用者の性別が異なっていたこと
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を活用し、麻薬及び覚醒剤の密売事件等を検挙した。

【厚生労働省地方厚生局麻薬取締部の把握した最近の犯罪事例、傾向等】
○　薬物犯罪収益の収受・隠匿には、架空・他人名義口座が利用される例が多く、同口座はインターネット上で購入したもの、規制薬物購入客から買い受けたもの、架空名義で開設したもの等である。密売開始当初は密売に実際に関わっている関係者又は周辺者の口座が利用されている傾向が強く、密売期間が長期化すると購入客から代金購入の代わりに口座を入手するなどして、第三者名義の口座を入手して利用する傾向にある（複数口座を利用する場合もある。）。また、密売代金を集約する口座には組織関係者の親族、友人、知人口座を利用する傾向があり、複数の組織関係者が口座の通帳とキャッシュカードをそれぞれ保有することで同一口座を利用している事案もある。このほか、金融機関から口座使用用途の問合せがなされた場合、不特定多数の個人からの振込みが不自然と思われることのないよう、インターネットオークションサイトやフリーマーケットアプリを利用していることを申し立てることが多い。
○　組織内下位の売り子が、組織加入当初は自己名義口座を薬物代金入金用口座として利用するが、組織に新たに売り子が加わるなどにより組織内での地位が向上した場合、新たな売り子名義の口座を同代金入金用口座として変更し、その際、口座開設金融機関も変遷させる事例がみられる。また、特定の地域や場所（団地等）から複数の疑わしい取引の届出がなされることもある。
○　振込金等の特徴としては、全国各地から個人名による端数のない金額の現金振込が多く、末端乱用者を相手とした密売では、振込額が概ね1万数千円から3万数千円に集中する。また、購入客に対し、振込名をインターネットオークションサイト名等とするよう指示することで、規制薬物の代金であることを隠蔽した上で、入金後は即日出金される。
○　海外の薬物販売サイトから違法薬物を購入する際、支払方法として暗号資産を指定される場合が少なくなく、日本の暗号資産取引所にある自己名義口座から、海外の暗号資産取引所にある自己名義口座に資金移動をし、そこから薬物代金を支払う事例がみられる。また、海外にある郵便物受取・転送サービス業者を発送先として登録し、事情を知らない同業者を介して、日本に薬物を発送していた事例もみられるなど、海外の暗号資産取引所等を利用する合理性が属性等から認められない取引については、マネー・ローンダリング等のリスクがある。

5　海上保安庁
日本人名義の口座について、預金取扱金融機関から、
○　ATMでの入出金取引が急増するなど、過去の取引実態から乖離した取引が発生していること
○　短期間で頻繁な振込入金やATMでの現金入金があり、一定期間内の入出金額がほぼ同額であること
○　ATMの入金店舗と出金店舗が遠距離で不審であること
○　暴力団員や暴力団関係者を含む多数の個人との送金取引が発生していること
等を理由としてなされた疑わしい取引の届出を、密漁組織の実態及び周辺者の相関関係等を把握するために活用した。

【海上保安庁の把握した最近の犯罪事例、傾向等】

○ 組織的な密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもの、暴力団が取引価格の高い漁獲物を資金源とするために関与するもの等多岐にわたっている。特に近年、密漁者が市場を通さず水産会社と直接売買するなど販売ルートが変化した事例や密漁品を正規品に偽装した事例が確認されており、これまで以上に潜在化・巧妙化した態様の密漁が見受けられる。

第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度

１　取引形態と危険度

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「非対面の業務関係又は取引」、「取引が現金中心である」等）に加え、来日外国人によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在等を参考にして、取引の危険度に影響を与える形態として、(1)非対面取引、(2)現金取引及び(3)外国との取引を特定し、分析・評価を行った。

(1) 非対面取引

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

情報通信技術の発展及び顧客の利便性を考慮した特定事業者によるサービス向上、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策等を背景に、インターネット等を通じた非対面取引が拡大している。

例えば、預金取扱金融機関においては、インターネットを通じて口座の開設や振込み、外国送金等の金融取引を行うことができるほか、郵送によって口座の開設等の申込手続ができるメールオーダーサービスが行われている。また、金融商品取引業者等においては、インターネットを通じた口座の開設や株式の売買等が行われている。さらに、暗号資産交換業者のように、非対面取引を前提として商品・サービスを提供する特定事業者もいる。

非対面取引は、取引の相手方と直に対面せずに行う取引であることから、対面取引と比べて相手方に関する情報が制限され、同人の本人確認書類、性別、容貌、言動等を直接確認することにより、本人確認書類の偽変造、本人特定事項の偽りや他人へのなりすまし、取引の不審点等を判断することができない。そのため、犯罪行為等を企図する者を看破する手段が限定され、本人特定事項を偽ったり、他人になりすましたりすることを容易とする。

(ｲ) 事例

令和２年から令和４年までの間に、非対面取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　詐欺により得た犯罪収益を、インターネットを通じた非対面取引により、暗号資産取引用口座に送金した上で、暗号資産を購入した。

○　窃取した健康保険証を用いて他人になりすまし、同人の住民票の写しを取得して同保険証と共に使用し、銀行口座を開設した上で、インターネットを通じた非対面取引により融資を申し込み、融資金を同人になりすまして開設した口座に入金させた。

○　インターネット上に開設された新幹線ネット予約の会員サイトに接続し、不正に入手したクレジット情報を用いて非対面取引により新幹線チケットの購入を申し込み、発券を受けた。

○　窃盗により得た犯罪収益を、フリーマーケットアプリを利用して売却し、

非対面取引により架空・他人名義口座に入金させた。

○　違法に複製された商品をインターネットオークションサイトに架空名義で出品し、同サイトで利用される代金支払管理サービスを通じ、非対面取引により代金を支払わせた。

イ　危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び規則は、顧客等の本人特定事項の確認方法として、特定事業者が直接、本人確認書類の提示を受ける方法以外に、本人確認書類の写しを送付させた上で、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法、本人限定受取郵便により送付する方法、オンラインで本人確認を完結することができる方法（ｅＫＹＣ）等を定めている。これらの取引は、対面取引と異なり、本人確認書類の手触りや質感等を確認できず、偽変造を看破することが困難であるため、特定事業者や本人確認業務を委託された事業者は、偽造の本人確認書類の特徴に関するノウハウの蓄積やＡＩを活用した画像解析等による偽造の本人確認書類の検知に加え、申告を受けた住所が空き家であったり、電話番号が複数の口座開設に利用されているものであったりといった届出事項の不審点を併せて確認するなどして、不正に本人確認が行われることがないようにリスク低減措置を図っている。また、非対面取引におけるマイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いた本人確認方法（署名用電子証明書による本人確認方法）は、利用者による本人特定事項の偽りや他人へのなりすまし等が困難であることから、当該方法の活用推進について、業界団体等を交えた検討が行われている。

さらに、特定事業者においては、本人以外の第三者が不正に取引を行っていることを検知するため、ＩＰアドレス、ログイン所在地やブラウザ言語の合理性の確認、金融庁が公表する疑わしい取引の参考事例や特殊詐欺に利用される譲渡口座の特徴等を踏まえて取引のモニタリングを行い、疑わしい取引の届出や口座の利用制限等のリスク低減措置を図っている例もある。

金融庁が策定している監督指針においては、インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえ、取引時確認等の顧客管理に必要な体制の整備が図られているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

ウ　危険度の評価

非対面取引においては、特定事業者は、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

実際、非対面取引において、他人になりすますなどして開設された口座や譲渡された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。

(2) 現金取引

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

令和元年の１世帯（総世帯）当たりの１か月平均消費支出を購入形態別にみると、「現金」（口座引落し等を含む。以下同じ。）は 17 万 4,237 円（消費支出に占める割合 73.5%）であるのに対して、「クレジットカード、月賦、掛買い」は５万 3,305 円（同 22.5%）となっている。「現金」の割合の推移をみると、平成 26 年が 82.4%、令和元年が 73.5%と、依然として消費支出の大半を占めている（図表 15 参照）ものの、キャッシュレス決済の普及に伴い決済における現金使用の割合は減少傾向にある。一方、現金流通残高は、他国に比べても高い状況を保っており（図表 16 参照）、高額紙幣（1 万円）の発行高は増加傾向にある（図表 17 参照）。

現金取引には、遠隔地への速やかな資金移動が容易な為替取引と異なり、実際に現金の物理的な移動を伴うことから、相当な時間を要する一方、匿名性が高く、資金の流れが追跡されにくいという特徴がある。また、特定事業者が提供する商品・サービスの脆弱（ぜい）性に加え、現金の流動性等の特徴が、マネー・ローンダリング等に悪用され得る。

図表 15【購入形態別支出の推移（総世帯・１か月平均）】

消費支出	平成 26 年				令和元年			
	現金	クレジットカード等	電子マネー（ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ）	合計	現金	クレジットカード等	電子マネー（ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ）	合計
支出金額（円）	205,846	40,104	3,788	249,738	174,237	53,305	9,550	237,091
割合（%）	82.4	16.1	1.5	100.0	73.5	22.5	4.0	100.0

注：総務省の「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」による。

図表 16【各国等の名目ＧＤＰに占める現金流通残高の割合】

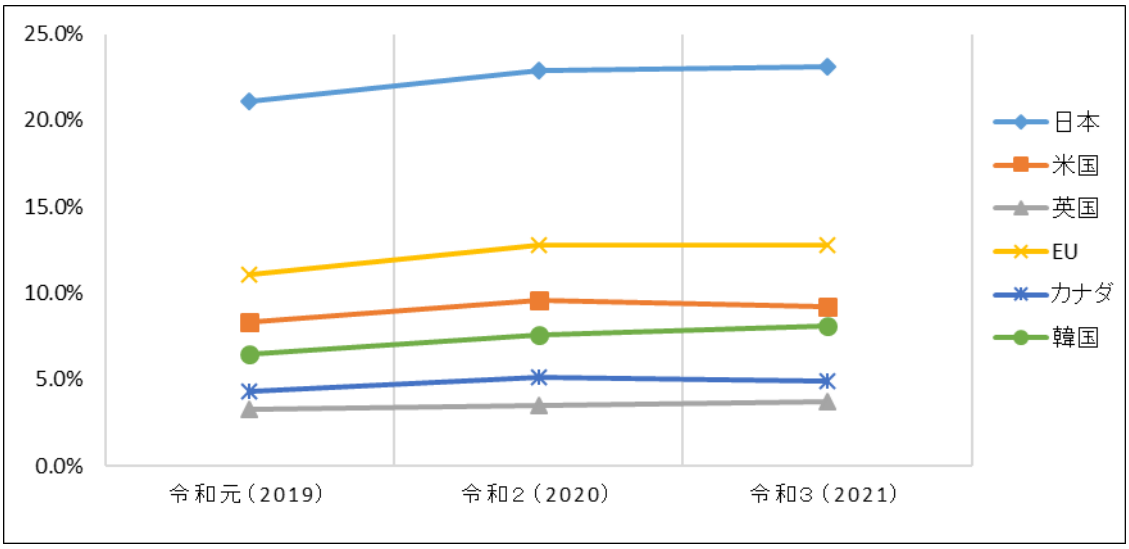

図表 17【紙幣（日本銀行券）発行高及び一万円札の発行高の推移】

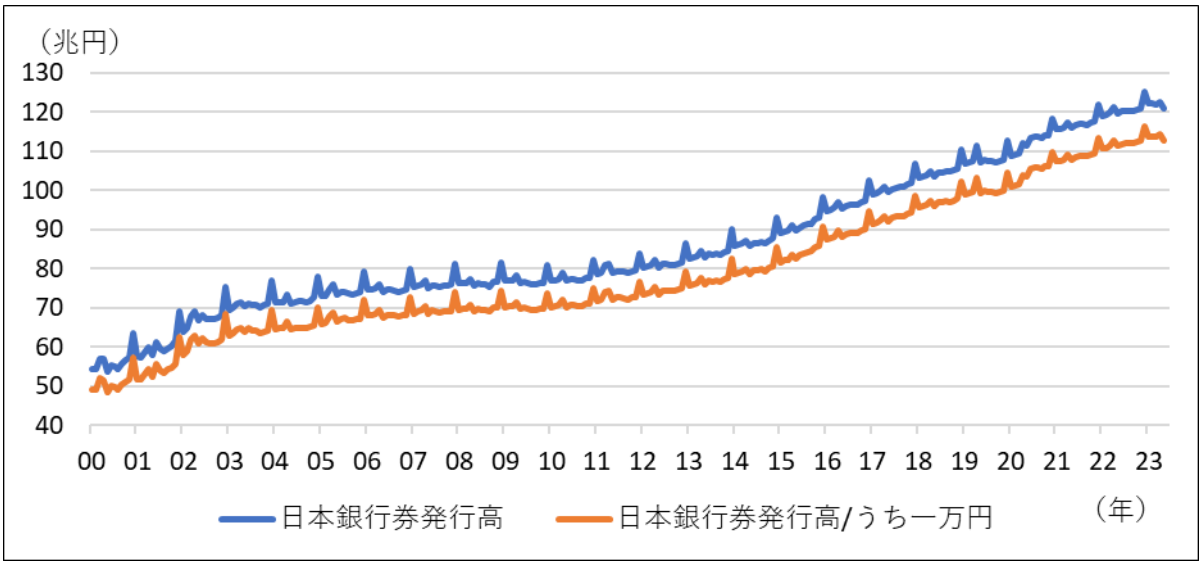

注：日本銀行の「通貨流通高統計」による。

(ｲ) 事例

令和２年から令和４年までの間に、現金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　盗品を架空・他人名義で質屋、古物商等に売却するなどして現金を入手した。

○　窃盗により得た犯罪収益である現金を、事情を知らない親族に依頼して高額紙幣に両替した。

○　強盗により得た犯罪収益である現金を、高額紙幣に両替したほか、親族名義の口座に入金した。

○　特殊詐欺等で架空・他人名義口座に振り込まれた犯罪収益を、ＡＴＭを利用して現金で出金した。

イ　危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び施行令は、金融に関する業務等を行う特定事業者に、200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）や質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）は、取引に際して、相手方の住所、氏名等を確認することを義務付けている（古物営業法では一部確認の免除規定あり。）。キャッシュ・クーリエ（現金等支払手段の輸出入）に関しては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10 万円）相当額を超える現金等を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課すとともに、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）は税関長への申告を行わなければならないこととしている。さらに、税関では関係機関と緊密に連携し、情報の収集・分析・活用の強化に努め、海外への不正な

現金等の持出しに係る水際での取締りに取り組んでいる。このような措置も、現金取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

このほか、我が国は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和５年６月 16 日閣議決定）等において、キャッシュレス利用環境の整備を進めることとしており、これにより、不透明な現金資産の見える化、不透明な現金流通の抑止等が図られ、現金取引によるマネー・ローンダリング等の抑制につながることが期待される。

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

○　現金の入出金の金額が一定の基準を超えるときは、窓口においてヒアリングシートを起票し、必要に応じて疑わしい取引の届出をする。

○　現金持込み及び直前にＡＴＭで入金を行ったなどの実質的な現金持込みによる外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶する。

○　一定金額以上の宝石・貴金属等の取引の場合は現金取引を行わず、金融機関口座への振込みを依頼する。

○　ＡＴＭ取引における不審な現金出金のモニタリングを行い、不審点が認められる場合は犯罪収益移転防止法で定められている疑わしい取引の届出や取引時確認における厳格な本人確認、犯罪に利用されていると疑われる口座の利用制限等を行う。

ウ　危険度の評価

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。

(3) 外国との取引

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

令和４年の我が国の経済規模は、名目ＧＤＰが約 557.2 兆円、輸出額が約 98 兆 1,750 億円、輸入額が約 118 兆 1,410 億円となるなど、我が国は世界経済において重要な地位を占めている。また、我が国は高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引を行っている。このように、我が国は日常的に外国（地域を含む。以下同じ。）との取引を行っているが、外国との取引は、国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金移転の追跡を困難とする性質を有する。諸外国の中には、法人の役員や株主を第三者名義で登記することを許容している国・地域もあり、それらの国・地域において設立された実体のない法人が、犯罪収益の隠匿等に悪用されている実態も認められる。

また、それらの匿名性の高い法人口座等を複数経由すること等により、最終的な送金先が不透明になる危険性が高まることとなる。

加えて、貿易取引を仮装することにより、容易に送金を正当なものと装うことができるほか、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪収益を移転することができる。

特に外国との為替取引は、銀行間におけるコルレス契約*1に基づいて支払委託が行われることが多く、このような取引は隔地間の複数の銀行を経由することから、犯罪収益の追跡可能性を著しく低下させる。コルレス業務においては、金融機関は、送金依頼人等と直接の取引関係にない場合があるため、コルレス先（コルレス契約の相手方）におけるマネー･ローンダリング等防止のための体制が不十分である場合には、マネー･ローンダリング等に巻き込まれるおそれがある。さらに、例えば、コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）である場合や、コルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させている場合には、外国為替取引がマネー・ローンダリング等に利用される危険性が高い。

近年、国際犯罪組織によって、外国において敢行された詐欺による犯罪収益が我が国の金融機関に送金される国際的なマネー・ローンダリング事犯が認められる。これらの事案の背景には、我が国の金融システムが国際社会から高く信頼されていること、我が国と被害発生国における時差を利用し、犯罪の認知を遅らせることができること等の複数の要因があると考えられる。

なお、外国との取引においては、上記のコルレス契約に基づく銀行間の為替取引等以外に、キャッシュ・クーリエによる現金の輸送や暗号資産の移転によ

---

*1　外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約

るマネー・ローンダリング等も可能である。

マネー・ローンダリング等対策に関する国際的な関心は急速に高まっており、諸外国においては、当局が対策の不備を理由として多額の制裁金を課す事例等もみられる。こうした点を踏まえて、外国との為替取引を行う金融機関等においては、国内のみならず、外国当局による監督の状況を含め、国外の動向も十分に踏まえた対応が求められる。

(ｲ) 事例

外国との取引が悪用された事例を分析したところ、その犯行主体は、国内の犯行主体のみならず、国際犯罪組織その他外国人等の関与も認められ、国際的にマネー・ローンダリングが敢行されている実態が認められる。

その手口としては、

○　国内外の金融機関等を悪用（外国送金等）するもの
○　正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの
○　実際に資金移動をすることなく、国内外への送金・支払を請け負うもの
○　キャッシュ・クーリエによるもの
○　暗号資産の移転を悪用するもの

等がある。

これらの手口による事犯の例としていわゆる地下銀行（図表 18 参照）等がある。地下銀行事例においては、金庫番が管理する本人又は架空・他人名義口座に複数の外国人名義の入金が認められる事例もある。

図表 18【ベトナム人による地下銀行事犯の事例】

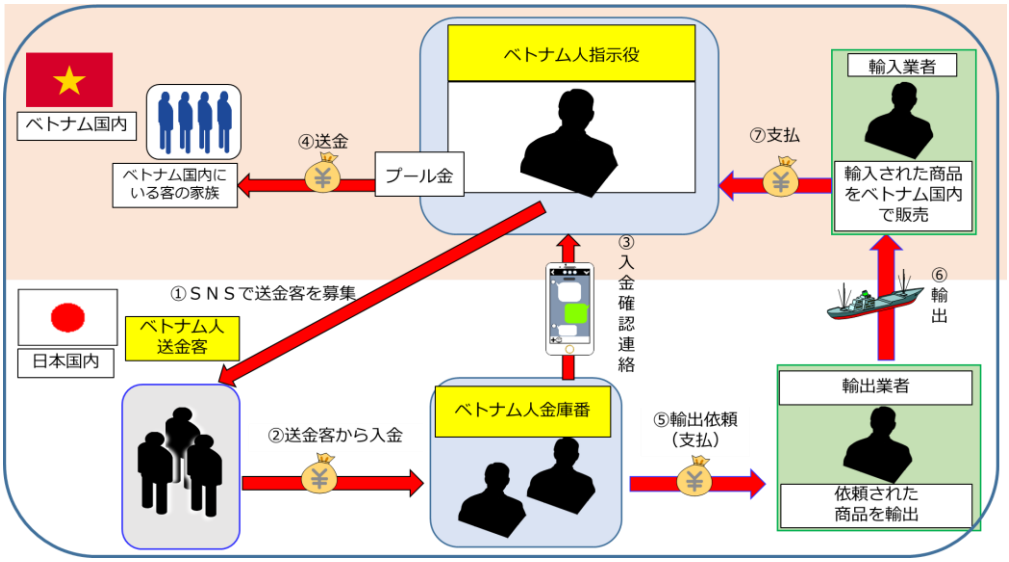

海外で行われた詐欺の犯罪収益を正当な資金のように見せ掛け、真の資金の出所や資金の実態を隠匿しようとするマネー・ローンダリング事犯では、

○　１回の送金額が１億円を超えることもあるなど高額であること
○　受取人と送金人で送金の理由が異なること

○　送金を受けた額のほぼ全額を現金で引き出すこと
○　送金元から後日組戻し依頼がなされること
等の特徴が認められる。

また、正規の貿易を装ったマネー・ローンダリング事犯や地下銀行事犯では、
○　内容虚偽の書面を準備した上、事実と異なる輸出許可を得て国外輸出する
○　外国で需要が高い物品（自動車、重機等）を正規の貿易を装って輸出して、現地で換金し、実質的に外国へ送金する
などがあり、現金から物、さらに物から現金へと犯罪収益の形態を転換させるなどの特徴が認められる。

令和２年から令和４年までの間に、外国との取引が悪用されたマネー・ローンダリング事犯については、次のものがある。

○　米国、ヨーロッパ等において敢行した詐欺（ビジネスメール詐欺（ＢＥＣ）等）による詐取金を我が国の銀行に開設した口座に送金させた上で、口座名義人である日本人が、偽造した請求書等を当該銀行の窓口で提示して、正当な取引による送金であるかのように装って当該詐取金を引き出した。
○　違法な動画を外国の動画サイトに出品し、その売却代金として外国送金されてきた犯罪収益を、正当な取引による送金であるかのように装って入金を受けた。
○　会社の正当な資金移動を装って、外国の銀行口座に不正に送金させた上で、当該詐取金で暗号資産を購入するなどした。
○　ＳＮＳ等を通じて知り合った被害者をだまして得た詐取金を架空・他人名義口座に送金させ、正当な外国送金であるかのように装って、犯行グループが開設した外国の銀行口座に送金した。
○　詐取金を外国送金する際、関係書類の送金理由欄に虚偽の送金理由を記載した上、これを証明する資料として虚偽のインボイスを提出するなどして正規の商取引を装い、外国の銀行に開設された犯人名義口座へ送金した。
○　児童ポルノ提供の犯罪行為により得た犯罪収益が、外国の銀行から国内の犯人名義口座に入金されるに当たり、銀行員に対し虚偽の入金理由を申告し、正当な事業収益を装い入金させた。
○　外国に所有する資産を国内に持ち込むため、親族に虚偽の利用目的で国内の銀行口座を不正に開設させた上、正当な取引を装い、同口座に海外資産を送金した。

(ｳ) 疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、外国送金に関する疑わしい取引の通知件数は 13 万 3,767 件で、中国を送金先又は送金元とする取引の届出が 27.6％を占めているほか、令和４年中はベトナムを送金先又は送金元とする取引の届出が大幅に増加している（図表 19 参照）。

図表 19【外国送金に関する疑わしい取引の年間通知件数】

送金先(元) 国・地域名	令和２年 (件)	令和３年 (件)	令和４年 (件)	合計 (件)	割合 (%)
中国	13,918	11,685	11,286	36,889	27.6
香港	5,525	4,848	3,900	14,273	10.7
米国	4,553	4,150	3,866	12,569	9.4
ベトナム	946	1,772	5,714	8,432	6.3
韓国	2,429	3,159	1,749	7,337	5.5
台湾	2,208	2,124	1,975	6,307	4.7
イギリス	1,849	1,684	1,633	5,166	3.9
フィリピン	1,208	1,755	2,146	5,109	3.8
シンガポール	1,500	1,353	1,718	4,571	3.4
ロシア	927	901	917	2,745	2.1
タイ	985	780	716	2,481	1.9
オーストラリア	591	548	696	1,835	1.4
アラブ首長国連邦	549	534	709	1,792	1.3
インドネシア	512	485	599	1,596	1.2
カンボジア	451	400	637	1,488	1.1
マレーシア	527	494	388	1,409	1.1
カナダ	434	495	444	1,373	1.0
スイス	390	372	293	1,055	0.8
ドイツ	383	295	233	911	0.7
トルコ	284	239	256	779	0.6
上記以外	5,659	5,278	4,713	15,650	11.7
合計	45,828	43,351	44,588	133,767	－

イ　危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法は、特定事業者に対し、特定取引[*1]を行うに際して取引の目的の確認を行う義務を定めている。特定事業者のうち、為替取引を行う金融機関等に対しては、外国所在為替取引業者とコルレス契約を締結する際に当該取引業者の体制確認等を行う義務や、他の金融機関等に外国に向けた支払に係る為替取引を委託する際に当該金融機関等に顧客（送金依頼人）の本人特定事項等を通知する義務、外国の同様の法制度に基づいて外国所在為替取引業者から提供された顧客の本人特定事項等を保存する義務等を定めている。また、令和４年12 月、犯罪収益移転防止法の改正により、特定事業者が外国為替取引を行う場合等に、他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に対し、顧客に関する情報に

*1　犯罪収益移転防止法第4条第1項に規定する特定取引をいう。

加え、新たに支払の相手方に関する情報を通知しなければならないこととされた。

金融庁は、ガイドラインにおいて、コルレス契約締結時に係る「対応が求められる事項」を公表するとともに、監督指針においては、コルレス契約の締結について、監督上の着眼点を定めている。

加えて、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対して送金取引等に関する調査を実施するなど、外国送金を含む送金取引に重点を置いた監督上の取組を強化している。

キャッシュ・クーリエに関する危険度の低減措置としては、100 万円（北朝鮮を仕向地とする輸出にあっては、10 万円）相当額を超える現金や小切手等の支払手段、証券又は重量が１キログラムを超える貴金属*1を携帯して輸出入する場合、外為法では財務大臣への届出を行う義務を課すとともに、関税法では税関長への申告を行わなければならないこととしている。また、税関では関係機関と緊密に連携し、情報の収集・分析・活用の強化に努め、海外への不正な現金等の持出しに係る水際での取締りに取り組んでいる。

財務省は、外国為替検査ガイドラインにおいて、外為法令の遵守を促進するため、必要な体制整備等に関する具体的な検査項目等を定めているところ、これらの措置も、外国との取引の危険度の低減に資するものと考えられる。

特定事業者による危険度の低減措置の例は、次のとおりである。

○　外国為替取引を開始する法人顧客については、その法人を訪問するなどして、事業内容のヒアリング等を実施し、取引開始後は定期的に商流等の確認を行う。

○　現金持込み及び直前にＡＴＭで入金を行ったなどの実質的な現金持込みの外国送金取引で、現金取引の合理性がないものを謝絶する。

○　ＦＡＴＦ声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域に近接するエリア向けの外国送金取引について、取引時確認を強化する。

○　外国からの送金について、送金目的と受取人の資金の使用状況との乖（かい）離に着目し、疑わしい取引の届出を行う。

○　外国送金や貿易金融取引において、金融庁の公表する疑わしい取引の参考事例やＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例等を踏まえてモニタリングを行い、マネー・ローンダリング等の危険度が特に高いと認められる取引の深堀調査や疑わしい取引の届出を行う。

ウ　危険度の評価

外国との取引においては、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる。

---

*1　金の地金のうち、全重量に占める金の含有量が 90%以上のもの

実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングが行われた事例が存在することから、外国との取引はマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。このほか、最近の我が国における国際組織犯罪の動向をみると、来日外国人で構成される犯罪組織が、出身国に存在する犯罪組織の指示を受けて犯罪を敢行するなど、その人的ネットワーク、犯行態様等が一国内のみで完結せず、国境を越えて役割が分担されることで、犯罪がより巧妙化・潜在化している実態があり、来日外国人で構成される犯罪組織が得た犯罪収益が海外に還流される危険性も認められる。

また、ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例、実際の事例等を踏まえると、次のような取引は危険度が高いと認められる。

○　適切なマネー・ローンダリング等対策が執られていない国・地域との間で行う取引

○　多額の現金を原資とする外国送金取引

○　外国送金に際してその目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引

２　国・地域と危険度

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「相互審査、詳細な評価報告書、公表されたフォローアップ報告書等の信頼のできる情報源により、適切なマネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が執られていないとされた国」）等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、分析・評価を行った。

(1) 危険度を高める要因

ＦＡＴＦは、マネー・ローンダリング等への対策上の欠陥があり、当該欠陥への対応に顕著な進展がみられず、又は欠陥に対処するために策定したアクションプランに沿った取組がみられない国・地域を特定した上で、ＦＡＴＦ声明により、当該欠陥に関連する危険に留意してマネー・ローンダリング等への対策を講ずるよう、加盟国に要請している。行動要請対象の高リスク国・地域*1は、いわゆるブラックリストとして公表している。

なお、ＦＡＴＦ声明は、４か月に１回（通常２月、６月及び 10 月）開催されるＦＡＴＦ全体会合において採択されるものであり、公表される国・地域名は、その都度変わり得ることから、特定事業者は継続的に注意を払う必要がある。

ア　北朝鮮

ＦＡＴＦは、平成 23 年（2011 年）２月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、対抗措置の適用を要請している。

イ　イラン

ＦＡＴＦは、平成 21 年（2009 年）２月から継続して全ての加盟国及びその他の国・地域に対して、イランへの対抗措置の適用を要請していたが、平成 28 年（2016 年）６月、イランによる対応を評価して 12 か月間対抗措置を停止した。その後、平成 29 年（2017 年）６月には、対抗措置の停止を継続してイランによる対応の進捗を監視するとした上で、イランから生じる危険に見合った厳格な顧客管理措置を適用するよう要請した。同要請に加え、令和元年（2019 年）10 月には、ＦＡＴＦ勧告（勧告 19）に基づき、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する監督の強化、金融機関によるイラン関連の取引に係る報告体制又は体系的な報告の導入及び金融グループに対するイランに所在する全ての支店・子会社への外部監査の強化を要請した。そして、令和２年（2020 年）２月からは、イランが国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及びテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を締結するための国内担保法をＦＡＴＦ基準に沿って整備していないことに鑑み、イランへの対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置を適用することを要請している。

---

*1 行動要請対象の高リスク国・地域（High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action）

ウ　ミャンマー

ＦＡＴＦは、令和４年（2022 年）10 月の声明で、ミャンマーが資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥への対処が進展していないこと等を踏まえ、全ての加盟国及びその他の国・地域に対し、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを要請している。本声明を踏まえれば、ミャンマーとの取引はマネー・ローンダリング等の危険度が高いものと認められる。

(2) 危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法及び施行令は、イラン及び北朝鮮を犯罪収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域（以下「特定国等」という。）と規定した上で、特定事業者に対して、特定国等に居住し、又は所在する顧客等との特定取引や特定国等に居住し、又は所在する者に対する財産の移転を伴う特定取引を厳格な取引時確認の対象とし、本人特定事項等の確認のほか、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を義務付けている。

また、ミャンマーとの取引は、規則における「犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの」に該当することから、同規則に基づき、特定事業者に対して、他の顧客との間で通常行う取引の態様との比較や顧客等又は代表者等に対する質問その他当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、統括管理者等に疑わしい点があるか確認させる厳格な顧客管理を行うことを求めている。

所管行政庁は、特定事業者に対してＦＡＴＦ声明を周知するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認の義務、疑わしい取引の届出の義務及び外国為替取引に係る通知義務の履行の徹底について要請している。

金融庁が策定している監督指針においては、疑わしい取引の届出のための体制整備に当たって、調査書の内容を勘案の上、国籍（例：ＦＡＴＦがマネー・ローンダリング等対策に非協力的な国・地域として公表しているもの）等に照らした取引金額、回数等の取引態様その他の事情の考慮が十分に行われているかという点を監督上の着眼点の一つとして定めている。

(3) 危険度の評価

外国との取引は、上記のとおり、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められるが、ＦＡＴＦ声明を踏まえれば、イラン及び北朝鮮との取引は、その危険度が特に高いと認められる。また、令和４年（2022 年）10 月の声明で行動要請対象の高リスク国・地域として新たに追加されたミャンマーとの取引も、危険度が高いと認められる[*1]。もっとも、ＦＡＴＦは、マネー・ローンダリング等へ

*1 https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/index.html 参照

の対策に重大な欠陥を有し、かつ、それに対処するためのアクションプランを策定した国・地域について、マネー・ローンダリング等対策の改善のためにＦＡＴＦの監視プロセスに指定された国・地域[*1]として公表した上で、当該国・地域に対し、提案された期間内における迅速なアクションプランの履行を要請している。このことから、当該国・地域との取引で、ＦＡＴＦが指摘する欠陥が是正されるまでの間になされるものは、危険性があると認められる。また、危険性が認められる国・地域との直接の取引以外でも、近隣の国・地域等を経由して最終的にはこれらの国・地域に送金するなどの悪質かつ巧妙な手口もあるため、そのような危険性を踏まえて取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

*1　監視プロセス下に指定された国・地域（Jurisdictions under Increased Monitoring）

【FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域の推移】

以下は、過去3年間（令和3年（2021 年）から令和5年（2023 年）まで）に公表された、FATF声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域及びマネー・ローンダリング等対策の改善のためにFATFの監視プロセスに指定された国・地域について、当該指定等が決定された時期を一覧にしたものである。

なお、国・地域の記載順は令和5年（2023 年）6月におけるFATF全体会合時点で公表された国・地域を図表 20 にアルファベット順で記載し、過去に公表されていた国・地域を図表 21 にアルファベット順で記載している。

図表 20【ＦＡＴＦ声明で加盟国等に対して対抗措置等が要請された国・地域】

凡例：●は加盟国等に対して対抗措置が要請されたことを、◎は加盟国等に対してリスクに見合った厳格な顧客管理が要請されたことを示す。

国・地域／時期	2021 年			2022 年			2023 年	
	2 月	6 月	10 月	3 月	6 月	10 月	2 月	6 月
イラン	●	●	●	●	●	●	●	●
北朝鮮	●	●	●	●	●	●	●	●
ミャンマー						◎	◎	◎

図表 21【マネー・ローンダリング等対策の改善のためにＦＡＴＦの監視プロセスに指定された国・地域】

凡例：○はマネー・ローンダリング等対策の改善のため、FATFの監視プロセスに指定されたことを示す。

国・地域／時期	2021 年			2022 年			2023 年	
	2 月	6 月	10 月	3 月	6 月	10 月	2 月	6 月
アルバニア	○	○	○	○	○	○	○	○
バルバドス	○	○	○	○	○	○	○	○
ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	○
カメルーン								○
ケイマン諸島	○	○	○	○	○	○	○	○
クロアチア								○
コンゴ民主共和国						○	○	○
ジブラルタル					○	○	○	○
ハイチ		○	○	○	○	○	○	○
ジャマイカ	○	○	○	○	○	○	○	○
ヨルダン			○	○	○	○	○	○
マリ			○	○	○	○	○	○
モザンビーク						○	○	○
ナイジェリア							○	○
パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン		○	○	○	○	○	○	○
セネガル	○	○	○	○	○	○	○	○
南アフリカ							○	○
南スーダン		○	○	○	○	○	○	○
シリア	○	○	○	○	○	○	○	○
タンザニア						○	○	○
トルコ			○	○	○	○	○	○
ウガンダ	○	○	○	○	○	○	○	○
アラブ首長国連邦				○	○	○	○	○
ベトナム								○
イエメン	○	○	○	○	○	○	○	○

国・地域／時期	2021 年			2022 年			2023 年	
	2 月	6 月	10 月	3 月	6 月	10 月	2 月	6 月
ボツワナ	○	○						
カンボジア	○	○	○	○	○	○		
ガーナ	○							
ニカラグア	○	○	○	○	○			
マルタ		○	○	○				
モーリシャス	○	○						
モロッコ	○	○	○	○	○	○		
パキスタン	○	○	○	○	○			
ジンバブエ	○	○	○					

※　各国の状況については、同声明の原文「jurisdictions under Increased Monitoring-23June 2023」(https://www.fatf-gafi.org/content/fatf-gafi/en/publications/High-risk-and-other-monitored-jurisdictions/Increased-monitoring-june-2023.html)参照

【FATFのメンバーシップが停止された国・地域】

FATFは、ウクライナに対するロシアの侵略戦争を強く非難するとしつつ、令和5年(2023 年)2月のFATF全体会合において、ロシアの行動は世界的な金融システムの安全・安定・完全性を促進することを目的とするFATFの基本原則に容認できない程度に反し、国際協力と相互尊重へのコミットメントへの重大な違反を示しているとして、ロシアのFATFメンバーシップを停止することを決定した。また、ロシアは、FATF基準を履行する義務について引き続き責任を有し、ユーラシアグループ(EAG)のメンバーとして活動し続け、EAGメンバーとしての権利を保持し続けるとしている。

我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、令和4年2月26日付けで閣議了解「「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」を行い、外為法による資産凍結等の措置を実施した。その後もG7をはじめとする国際社会と緊密に連携し、追加の金融措置及び貿易措置を継続して実施している。

３　顧客の属性と危険度

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例（「顧客が非居住者である」、「会社の支配構造が異常又は過度に複雑である」等）、ＦＡＴＦの第３次対日相互審査での指摘（「顧客が外国の重要な公的地位を有する者である場合には、通常の顧客管理措置に加えて、一定の措置を実施すべき」、「写真が付いていない書類を本人確認に用いる場合は、二次的な補完措置を執ること」等[*1]）に加え、暴力団構成員等によるマネー・ローンダリング事犯検挙事例の存在、厳しいテロ情勢等を参考にして、取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、

○　マネー・ローンダリング等を行おうとする者

（1）暴力団等[*2]及び（2）国際テロリスト（イスラム過激派等）

○　顧客管理が困難である者

（3）非居住者、（4）外国の重要な公的地位を有する者及び（5）法人（実質的支配者が不透明な法人等）

を特定し、分析・評価を行った。

(1) 暴力団等

我が国において、暴力団等は、財産的利益を獲得するために様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。

このうち、暴力団は、財産的利益の獲得を目的として、集団的又は常習的に犯罪を敢行する、我が国における代表的な犯罪組織である。

暴力団は、規模や活動地域を異にするものが全国各地に存在している。令和５年10月１日現在、暴力団対策法の規定により25団体が指定暴力団として指定されている。

なお、令和４年末現在の暴力団構成員等の総数は２万2,400人[*3]であり、このうち暴力団構成員は１万1,400人、暴力団準構成員等[*4]は１万1,000人であり、その総数は平成17年から連続して減少し、暴力団対策法が施行された平成４年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りの強化に伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団から構成員等の離脱が進んだこと等が考えられる。その一方で、暴力団と強い結び付きがありながら正式に組織に所属しない者が増加しているとみられるほか、暴力団の周辺にある者の活

---

*1　平成26年の犯罪収益移転防止法の改正並びにこれに伴う施行令及び規則の改正（平成28年10月施行）により、現在、写真付きでない本人確認書類を用いる場合の危険度は低下したと認められるものの、写真付きでない本人確認書類は、写真付き本人確認書類に比べ、その同一性の証明力が劣ることに変わりはないこと等を踏まえると、特定事業者においては、犯罪収益移転防止法上の本人確認方法を遵守するとともに、顧客が意図的に写真付き本人確認書類の提示を拒む場合等については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものとして、引き続き注意を払う必要がある。

*2　本調査書での暴力団等とは、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等をいう。

*3　暴力団構成員等の数は概数である。

*4　暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。

動や暴力団との関係性も多様化している状況にある。

このほか、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている集団を準暴力団と位置付けている。また、近年、準暴力団として位置付けられる集団以外に、ＳＮＳや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、ＳＮＳを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。こうした情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めている。さらに、匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もある。

図表 22【暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの構図】

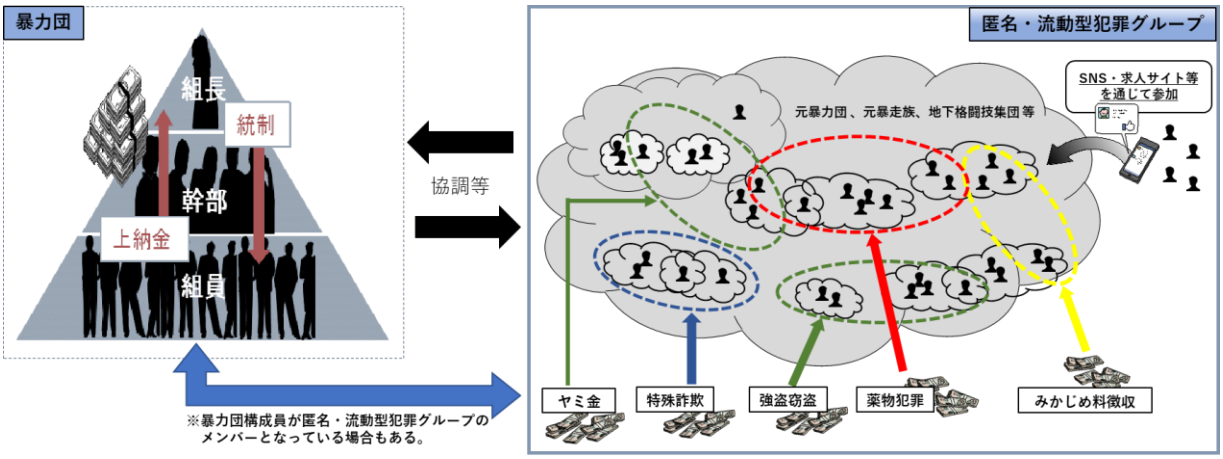

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

暴力団は、覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者*1と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った資金獲得犯罪を敢行するなどしており、暴力団の資金獲得活動は巧妙化・不透明化している。獲得した資金については、追跡を困難にさせるほか、課税、没収等の対象となったり、

*1　暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者をいう。

獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。犯罪収益は、新たな犯罪のための活動資金や武器の調達等のための費用に使用されるなど、組織の維持・強化に利用されるとともに、合法的な経済活動に介入するための資金として利用されている。

また、匿名・流動型犯罪グループは、暴力団等と共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、こうして得た資金を元手に、性風俗、芸能（ＡＶ等）、スカウト等に進出し、マネー・ローンダリングを行ったり、特殊詐欺の人材供給源となったりしている実態もうかがえる。

暴力団構成員等の総数は減少傾向にある中、暴力団構成員等が関与するマネー・ローンダリング事犯の検挙件数が横ばいであることを踏まえると、依然として、暴力団構成員等にとってマネー・ローンダリングは資金を獲得する上で不可欠であることがうかがわれる。さらに、暴力団と匿名・流動型犯罪グループが結託するなどして、暴力団対策法、暴力団排除条例等による規制を逃れつつ、巧みに資金を獲得している状況がみられることから、これらの資金獲得活動の実態を的確に把握するためには、官民連携による総合的な対応が求められる。

(ｲ) 事例

令和２年から令和４年までの間の、マネー・ローンダリング事犯の検挙事件は 1,958 件で、そのうち、暴力団構成員等の関与が明確になったものは 186 件であり、全体の 9.5%を占めている。

令和２年から令和４年までの間に、暴力団構成員等が関与したマネー・ローンダリングの主な事例は、次のとおりである。

○　暴力団員が、違法賭博事犯や売春事犯、無許可の風俗営業等により得た犯罪収益と知りながら、いわゆるみかじめ料等の名目で現金を受領した。

○　暴力団員が、特殊詐欺で架空・他人名義口座に振り込まれた現金を払い出した上、自己名義の口座に入金し、さらに同口座から同人らが管理する別の口座に送金した。

○　元暴力団員が、詐欺により得た犯罪収益である現金の一部を用いて、事情を知らない司法書士を利用し、法人の事業経営を支配する目的で親族を代表取締役とする会社を設立した。

○　暴力団員が、ヤミ金融の返済口座として、他の債務者に開設させた口座や親族名義の口座を利用した。

○　元暴力団員が、共犯者を指南して架空の事業資金借入名目で金融機関から金銭をだまし取り、知人名義や親族名義の口座を利用した。

○　暴力団員が、窃盗により得た物品を売却する際、偽名を用いた。

暴力団構成員等の関与が明確になったマネー・ローンダリング事犯の検挙事例をみると、

○　犯罪収益を現金で直接受領している

○　犯罪収益の帰属を仮装する目的で、知人、親族、素行不良者、暴力団構成員等の口座を悪用している

など、犯罪収益の追跡を困難にする方法でマネー・ローンダリングを行っている実態が認められる。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、疑わしい取引の届出件数は 154 万 5,669 件で、そのうち、届出理由が暴力団に係るものは 18 万 2,314 件で、全体の 11.8％を占めている。

ウ　危険度の低減措置

暴力団等との関係遮断に向けた取組を推進するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年６月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が策定されている。

上記指針を踏まえて、金融庁が策定している監督指針等において、預金取扱金融機関等に対し、①組織としての対応、②反社会的勢力対応部署による一元的な管理体制の構築、③適切な事前審査の実施、④適切な事後検証の実施、⑤反社会的勢力との取引解消に向けた取組、⑥反社会的勢力による不当要求への対処及び⑦株主情報の管理を求めている。

また、預金取扱金融機関等は、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、当該条項に基づいて取引関係を解消する取組を進めている。一般的な実務上の対応としては、取引の相手方が暴力団等であることが判明した場合等には、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の要否を検討することとされている。

特定事業者の中には、取引開始時及び取引開始後に定期的に国内外のデータベース等を用いて、自社の顧客のスクリーニングを行い、取引の相手方が暴力団等に該当することが判明した場合、疑わしい取引の届出を行っているものもある。

なお、警察庁は、銀行の融資取引からの暴力団排除を徹底するため、平成 30 年１月から、銀行に対する新規の個人向け融資取引の申込者等について、銀行からの預金保険機構を介した暴力団情報の照会に応じるシステムの運用を開始している。

エ　危険度の評価

暴力団等は、財産的利益の獲得を目的に、様々な犯罪を敢行しているほか、企業活動の仮装・悪用をした資金獲得活動を行っている。このような犯罪行為又は資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、暴力団等にとって不可欠であり、暴力団等によって行われている実態があるこ

とから、暴力団等との取引は危険度が高いと認められる。また、近年、暴力団が、組織実態を隠蔽しながら一般社会で資金獲得活動を活発化させていることを踏まえると、取引に際しては、直接的な取引の相手方だけでなく、実質的な取引の相手方についても十分に確認を行う必要がある。

(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）

欧米諸国をはじめとする国々でテロ事件が発生するなど、現下の国際テロ情勢は依然として厳しい状況にある。また、イラク及びシリアで戦闘に参加していた外国人戦闘員が母国又は第三国に渡航してテロを行うこと等が懸念されている。このように、テロの脅威が国境を越えて広がっていることからも、各国が連携してテロ資金供与対策を講ずることが不可欠である。テロ資金供与に関して注意を払うべき事柄が増加し、複雑化する中、本調査書では、ＦＡＴＦ勧告、その解釈ノート、ＦＡＴＦの報告書、犯罪収益移転防止法上の措置等を参考にして、

○　脅威（ＩＳＩＬ、ＡＱ等のイスラム過激派をはじめとするテロ及びテロ資金供与関係者等）

○　脆弱性（テロ資金の合法・非合法な出所や経由手段）

を俎上に載せ、

○　これらがもたらす我が国への影響

も含めて総合的に考慮し、危険度に影響を与える要因となる顧客として、とりわけＩＳＩＬ、ＡＱ等のイスラム過激派、外国人戦闘員及び過激化した個人（以下これらを総称して「イスラム過激派等」という。）を特定した。

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 国際テロ情勢

平成 26 年（2014 年）にカリフ制国家の樹立を宣言したＩＳＩＬは、一時はイラク及びシリアにおいて勢力を増大させたものの、諸外国の支援を受けたイラク軍、シリア軍等の攻撃により、現在では両国における支配地域を失っている。

令和４年（2022 年）には、米国の作戦等により、２代目及び３代目の指導者が相次いで殺害され、令和５年（2023 年）には、４代目の指導者も殺害され、５代目の指導者就任が発表された。

ＩＳＩＬは、従前から、イラク及びシリアにおける軍事介入に対する報復として、「対ＩＳＩＬ有志連合」に参加する欧米諸国等に対してテロを実行し、その実行の際に爆発物や銃器を入手することができない場合には刃物、車両等を用いてテロを実行することを呼び掛けており、令和４年（2022 年）中も、ＩＳＩＬ等の過激思想に影響を受けたとみられる者によるテロ事件が発生している。

また、アフリカのサヘル地域等において、ＩＳＩＬが自らの「州」だと主張しているイスラム過激派組織等が現地の軍事施設等に対するテロ攻撃を活発に行っているほか、イラク・シリアにおける外国人戦闘員が母国又は第三国に渡航してテロを起こす危険性や、収容施設又は難民キャンプで更なる過激化が進む可能性が指摘されている。

ＡＱ及びその関連組織は、反米・反イスラエル的思想を繰り返し主張しており、オンライン機関誌等を通じて欧米諸国におけるテロの実行を呼び掛けて

いる。令和４年（2022 年）７月、米国の作戦により、ＡＱの指導者アイマン・アル・ザワヒリが殺害されたものの、中東やアフリカにおいて活動するＡＱ関連組織は、現地の政府機関等を狙ったテロを継続しており、ザワヒリの殺害がこれら関連組織に及ぼす影響は限定的とみられる。さらに、令和３年（2021 年）８月にタリバーンによってカブールが制圧されたアフガニスタンでは、勢力を拡大したＩＳＩＬ-Ｋ*1が、令和４年（2022 年）９月、在アフガニスタン・ロシア大使館前において自爆テロ事件を実行するなど不安定な治安情勢が続いている。タリバーンはＡＱとの密接な関係が指摘されており、同国を拠点としてイスラム過激派組織の活動が活発化することが懸念されている。

我が国においても、ＩＳＩＬ関係者と連絡を取っていると称する者や、インターネット上でＩＳＩＬへの支持を表明している者が存在しているほか、過去にはＩＣＰＯ国際手配被疑者の不法入国事件も発生しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。日本国内において、ＩＳＩＬやＡＱ関連組織等の過激思想に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。

図表 23【国際テロ事件発生件数】

項目／年	令和元年	令和２年	令和３年
発生件数（件）	8,872	10,167	8,354
死傷者数（人）	26,273	29,366	23,692

注：米国国務省の「国際テロに関する国別報告書」による。

図表 24【令和４年（2022 年）中に発生した主なテロ事件】

発生月日	事件
3 月 27 日	イスラエル・ハデラにおける銃撃テロ事件
6 月 25 日	ノルウェー・オスロにおける銃撃テロ事件
9 月 5 日	アフガニスタン・カブールにおける自爆テロ事件
10 月 29 日	ソマリア・モガディシュにおける爆破テロ事件
11 月 10 日	ベルギー・ブリュッセルにおける刃物使用襲撃テロ事件
11 月 13 日	トルコ・イスタンブールにおける爆破テロ事件

注：警察庁「令和４年治安の回顧と展望」から抜粋

(ｲ) 特徴

*1　ISIL関連組織であるIslamic State in Iraq and the Levant-Khorasan（イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン）の略

国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や我が国に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、過去には、殺人、爆弾テロ未遂等の罪で国際刑事警察機構を通じ国際手配されていた者が、不法に我が国への入出国を繰り返していたことも判明しており、過激思想を介して緩やかにつながるイスラム過激組織のネットワークが我が国にも及んでいることを示している。また、我が国にもＩＳＩＬを支持したり、ＩＳＩＬのプロパガンダに共鳴したりする者がいるほか、ＩＳＩＬに戦闘員として加わるため、シリアへの渡航を企てた疑いのある者が把握されている。

テロ資金供与の脅威・脆（ぜい）弱性に関する国際的な指摘等を踏まえたテロ資金供与の特性は、次のとおりである。

○　テロ資金は、テロ組織によるその支配地域内の取引等に対する課税、薬物密売、詐欺、身代金目的誘拐等の犯罪行為、外国人戦闘員に対する家族等からの金銭的支援により得られるほか、団体、企業等による合法的な取引を装って得られること。

○　テロ資金供与に関係する取引は、テロ組織の支配地域内に所在する金融機関への国際送金等により行われることもあるが、マネー・ローンダリングに関係する取引よりも少額であり得るため、事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性があること。

○　テロ資金の提供先として、イラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、それらの国へ直接送金せずに、トルコ等の周辺国を中継する例があること。

以上のことから、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、マネー・ローンダリングにおける留意点に加えて、次の事項等についても留意することが求められる。

○　顧客属性

外為法及び国際テロリスト等財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項

○　国・地域

送金先・送金元が、テロ組織が活動する国・地域、それらの周辺国・地域であるか。

なお、ＦＡＴＦが指摘する次の点を考慮し、テロ資金供与のリスクは、イラクやシリア等の紛争地域に近接する国・地域以外の国・地域にも存在し得ることに留意すべきである。

・　ソーシャルメディア、新しい支払手段等の技術の進歩により、テロ資金供与の対策に脆（ぜい）弱性が生じていること。

・　テロのリスクが低い国であっても、当該国内で資金の収集・貯蓄をされ、又は当該国を経由して資金が移転されるなど、依然としてテロ資金供与のリスクに直面している可能性があること。

○　取引形態

・　送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか。

・　送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金がなされていないか。

(ｳ) 国内事例

これまで、我が国ではテロ資金供与に係る検挙事例はないものの、次の事例を参考までに掲載する。

○　輸出に際して経済産業大臣の許可を受けなければならないライフルスコープを、同許可を受けずにインドネシアに輸出したとして、外為法違反（無許可輸出）で逮捕された在日インドネシア人２人のパソコン等に、イスラム過激派の思想に共鳴していたことがうかがえる画像や、爆発物の製造に関する動画が保存されていた。

○　第三者に利用させる目的で口座を開設し、キャッシュカードをだまし取ったとして会社役員が検挙されたが、当該口座には、国際手配中の日本赤軍[*1]メンバーを支援しているとみられる国内の団体からの入金があり、そのほぼ全額が外国で引き出されていた。

(ｴ) 国外事例

以上に加え、テロ資金供与の実態に関する理解に資するものとして、国外での事例を次のとおり掲載する。

○　社会保障保険口座の資金の送金（インドネシア）

平成 29 年（2017 年）から平成 30 年（2018 年）までの間、人物Ａは、同人の兄弟で既にシリアにおいてＩＳＩＬに参加している人物Ｂ及び人物Ｃ対し、最大 60,000,000 インドネシアルピー（4,000 米ドル相当）を送金した。人物Ａは、人物Ｂの身分証明書を使用して同人の社会保障保険口座から現金を引き出し、シリアに所在する仲介人を通じて資金を送金したとされる。

○　合法な送金事業者を介したテロ資金の送金（オーストラリア）

平成 29 年（2017 年）、ＩＳＩＬを支援するため、資金を海外に送金した罪で豪州人大学生Ａが有罪判決を受けた。同人は、平成 26 年（2014 年）７月から同年９月までの間、パキスタンからシリアに渡航して外国人戦闘員としてＩＳＩＬへの参加を企図した者を支援するため、18,000 米ドルをパキスタン及びトルコに送金した。送金された資金は、トルコの仲介役を通じてオーストラリア人のＩＳＩＬ戦闘員Ｂに提供された疑いがあり、これらの送

*1　日本赤軍は過去に数々の国際的なテロ事件を引き起こし、現在も7人の逃亡中の構成員が国際指名手配をされており、逃亡中の構成員の検挙及び組織の活動実態の解明に向けた取組が推進されている。

金に関わったグループは、テロ資金の送金に外国送金サービスを利用していたとされている。

○　テロ資金供与のための暗号資産の利用助長（米国）

平成27年（2015年）８月、ＩＳＩＬを支援した罪で米国人Ａが懲役11年及び生涯にわたる監視の有罪判決を受けた。同人は、ＳＮＳ上で、ビットコインを用いてＩＳＩＬへの資金提供を隠蔽する方法や、シリアへの渡航を企図するＩＳＩＬ支持者へ便宜供与をする方法を提供し、ＩＳＩＬ及びその支援者に対して助言をしたことを認めた。

例えば、同人は、戦闘目的でＩＳＩＬへの参加を企図する米国居住の少年のシリア渡航を、同年１月に支援したことを認めているほか、米国人ＡのＳＮＳアカウントは、4,000人以上のフォロワーを有し、7,000件以上の投稿を通じて、ＩＳＩＬを支持するためのプラットフォームとして利用された。特に、同人は、同アカウントを用いて、ビットコインやそのシステムの仕組みに関する解説のほか、ビットコイン利用者を匿名化する新しいツールの紹介を記載した「Bitcoin wa’Sadaqat al-jihad（ジハードのためのビットコイン及び寄附）」と題する自身の記事へのリンク等、ビットコイン等のオンライン上の通貨を使ったＩＳＩＬへの資金支援を拡大する手法や、安全な方法によるＩＳＩＬへの寄附システムの設立方法について、ＳＮＳ上に投稿するなどした。

○　銀行からローンを借り入れて紛争地域へ渡航（マレーシア）

平成26年（2014年）、マレーシア人ＩＳＩＬ支援者数名は、銀行から個人ローンを借り入れることでＩＳＩＬに参加するための資金を入手した。報道によれば、マレーシア兵役訓練課程の元教官１人を含む５人以上のＩＳＩＬ支援者が銀行からローンを借り入れて渡航を企てたとされる。ローンの額は最大30,000米ドルに及ぶ例もあったが、20代前半の若い過激主義者らは、信用格付がまだ低いため、5,000リンギット（約1,400米ドル）程度のローンを申し込んでいた。また、別の過激主義者ら２人は、入手した資金をイラク・シリアへの渡航費、物資の調達資金、現地での生活費等として利用する予定であったとされる。

イ　疑わしい取引の届出

テロ資金供与との関係が疑われる取引として、特定事業者から疑わしい取引の届出がなされている。これらの届出理由をみると、顧客の氏名が資産凍結等の対象者やテロ関係者として報じられている者の氏名と類似しているという理由だけでなく、特定事業者が顧客の属性、取引形態等を踏まえてテロ資金供与の疑いがあるという理由で届け出ていることから、特定事業者が積極的にテロ資金供与に関する疑わしい取引を届け出ていることがうかがわれる。また、届出がなされた取引の態様をみると、外国との取引が大部分を占めており、それらに関係する国・地域はアジア及び中東の国・地域が多い。さらに、このような疑わしい

取引の届出の中には、顧客属性に着目した上で、上記の国・地域において、デビットカードを利用し、複数回にわたり総額が多額となる現金を出金している取引についての届出等もみられる。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

このようなテロ資金供与の危険度を低下させる我が国の法令上の措置として、次のものがある。

○　犯罪収益移転防止法及び組織的犯罪処罰法

組織的犯罪処罰法は、テロ資金提供罪等がマネー・ローンダリングの前提犯罪であると定めるとともに、テロ資金そのものを犯罪収益としている。これにより、テロ資金の疑いがある財産に係る取引も、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出の対象となっている。

また、警察庁は、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けた資産凍結等の措置の対象のリストが改正される都度、所管行政庁を通じて、特定事業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出の徹底を図るよう要請している。

○　テロ資金提供処罰法

テロ資金提供処罰法は、テロ資金供与防止条約の締結その他のテロリズムに対する資金供与の防止のための措置の実施に関する国際的な要請に応えるため、必要な国内法整備を行うことを目的として制定された。

テロ資金提供処罰法は、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる殺人や航空機の強取等の一定の犯罪行為を「公衆等脅迫目的の犯罪行為」と定め（第１条）、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、そのための資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下「資金等」という。）を提供させる行為、それ以外の者が、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供する行為、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に資金等を提供しようとする協力者に資金等を提供する行為等についての処罰規定（第２条から第５条まで）を設けている。

なお、ＦＡＴＦ勧告対応法が令和４年 12 月 29 日から施行されたことに伴い、テロ資金提供処罰法にあっても、国際協調によるテロ資金対策をより十全にするため、資金等の提供罪等の罪の対象とする犯罪行為として、新たに「特定犯罪行為」が創設されるとともに、国際協調の下でテロ資金の提供等の行為を更に強力に抑止するため、同法の各処罰規定の法定刑が引き上げられた。

○　外為法

対外取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受け、外為法に基づいて、対象となる個人・団体に対し、Ｇ７による同時凍結も含めて累次の資産凍結等の措置を実施している。具体的には、令和５年６月９日現在、テロリスト等として 398 個人・119 団体を指定し、当該個人・団体向け支払と、当該個人・団体との間の資本取引（預金取引、信託取引及び金銭の貸付契約）等を許可制として、それらの取引を不許可処分とすることにより、資産凍結等の措置を実施している。

○　国際テロリスト等財産凍結法

国内取引については、資産凍結等の措置を求める国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受け、国際テロリスト等財産凍結法に基づいて、対象となる個人・団体の財産の凍結等の措置を実施している。具体的には、令和５年６月９日現在、398 個人・119 団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置を執るべき対象として公告しており、当該個人・団体に対し、金銭の贈与を受けるなど一定の行為をする場合に都道府県公安委員会の許可を受けることを義務付けているほか、都道府県公安委員会には、公告された国際テロリストに対して、当該国際テロリストが所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置する権限を与えるなどしている。

(ｲ) その他の措置

内閣総理大臣を議長とする犯罪対策閣僚会議において平成 25 年 12 月に策定した「「世界一安全な日本」創造戦略」の全部を変更し、令和４年 12 月、「「世界一安全な日本」創造戦略 2022」が策定された。同戦略においては、ＦＡＴＦ勧告を踏まえたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進等、テロ資金供与等の対策強化を定めている。

関係省庁においては、これらの政府決定に基づき、マネー・ローンダリング等対策に取り組んでおり、我が国は、国際連合安全保障理事会制裁委員会による指定を受けていない者についても、国際連合安全保障理事会決議第 1373 号及び閣議了解*1に基づき、資産凍結等の対象としている。令和元年 11 月には、５団体（新人民軍、アル・シャバーブ、ＩＳＩＬシナイ州、東南アジアのイラクとレバント地方のイスラム国及びマウテ・グループ）、令和２年３月に３団体（インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオＪＭＢ）に対して、資産凍結等の措置を講じた。

テロ対策の要諦はその未然防止にある一方、万が一テロが発生した場合には、被害を最小限に食い止め、犯人を早期に制圧し検挙することが必要であるとの認識に基づき、警察では、未然防止及び事態対処の両面からテロ対策を推進し

*1 「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和元年 11 月 12 日）及び「テロリスト等に対する資産凍結等の措置について」（令和2年3月 31 日）

ている。

具体的には、

○　情報収集・分析と捜査の徹底

○　出入国在留管理庁や税関等の関係機関と連携した水際対策

○　官民一体となったテロ対策の推進

○　警戒警備体制の強化

等の施策を推進している。

このほか、令和４年 12 月、警察庁及び金融庁は、金融機関等を対象としたテロ資金供与対策に関する説明会を実施し、テロ資金供与リスクに対する理解の促進を図っている。

エ　危険度の評価

上記の措置を講じてきた結果、国際連合安全保障理事会決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）を受けて資産凍結等の措置の対象とされた者の中に、日本人や我が国に居住している者の把握はなく、また、現在まで、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト等によるテロ行為は確認されていない。

しかしながら、ＦＡＴＦは、令和元年に公表したレポート*1において、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論付けることはできず、国内で資金が収集され、海外に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。

また、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆（ぜい）弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても、

○　イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること

○　外国人戦闘員によって資金調達等が行われること

○　紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得ること

○　我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること

○　特定事業者が提供する商品・サービスが、事業者の監視を免れて悪用され得ること

等の懸念があることを認識すべきであり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められる。

さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、上記危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が引き続き求められる。

---

*1　Terrorist Financing Risk Assessment Guidance（July 2019）

【非営利団体*1のテロ資金供与への悪用リスク】

1　特徴

我が国における非営利団体は、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称であり、その設立・管理は個別の法律によって規制されている。

FATFは、非営利団体が、テロリスト等に悪用されることを防ぐように加盟国に要請している。もっとも、全ての非営利団体の危険度が高いわけではなく、活動の性質、範囲等によって危険度は異なることから、団体個々の脅威、脆弱性等を踏まえた対応が求められている。FATF勧告、その解釈ノート等では、テロ資金供与に対する非営利団体の脆弱性として、

○　非営利団体は、社会から信頼を得ており、様々な資金源を利用することができるほか、しばしば現金を集中的に取り扱うこと

○　テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動し、金融取引の枠組みを提供しているものがあること

○　活動のために資金を調達する主体と当該資金を支出する主体が異なる場合等があり、使途先が不透明になり得ること

を挙げている。

また、外国における事例等を踏まえると、脅威として、

○　テロ組織やその関係者が、慈善活動を名目に非営利団体を設立して調達した資金を、テロリストやその家族への支援金にする

○　合法的な非営利団体の活動にテロ組織の関係者が介入し、非営利団体が行う金融取引を悪用して、紛争地域等で活動するテロ組織に資金を送金する

○　合法的な非営利団体の活動によって得られた資金が、国外にあるテロ組織と関連を有する非営利団体に提供されてテロ資金となる

などのおそれが認められる。FATF勧告では、非営利団体が悪用される形態として、テロ組織が合法的な団体を装う形態、合法的な団体をテロ資金供与のパイプとして利用する形態及び合法な資金をテロ組織に横流しする形態を示している。加えて、平成 31 年（2019 年）3月に採択された国際連合安全保障理事会決議第 2462 号は、テロリスト等が合法的企業や非営利団体等を悪用して資金調達するとともに、暗号資産等新たな金融技術によって、合法的企業や非営利団体等を通じ資金移転する可能性があることについて、深刻な懸念を表明している。

2　我が国の非営利団体

我が国における非営利団体については、所管する行政庁がそれぞれリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施することとしている。所管する行政庁による非営利団体のリスク評価の主な結果等は次のとおりである。

(1)　NPO法人＜内閣府＞

ア　特徴

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第7号。以下「NPO法」という。）に定める「特定非営利活動」を行うことを主たる目的とした法人である。「特定非営利活動」とは、NPO法に掲げる 20 の活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものである。NPO法人の活動分野としては、例えば、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「国際協力の活動」といったものがある。NPO法人の設立に当たっては、上記の特定非営利活動の種類及び当該活動に係る事業の種類等を記載した定款や、役員の氏名及び住所又は居所を記載した役員名

*1　FATFが、「非営利団体とは、一義的に、慈善、宗教、文化、教育、社会若しくは共済目的のため、又は他の慈善行為を実施するために、資金を調達し、支出する法人、法的取極め又は法的組織をいう」としていることを踏まえて、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月　19　日）において、その対象を、特定非営利活動法人（NPO法人）、公益法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人及び宗教法人としている。

簿、社員のうち10名以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した社員名簿、設立趣旨書、事業計画書等を添付した申請書を所轄庁に提出し、その審査を経て、認証を受けることとされている。令和5年7月末現在、NPO法人数は50,183法人である。

NPO法人がテロ資金供与に悪用される脆弱性は次のとおりである。

○ テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動をすること。

一部のNPO法人は、人道上の理由から、テロの脅威にさらされている地域や紛争地域、その周辺等において活動を行っているが、こうした地域における活動は、一般に法人によるリソースの管理を困難にする。また、こうした地域では、法人の活動地域がテロリストの活動地域と重なるだけでなく、支援対象の人々もテロリストが接近する人々と重なり得る。こうした状況は、テロ資金供与におけるNPO法人の悪用を促すこととなる。

○ 相当量の資金源のアクセスと海外への送金・現金の持ち出しをすること。

相当量の資金源へアクセスすることが可能であり、その資金を海外へ送金し、紛争地域や被災地等への支援を行っているNPO法人も認められ、その際、しばしば現金が集中的に取り扱われ、現金そのものが輸送されることもある。こうした海外への送金、とりわけ、現金の持ち出し等の匿名性の高い手段の利用は、テロリストやその支援者の追跡を困難にするため、NPO法人の悪用を促すこととなる。

○ 海外におけるパートナーとの連携やボランティアの活用があること。

NPO法人が海外において活動を展開する際には、現地のパートナーと連携することが多く、また、その活動には多くのボランティアが参加している。こうした海外パートナーとの連携やボランティアの活用は、関係者の身元の精査を困難とし、テロ組織やその支援者の介入を招き得る。

○ 休眠状態である又は不明瞭な活動があること。

いわゆる「休眠状態」にあるNPO法人や、事業報告書で「活動実績なし」、「事業年度内の支出がない」等とされ活動実態が不明確な法人も確認されており、このような法人は、テロ組織及びその支援者に悪用されかねない。

イ 危険度の低減措置

NPO法人のテロ資金供与リスクに対して、NPO法では、所轄庁に対して罰則付きの報告徴収、立入検査、改善命令、ひいては設立の認証取消しを行うことができる一般的な監督権限を定めており、その他のテロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置とあいまって、NPO法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低減されているものと考えられる。

(2) 公益法人＜内閣府＞

ア 特徴

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に定める公益目的事業を行うことを目的とした法人である。公益目的事業とは、学術、技芸、慈善等の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされている。一般社団法人・財団法人が公益法人となるためには、行政庁へ公益認定申請を行い、第三者機関への諮問・答申を経た行政庁からの認定を受ける必要がある。令和5年9月1日現在、公益法人数は9,712法人である。

公益法人がテロ資金供与に悪用される脆弱性は次のとおりである。

○ テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動すること。

テロの脅威にさらされている地域やその周辺で活動している公益法人はごく一部であるが存在し、それらの法人は比較的リスクが高い。

○ 海外で事業を実施するため、事業者等への委託や助成等を行うこと。

公益法人が事業を実施する手段は多岐にわたっており、公益法人自らが事業を実施する場合だけでなく、委託や助成等、間接的に法人が事業の実施に関わる場合や、海外における事業の実施に当たって、海外の協力団体等が事業を実施する場合等、資金調達の主体と資金を支出する主体

が異なる場合が存在し、資金の使途が不透明になり得る。また、そうした場合においては、資金管理の状況や資金等の使途の確認がより難しくなると考えられる。

○　相当量の資金の取扱いを行うとともに、海外への送金や海外で現金の取扱いを行うこと。

一部の公益法人は、相当量の資金を取り扱うことがあるために、公益法人の資金等がテロ組織により悪用される潜在的な脆弱性を有していると考えられ、公益法人が海外に送金する際や海外で現金を取り扱う際に、公益法人が悪用される可能性がある。

イ　危険度の低減措置

公益法人においては、現行の法令上の措置の適切な運用並びに各公益法人によるリスク認識及び対策により、テロ資金供与リスクを一定程度低減できるものと考えられる。その一方で、非営利団体がテロ資金供与に悪用されるリスク等を認識し、自法人が行う事業におけるリスクの検討を行った上で対策を行っている公益法人は限られており、公益法人がテロ資金供与に巻き込まれないためには、法令上の措置を適切に運用することに加え、各公益法人がテロ資金供与リスクを認識し、各公益法人が抱えるリスクに応じた適切な対策を取ることが重要であると考える。

そのため、内閣府は、令和4年6月、「公益法人におけるテロ資金供与対策について」を公表し、公益法人に対してリスク低減措置の具体的な方法を示すとともに、公益法人に対して繰り返し周知を行っている。

(3)　社会福祉法人＜厚生労働省＞

ア　特徴

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める社会福祉事業を行うことを目的とした法人である。社会福祉事業は、社会福祉法に定められた事業に限定され、老人ホーム、児童養護施設等の経営等がある。社会福祉法人の設立に当たっては、設立代表者が、定款、事業計画、予算書、各種書類等を整え、所轄庁による認可を受けなければならない。令和4年4月1日現在、社会福祉法人数は 21,053 法人である。

また、社会福祉法人は老人ホームの経営等の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、海外活動は限定的である。海外で活動する社会福祉法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として、①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性を挙げた上で分析したところ、現金取引や外国との取引の取扱いは認められるものの、取引相手の多くは公的な機関に準ずる者又は属性確認を実施した事業者となっている。

イ　危険度の低減措置

社会福祉法人の海外活動の実施に当たっては、海外活動を実施する旨を定款に記載し所轄庁の承認を得ることや、国内事業と拠点区分を分けた計算書類の作成を行うこととしている。さらに、毎年提出する現況報告書にも海外事業を行った場合には海外事業を行った旨及び事業の内容と実施国を明記するよう規定し、当該記載内容を踏まえた所轄庁の適切なモニタリングの実施をすることとしており、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(4)　医療法人＜厚生労働省＞

ア　特徴

医療法人は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定により、日本国内において病院、診療所等を開設するため都道府県知事の認可を受けて設立される法人である。令和5年3月 31 日現在、医療法人数は 58,005 法人である。令和5年7月1日現在、9法人が海外で活動している。医療法人の海外活動は、海外の医療機関の運営及び海外における医療従事者等への医療技術等の教授に限定されているとともに、実施に当たっては、所轄庁の認可を受けている。

海外で活動する医療法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として社会福祉法人と同様の項目を分析したところ、現金取引や外国との取引の取扱いは認められるものの、提供するサービスは医療関係のみであること、顧客属性は患者又は医療従事者の個人のみであることを確認している。また、業務開始の認可、出資の際の事前届出、事業報告書の提出により、所轄庁においても医療法

人の活動状況を定期的に監督している。

イ　危険度の低減措置

医療法人に対しては、テロ資金供与リスクの低減に資する我が国の主要な法令上の措置に加えて、医療法における一般的な監督権限に基づき監督を行っている。具体的には、医療法人が海外での活動を含めて新たな事業を展開する場合には、定款を変更した上で、当該変更について所轄庁の認可を受けることを義務付けるとともに、海外に出資を行う際には事前届出を行うことを義務付けている。また、医療法人が一定期間活動を停止している場合には、法人を廃止することとしているほか、医療法人に毎年活動状況を報告させることにより、所轄庁が監督を行っているため、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(5)　学校法人＜文部科学省＞

ア　特徴

学校法人は、私立学校を設置・運営することを目的として設立される法人である。その設立に当たっては、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の規定に基づき、設立の目的、名称等所定の事項を定めた寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。令和4年5月1日現在、学校法人数は 7,794 法人である。

また、学校法人は私立学校を設置・運営することを目的として設立されるものであることから、海外事業は限定的である。海外で活動する学校法人がテロ資金供与に悪用される要因・視点として社会福祉法人と同様の項目を挙げた上、分析したところ、外国との取引の取扱いは認められるものの、取引相手は公的機関の認証を受けた事業者若しくは学生又は属性確認を実施した相手に限られ、さらに学校法人において行われる海外事業は、令和4年度調査時点において、教育研究活動の一環として行う活動及び付随事業が 98％を占めている。

イ　危険度の低減措置

海外事業に限らず、学校法人の活動については、毎年度財務関係書類や事業報告書等の作成・閲覧が義務付けられており、所轄庁から助成を受けている学校法人は所轄庁への財務関係書類や事業報告書等の届出が義務付けられている。また、教育研究活動や教育研究活動に付随する事業以外の収益を目的とした事業を行う際には、学校法人が自らの規律として定める寄附行為に記載し所轄庁の承認を得ることが必要となっており、テロ資金供与リスクは低減されているものと考えられる。

(6)　宗教法人＜文部科学省＞

ア　特徴

宗教法人は、宗教団体が所轄庁の認証を経て法人格を有したものである。その設立に当たっては、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の規定に基づき、設立の目的、名称等所定の事項を記載した規則について所轄庁の認証を受けなければならない。令和3年 12 月 31 日現在、宗教法人数は 179,952 法人であり、そのうち、一つの都道府県内で活動する都道府県知事所轄の宗教法人数は約 99％に当たる 178,774 法人である。また、宗教法人の約70％は、1年間の収入が 500 万円未満である*1。

なお、宗教法人として設立されながら、事実上宗教活動を停止しているなど、不活動の状態にある宗教法人（以下「不活動宗教法人」という。）については、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、テロ資金供与のほか、脱税や営利目的の行為に悪用されるなど問題につながるおそれがある。令和4年末時点において、3,329 法人が不活動宗教法人として確認されている。

イ　危険度の低減措置

宗教法人は、毎年度財務関係書類等を作成する義務があり、当該書類については信者その他の利害関係人の閲覧請求権及び所轄庁への写しの提出義務が定められている。

文化庁としては、全ての宗教法人が備付書類の提出義務を果たすよう、督促の徹底や過料措置

*1　宗教法人が行う事業に関する調査報告（平成 22 年9月時点）

の適正な実施を図るとともに、不活動宗教法人対策の更なる推進に取り組むこととし、各都道府県においてもこの趣旨が徹底されるよう、令和5年3月に通知を発出し、翌月、担当部課長会議を開催して直接説明を行った。

具体的には、まず、各都道府県において、事務所備付書類の未提出法人への督促を徹底するとともに、最終的に提出が見込まれない法人に対しては、過料に処する手続を確実に講ずるよう求めている。その上で、不活動宗教法人の判断基準を明示し、例えば、代表役員の所在が分からず、督促の連絡ができない法人や、書類が連続して提出されない法人は不活動宗教法人として対応するものと整理している。

また、不活動宗教法人対策推進事業を委託し、不活動宗教法人対策の実例を積み重ねるとともに、都道府県宗教法人事務担当者研修会において、不活動宗教法人が犯罪組織に利用されるリスクについて言及し、注意喚起を行うなど、リスク低減のための施策を講じている。

(7) その他の団体

ア　特徴

FATFの定義による「慈善行為」は、一般社団法人・一般財団法人又は法人格を有しない任意団体であっても行うことができる。外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンターのレポート[*1]によると、一般社団法人・一般財団法人の 25 法人及び任意団体の 99 団体が、「国際協力を行う非営利の市民組織」として活動していることが確認された。

また、同レポートでは、日本のNGOの8割以上は海外に事務所がないとされており、海外での活動は限定的であることが判明しているほか、国際NGOデータベースの分析によると、登録された任意団体の 75%は組織規模 1,000 万円以下であり、組織規模は最大でも 4,000 万円以下と規模的にも小さいことも判明している。

イ　危険度の低減措置

一般社団法人・一般財団法人や任意団体等、FATFのNPOの定義には当てはまるが、法人格の違いにより認証等の手続が行われていない者については、規模や活動が限定的であり、かつ、資金移動に当たっては、金融機関等に課された犯罪収益移転防止法や外為法等の規制の対象となる。また、認証・認定・登録等に服していない一般社団法人・一般財団法人については、組織規模は一般的に任意団体より大きいものの、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づく法人登記の義務が課されており（登記義務違反の際は罰金あり）、捜査当局が当該登記情報等にアクセス可能であるなど、リスクに応じた低減策も講じられている。このため、これらの法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは、先述の 6 つの法律に基づく非営利団体と比較し、相対的に小さい。

3　危険度の評価

我が国では、

○　テロ行為が実行されている地域やその周辺において活動している非営利団体
○　相当量の資金を取り扱い、海外への送金や海外で現金の取扱いを行う非営利団体
○　休眠状態にあるなど、法人としての実体が不明瞭な非営利団体

についてはテロ資金供与に悪用される危険度は高まる上、国際金融市場としての我が国の地位、役割等を踏まえると、金融取引等に当たっては、非営利団体を悪用したテロ資金の移転に関する国際機関による指摘等についても考慮する必要がある。

しかし、我が国においては、非営利団体がテロ資金供与に悪用されたとして摘発された事例は認められず、また、海外で活動する非営利団体も限定的であること等から、我が国の非営利団体がテロ資金供与に悪用されるリスクも総合的に低いと認められる。

*1　外務省及び特定非営利活動法人国際協力NGOセンター「NGOデータブック 2021　数字で見る日本のNGO」（令和4年2月）

今後は、国際的な懸念の高まりを踏まえ、我が国においても非営利団体がテロ資金供与に悪用されることのないよう、その危険度について適宜・適切に評価の見直しを行いつつ、所管する行政庁等による危険度に応じたモニタリングを実施するとともに、危険度の高い地域で事業を実施する非営利団体の活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与の危険度及びその対策に関するアウトリーチを継続して行う必要がある。

(3) 非居住者

ア　危険度を高める要因

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおいて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の危険度を高める状況の例として、「顧客が非居住者である」ことを挙げている。

特定事業者においては、日本国内に住所を有していない外国人等の非居住者との取引が発生し得るが、一般的に非居住者の本人特定事項や資産・収入の確認等の顧客管理措置は、居住者に係る顧客管理措置と比べて制約的である。相手方と対面することなく取引が行われる場合には、特定事業者は、顧客等の本人確認書類を直接に確認することができないほか、本人確認に用いられる本人確認書類又は補完書類は、外国政府等が発行するものであることがあり、当該特定事業者が、当該本人確認書類等の真偽を見極めるために必要な知見を有していない場合もある。そのため、居住者との取引と比べて、特定事業者が本人特定事項を偽った顧客と取引するおそれが高い。

イ　危険度の低減措置

金融庁が策定している監督指針は、特定事業者に対し、疑わしい取引の届出を行うに当たって顧客の属性、取引時の状況等を総合的に勘案するなどして適切に検討・判断を行う体制の整備を求めている。

ウ　危険度の評価

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて、特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限される。また、非対面で取引が行われる場合や外国政府等が発行する本人確認書類等が用いられる場合は、匿名性も高まり、マネー・ローンダリング等が行われた際に資金の追跡が一層困難となることから、非居住者との取引は危険度が高いと認められる。

(4) 外国の重要な公的地位を有する者

ア　危険度を高める要因

外国の重要な公的地位を有する者（外国ＰＥＰｓ：国家元首、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者等）は、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有するほか、非居住者であったり、居住者であっても主たる資産や収入源が国外にあったりすることから、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されてしまう性質を有する。また、汚職対策に関する規制は、国・地域により異なる。

ＦＡＴＦは、特定事業者に対し、顧客が外国の重要な公的地位を有する者に該当するか否かを判断し、該当する場合には、資産・収入の確認を含む厳格な顧客管理措置を講じることを求めている。また、平成 25 年（2013 年）１月には、重要な公的地位を有する者に関するガイドラインを策定し、重要な公的地位を有する者は、その立場ゆえにマネー・ローンダリング等や、公金横領・収賄を含む前提犯罪を敢行する潜在的なおそれがあるとして、個々の者の事情にかかわらず、そのような者との取引は、常に危険度の高いものとして取り扱わなければならないなどの認識を示した。

公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等汚職に関する問題は、全ての社会及び経済に影響を及ぼすものであり、汚職行為を効果的に防止するためには国際協力を含む包括的かつ総合的な取組が必要であるとの認識が国際社会において共有されており、外国公務員が汚職行為により得た収益の移転防止のための対策が求められている。平成９年（1997 年）には、外国公務員贈賄等による不公正な競争の防止のため、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）において外国公務員贈賄防止条約が採択された。我が国においても、平成 10 年、不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）が改正され、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が導入された。

現在までのところ、我が国において、外国の重要な公的地位を有する者がマネー・ローンダリング等に関与した具体的な事例は認められないものの、近年の不正競争防止法違反（外国公務員等への不正な利益供与）の主な事例は、次のとおりである。

○　日本企業の現地子会社の会社員が、外国政府高官に賄賂としてゴルフクラブセット等を渡した。

○　外国における政府開発援助（ＯＤＡ）事業において、日本企業の会社員が、道路建設工事受注の謝礼として、外国公務員に現金を渡した。

○　日本企業の現地子会社の会社員が、同社の違法操業を黙認してもらう謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金等を渡した。

○　外国における政府開発援助（ＯＤＡ）事業において、日本企業の会社員が、鉄道建設事業のコンサルタント契約を有利な条件で結ぶ謝礼として、外国公

務員に現金を渡した。

○　外国で受注した火力発電所の建設事業に関連して、日本企業の元取締役等が、同社の許可条件違反を黙認してもらうこと等に対する謝礼として、外国公務員に現金を渡した。

○　日本企業の現地法人元社長が、通関違反をめぐる追徴課税や罰金を減額してもらうことに対する謝礼として、現地の外国税関の公務員に対し、賄賂として現金を渡した。

○　日本在住の外国人が、在留資格の申請や婚姻届の提出に必要な書類を交付してもらう謝礼として、在日総領事館の領事に対し、賄賂として現金を渡した。

イ　危険度の低減措置

犯罪収益移転防止法、施行令及び規則は、特定事業者に対し、

①　：外国の元首及び外国の政府等において重要な地位を占める者並びにこれらの者であった者

②　：①の家族

③　：①又は②が実質的支配者である法人

との間で特定取引を行う際には、本人特定事項等のほか、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産・収入の状況の確認を行う厳格な取引時確認を義務付けている。

また、金融庁が策定している監督指針においては、施行令及び規則に規定された外国の元首等の顧客等との取引を行う場合に、適正に取引時確認を行う体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

ウ　危険度の評価

外国の重要な公的地位を有する者が、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有すること、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、汚職対策に関する国ごとの取組に差があること等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

ＦＡＴＦは、平成30年（2018年）に公表したレポート*1において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実体のない又は不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。また、ＦＡＴＦ勧告（勧告24等）では、各国に次のことを求めている。

○　顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。

○　法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。

○　事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。

○　法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者がそれぞれ異なる立場で権利等を有することになる。そのため、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になることから、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。また、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

我が国における法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等であり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法（昭和38年法律第125号）等に基づき登記することで法人格を取得する（図表25参照）。近年の法人形態ごとの設立登記数をみると、合同会社が増加している（図表26参照）。法人の設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社等の場合には公証人による認証が必要であるが、持分会社*2の場合には不要である。また、株式会社設立に際しては、実質的支配者の確認が必要であるが、持分会社設立に際しては不要であるなど法人の形態によって設立手続等が異なる。設立時のコスト、新たな出資、現物出資、業務執行役員の任期等の面において、総じて

---

*1　Concealment of Beneficial Ownership (July 2018)

*2　「持分会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)に規定された会社のうち、合名会社、合資会社及び合同会社の総称である。

持分会社の方が手続が簡易でコストも安価といえる（図表 27 参照）。

図表 25【日本国内における主な形態別法人数】

区分＼年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
株式会社(社)	2,559,561	2,583,472	2,612,677
合名会社(社)	3,343	3,352	3,325
合資会社(社)	13,540	12,969	12,482
合同会社(社)	113,196	134,142	160,132
そ の 他(社)	68,780	70,436	75,770
合　　計(社)	2,758,420	2,804,371	2,864,386

注１：国税庁の「会社標本調査」による。
　２：法人数は、単体法人及び連結法人の合計数である。
　３：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。
　４：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

図表 26【主な法人形態ごとの設立登記数】

区分＼年	令和２年	令和３年	令和４年
株式会社(社)	85,688	95,222	92,371
合名会社(社)	34	16	20
合資会社(社)	41	33	30
合同会社(社)	33,236	37,072	37,127
合　　計(社)	118,999	132,343	129,548

注：法務省の統計による。

図表 27【主な法人形態ごとの設立手続・要件等】

	株式会社	持分会社		
		合名会社	合資会社	合同会社
出資者	株主	社員		
必要な出資者	１名以上	１名以上（無限責任社員）	それぞれ１名以上（無限責任社員、有限責任社員）	１名以上（有限責任社員）
出資者の責任の範囲	有限責任	無限責任	無限責任、有限責任	有限責任
経営の主体	取締役	業務執行社員		
会社の代表者	代表取締役	代表社員		
所有と経営	所有と経営が分離	所有と経営が一致		
定款認証	必要	不要		
定款認証費用	５万円以下	不要		
登録免許税	資本金の額の１０００分の７の額。但し、この額が１５万円に満たない場合は１５万円	６万円	６万円	資本金の額の１０００分の７の額。但し、この額が６万円に満たない場合は６万円
定款の収入印紙代（紙媒体の場合）	４万円	４万円		
出資額と資本金の額	資本金への組入が必要。但し、１／２を超えない額は資本準備金として計上することが可能	全額を資本剰余金として計上することが可能		
現物出資に係る検査役の調査	原則必要	不要		
決算公告	必要	不要		
利益・損益分配	原則として出資比率により分配	定款の定めがない場合は、各社員の出資の価額に応じて分配		
最高意思決定機関	株主総会	総社員の同意		
定款変更	株主総会の特別決議	総社員の同意		
役員の任期	原則２年　但し、非公開会社では最長１０年	なし		
株式（持分）の譲渡	原則自由。但し、一定の方法による譲渡制限が認められる	他の社員全員の承諾		

外国法人や非居住者に対して低い税率で金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域は、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれているほか、プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニー制度が採用されている場合もある。これらの特性を利用し、オフショア金融センターとされる国・地域において、実体のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。この点、我が国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在する。その中には郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービス等の付帯サービスを提供している事業者もあり、これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い事業の信用、業務規模等に関し架空の又は誇張された外観を作出することが可能となる。

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、

法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

(ｲ) 事例

令和２年から令和４年までの間に実体が不透明な法人等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　実体のない会社を設立した上で、横領した物品を正当な取引を装って売却し、同社名義の口座に売却代金を入金させた。

○　共犯者に実体のない会社を設立させて開設した同社名義の口座に、特殊詐欺により得た電子ギフト券（前払式支払手段）の売却代金を入金させた。

○　知人らの名義で実体のない会社を設立した上、同社名義の口座を開設し、業務上横領により得た犯罪収益を入金させた。

○　経営不振に陥った会社の業務委託を請け負っていた共犯者が保有する法人名義口座を利用し、外国で発生した詐欺等の被害金を同口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出した。

○　外国で開設した架空会社名義の銀行口座に、詐欺等により得た犯罪収益を、虚偽の送金目的で外国送金した。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をみると、マネー・ローンダリング等を企図する者は、

○　取引における信頼性を享受し得ること

○　多額の財産の移動を頻繁に行うことができること

○　合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができること

等の法人の特性を悪用している実態が認められる。

法人を悪用した手口の中でも、事業活動の実態や実質的支配者が不透明な法人を悪用するものは、犯罪収益の追跡が困難となる。具体的には、

○　犯罪収益の隠匿等に悪用する目的で、実体のない法人を設立する

○　犯罪収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する

などの手口によって法人を支配し、同法人名義の口座を犯罪収益の隠匿先に悪用するなどの実態が認められる。

図表 28【実質的支配者が不透明な法人を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】

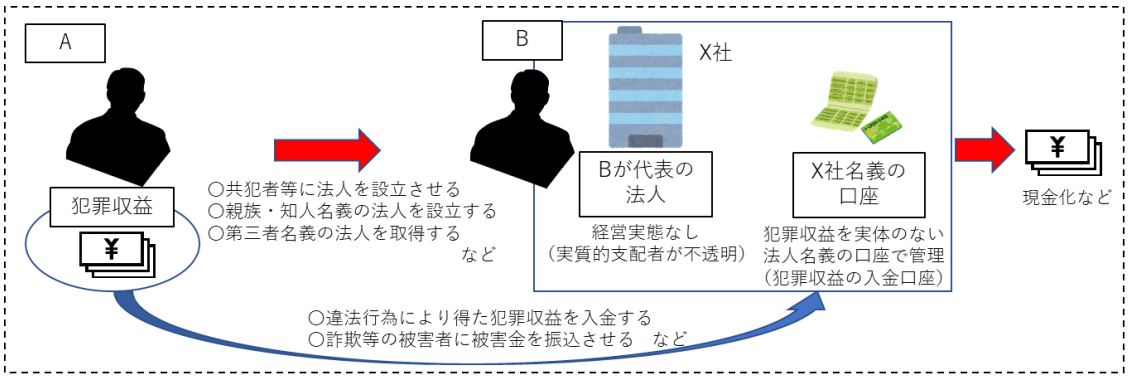

令和２年から令和４年までの間に検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実体のない又は不透明な法人が悪用された件数は 36 件である。このうち、令和４年中における実体のない又は不透明な法人が悪用された件数は６件あり、悪用された法人数は 11 法人であった。この悪用された法人を形態別にみると、株式会社（特例有限会社を含む。）９法人、合同会社１法人、その他１法人となっている。

悪用された法人の登記に着目して分析したところ、次のような法人も認められた。

○　登記されている資本金の額が数万円から数十万円と極めて少額な資本金で設立されている法人

○　所在地や役員の登記変更が頻繁である法人

○　多数の事業目的が登記され、それぞれの目的同士の関連が低いといった不審点が認められる法人

また、法人が設立されてから悪用されるまでの期間を分析したところ、株式会社に比して合同会社が設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向にあり、中には設立から数ヶ月程度で悪用されている法人もあった。

法人が悪用された事例の前提犯罪をみると、詐欺が最も多く、その中には海外におけるものも含まれているほか、出資法・貸金業法違反やわいせつ物頒布等、業務上横領等もある。さらに、犯罪組織が反復継続して実行し、多額の収益を生み出す犯罪において、実体のない又は不透明な法人が悪用されている実態が認められる。

イ　疑わしい取引の届出

実体の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

○　役員や法人に関連する口座名義人が暴力団等であることが判明したもの

○　法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限があるもの

○　登記された事業目的の数が合理的な理由なく多岐にわたり、かつ関係性が乏しいものが列記されているもの
○　本人確認書類等の資料提出を拒まれるほか、事業内容や取引目的等について説明を求めるも明確な回答が得られないもの
○　登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話がつながらないもの
○　同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニー等であることが疑われるもの
○　実質的に休眠会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられるもの
○　法人による取引であるにもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用しているもの
○　入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われるもの
○　口座開設してから短期間に連続して登記住所を移転するほか、代表者が頻繁に変更され実質的支配者が不透明となっているもの
○　突如高額の取引が発生し、法人や個人を含む複数の暗号資産交換業者のアカウントを複数の端末で使用しており、ログイン情報を共有している動きがみられるもの

ウ　危険度の低減措置

ＦＡＴＦ勧告のほか、平成 25 年（2013 年）６月のロック・アーン・サミットにおいて、Ｇ８行動計画原則が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

法令名	内容
犯罪収益移転防止法及び規則	実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け 法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け
公証人法施行規則（昭和 24 年法務府令第９号）	株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、嘱託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員、国際テロリスト又は大量破壊兵器関連計画等関係者に該当するか否か等を申告させることを義務付け
商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和３年法務省告示第 187 号）	会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定

また、金融庁が策定している監督指針においては、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

さらに、会社法には、休眠会社[*1]のみなし解散制度があり、これは、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減させるものである。みなし解散は平成 26 年度以降毎年実施されており、その数は、令和２年度が約３万 2,000 件、令和３年度が約３万件、令和４年度が約２万 9,000 件となっている。

エ　危険度の評価

法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。

会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特性から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。

また、このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人に帰属させられた資金を追跡することは困難となる。実際、詐欺等による犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

*1　株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から 12 年を経過したものをいう。

第５　商品・サービスの危険度

１　危険性の認められる主な商品・サービス[*1]

(1) 預金取扱金融機関[*2]が取り扱う商品・サービス

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

銀行等の預金取扱金融機関は、銀行法等に基づく内閣総理大臣の免許等を受ける必要があるところ、令和５年３月末現在、当該免許等を受けているものは1,344機関存在しており、主なものとして、銀行（134行。外国銀行支店を除く。）、協同組織金融機関（信用金庫（254金庫）、信用協同組合（145組合）、労働金庫（13金庫）、農業協同組合及び漁業協同組合（620組合）並びに信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会（42 連合会））がある。そのうち銀行の預金残高及び預金口座数[*3]は、令和５年３月末現在で 1,152 兆762億円、７億8,867万口となっている。

預金取扱金融機関は、その固有業務[*4]である預金等の受入れ、資金の貸付け、手形の割引及び為替取引（内国為替・外国為替）のほか、これらに付随する業務として、例えば、資産運用に係る相談、保険商品の販売、クレジットカード業務、事業継承に係る提案、海外展開支援、ビジネスマッチング等幅広い業務を取り扱っている。

このほか、信託業務を兼営する銀行においては、上記の銀行業務（付随業務を含む。）に加え、信託業務として、金銭、有価証券、金銭債権、動産、不動産等の信託の引受けに係る業務を、信託併営業務として、不動産関連業務（売買仲介、鑑定等）、証券代行業務（株主名簿管理等）、相続関連業務（遺言執行、遺産整理等）等の業務を取り扱っている。

我が国の預金取扱金融機関の規模や活動範囲は千差万別であり、銀行、信用金庫等の監督官庁である金融庁は、預金取扱金融機関を主要行等（メガバンク等）と中小・地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行及び協同組織金融機関）に区分して監督を行っている。３メガバンクグループは、いずれも、日本全国に支店を有するとともに、システム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ）に選定され、国際展開も推進している。地方銀行及び第二地方銀行は、それぞれ一定の地域を中心に営業しているが、一部には多地域展開を図っているものも存在する。協同組織金融機関は、特定の地区内においてのみ営業活動を行っている。

預金取扱金融機関は、取引相手となる顧客も個人から大企業に至るまで様々

---

*1　本調査書では特定事業者ごとにその取り扱う商品・サービスを記載しているが、特定事業者が取り扱う商品・サービスの範囲は一様ではない。特定事業者は、取り扱う商品・サービスに応じて、本調査書における関連する記載を勘案することが求められる。

*2　犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から同項第16号まで及び同項第37号に掲げる者（銀行、信用金庫等）をいう。

*3　日本銀行時系列統計データによる。なお、当該データに整理回収機構及びゆうちょ銀行は含まれない。

*4　銀行法第10条第1項各号に定める業務をいう。

であり、取引件数も膨大であるため、それらの取引中からマネー・ローンダリング等に関連する顧客や取引を見極め、排除していくことは容易ではない。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割を踏まえると、国際社会におけるマネー・ローンダリング等の脅威の高まりに関しては、我が国も例外ではなく、現に、国際犯罪組織が外国における詐欺等で不正に得た収益のマネー・ローンダリングをする過程において我が国の金融機関を経由させた事例等の発生が、近年みられるところである。

さらに、過去３年間の現金取引を除くマネー・ローンダリングに悪用された取引の大部分は、預金取扱金融機関が取り扱う内国為替取引、預金取引及び外国との取引（外国為替等）である。

金融庁は、上記のような特徴等から、預金取扱金融機関の業態についてのマネー・ローンダリング等に関するリスクは、他の業態よりも高いと認められると評価している。金融庁は預金取扱金融機関を含む金融機関等に対し、マネー・ローンダリング等に対する態勢の高度化のため、金融庁の公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」を踏まえた態勢整備を令和６年３月までに完了するよう要請している。

他方で、金融庁は、これまでの監督等を通じて、取組の遅れがみられる金融機関等が存在するものの、全体的な態勢の水準は高度化していると評価している。このうち、リスクの特定・評価については、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等を踏まえたリスク評価結果を特定事業者作成書面に反映するプロセス自体が預金取扱金融機関全体に浸透しつつあり、特定事業者作成書面の作成に当たって自らが直面するマネー・ローンダリング等に関するリスクの分析内容も改善されているとしている。また、リスク低減措置として重要であるリスクに応じた継続的顧客管理の実施に加え、リスクに応じたシナリオ・敷居値を用いた取引モニタリングシステムの活用や、制裁対象者とのリスト照合のための取引フィルタリングシステムの活用が預金取扱金融機関において進められているとしている。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱（ぜい）性等】

・ 収納代行のスキームで、第三者から代理受領権を取得した上で、当該第三者から自らが開設している銀行口座宛ての入金を受け、集めた資金を、海外に所在する別の事業者に対して、まとめて送金（いわゆるバルク送金*1）する事業者が存在することが確認された。銀行にとっては、資金移動業者と同様に、顧客宛てに入金をする者や、最終的に資金を受領する者の素性を把握することができないリスクが存在する。

・ 暗号資産交換業者が銀行に開設している銀行口座を受け皿として、不正送金を行う事例が確認された（大手銀行の子会社に対するモニタリングの中で把握）。主体や手口は不明である

*1 「いわゆるバルク送金」とは、外国送金サービスを提供する事業者が、国内拠点と海外拠点との間で複数の小口送金取引を取りまとめて決済を行うことをいう。

ものの、被害者が自らの意思で振り込んでいるケースもあれば、被害者が暗号資産交換業者名義の口座名義と口座番号の情報を詐取され、被害者の意思に反して振込みが行われているケースも存在する。

(ｲ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

ａ　預貯金口座

(a) 現状

預貯金口座は、預金取扱金融機関に対する信頼や預金保険制度に基づく預金者保護制度の充実等により、手持ち資金を安全かつ確実に管理するための手段として広く一般に普及している。また、昨今は、店頭に赴くことなく、インターネットを通じて、口座を開設したり、取引をしたりすることが可能となっており、その利便性はますます高まっている。

一方、このような特性により、預貯金口座は、マネー・ローンダリング等を企図する者にとっては、犯罪収益の収受や隠匿の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）の締結に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）は、預金取扱金融機関に対して、預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して、特殊詐欺等の一定の犯罪に利用されている預金口座等である疑いがあると認める場合に、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずることを義務付けている。

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　本国に帰国した外国人や死者の口座を、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等による犯罪収益を入金した。

○　金銭的対価を得る目的で売却された口座、架空・他人名義で開設された口座、不正に開設された営業実態のない会社名義の口座等を利用し、詐欺、窃盗、ヤミ金融事犯、風俗事犯、薬物事犯、偽ブランド事犯等による様々な犯罪収益を入金した。

悪用された口座の多くは個人名義の口座であり、親族や知人から借り受けたもの、他人から買い受けたもの、架空・他人名義で開設したもの等である。こうした口座を違法に取得した手口は様々であるが、ヤミ金融事犯では、ヤミ金融の債務者名義の口座を使用する、賭博事犯では、暴力団員が親族又は知人名義の口座を使用する、特殊詐欺事犯では、架空・他人名

義口座を使用するといった特徴が認められる。

また、法人名義の口座が、特殊詐欺や国際的なマネー・ローンダリング事犯等、犯罪組織によって敢行される多額の収益を生み出す犯罪において悪用された事例も発生している。

このように、売買等により不正に入手された架空・他人名義口座は、特殊詐欺やヤミ金融事犯等において、犯罪収益の受け皿として悪用され、これを利用することにより、犯罪収益の移転が行われている。

さらに、警察では、預貯金口座の悪用を助長するものとして

○　預貯金通帳・キャッシュカード等の不正譲渡等に関する犯罪収益移転防止法違反

○　他人に譲渡する目的を秘した上で、郵便物受取サービス業者の所在地を口座開設時の住居と偽るなどして、預金取扱金融機関から預貯金通帳等をだまし取る詐欺（口座詐欺）

○　だまし取られた預貯金通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品等譲受け

を積極的に取り締まっている（図表 29 及び 30 参照）。

検挙した犯罪収益移転防止法違反事件を被疑者の国籍別にみると、日本が最も多く、続いてベトナム、中国となっているところ、我が国の在留外国人数に比して、外国人が関与した口座譲渡に係る犯罪の検挙が目立っている。

このような状況や様々な事例等を踏まえれば、譲渡された口座数は検挙事件数を大きく上回ることがうかがわれ、口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の敢行が助長されていることに注意を払う必要がある。

図表 29【犯罪収益移転防止法違反の検挙数】

区分＼年		令和２年	令和３年	令和４年
預貯金通帳等の譲渡等	(件)	2,539	2,446	2,951
預貯金通帳等の譲渡等（業）	(件)	18	27	18
預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引	(件)	32	11	10
為替取引カード等の譲渡等	(件)	35	26	41
暗号資産交換用情報の譲渡等	(件)	6	23	46
その他	(件)	4	2	0
合計	(件)	2,634	2,535	3,066

図表 30【口座詐欺等の検挙数】

区分＼年	令和２年	令和３年	令和４年
口　座　詐　欺　(件)	696	710	733
盗　品　譲　受　け　(件)	7	1	0
合　　計　(件)	703	711	733

注：都道府県警察から警察庁に対し、特殊詐欺を助長する犯罪として報告があったものを計上した。

b　預金取引

(a) 現状

コンビニエンスストア等におけるＡＴＭの普及等により、預貯金口座の保有者が、時間・場所を選ばず、迅速かつ容易に預貯金の預入れ又は払戻し（以下「預金取引」という。）を行うことができることとなり、預金取扱金融機関は、高い利便性を提供している。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者は、口座による安全・確実な資金管理及び預金取引の高い利便性に着目して、口座に送金された収益の払戻しや取得した収益の預入れを通じて、マネー・ローンダリング等を敢行するおそれがある。実際に、特殊詐欺では、高齢者をはじめとする被害者にその預貯金口座から犯行グループが利用する架空･他人名義口座に送金させた上で、当該口座から払い戻したり、他の預貯金口座へ送金したりするなど、マネー・ローンダリングに預金取引が悪用されている実態がある。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と 200 万円（為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10 万円）を超える現金の受払いをする取引に際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

預金取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　外国で発生した詐欺事件の犯罪収益が国内の口座に送金された際に、正当な事業収益であるように装って払い戻した。

○　窃盗、詐欺、ヤミ金融、薬物犯罪、賭博等による犯罪収益を、架空・他人名義口座に預け入れた。

○　窃盗により得た多量の硬貨を、金融機関の店舗に設置されたＡＴＭで架空・他人名義口座に預け入れた後、別のＡＴＭを使い紙幣で払い戻した。

○　窃盗により得た現金を所持していたことで犯罪が発覚することをおそれ、犯行直後に現金を親族名義の口座に預け入れ、後に払い戻した。

○　窃盗により得た商品を売却し、売却代金を親族名義の口座に預け入れ

た。

○　強盗により得た現金の一部を、知人名義の口座にＡＴＭから短時間に多数回預け入れた。

c　内国為替取引

(a) 現状

内国為替取引は、給与、年金、配当金等の振込金の受入れや公共料金、クレジットカード等の支払に係る口座振替等、現金の移動を伴わない安全かつ迅速な決済を可能とするもので、隔地者間の取引に便利であるほか、ＡＴＭやインターネットバンキングの普及等から、身近な決済サービスとして広く国民一般に利用されている。

一方、このような特性や架空・他人名義口座を利用すれば匿名性の確保も可能となることにより、内国為替取引はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と金額が 10 万円を超える現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。また、他の金融機関への資金の支払を伴う内国為替取引の場合には、移転元の金融機関に対し、移転先の金融機関から当該取引に係る顧客の確認を求められたときに、その日から３営業日以内に当該顧客の確認記録を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、移転先の金融機関に対し、当該取引に係る情報を検索することを可能にする事項に関する記録の作成を、それぞれ義務付けている。

(b) 事例

内国為替取引がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　暴力団員が、無許可の風俗営業により得た犯罪収益を、みかじめ料として知人名義の口座に入金させた。

○　偽ブランド品を代金引換郵便で販売し、宅配業者が顧客から受け取った代金を架空・他人名義口座に入金させた。

○　顧客に指示をして、覚醒剤の代金やヤミ金融の返済金を架空・他人名義口座に入金させた。

○　不正に取得した他人のオンライン証券口座のアカウント情報を使用してログインし、口座内の預託金を架空・他人名義口座に送金した。

○　不法残留の外国人を労働者として派遣して稼働させた報酬を、知人名義の口座に入金させた。

○　インターネットオークションでだまし取った代金を、あらかじめ犯罪収益を隠匿するために開設していた知人名義のネット銀行の口座に入金させた。

○　業務上管理していた法人口座から事情を知らない知人名義の口座に架空の給与振込として入金させ、さらに同知人名義の口座から犯人名義の口座に入金させた。

d　貸金庫

(a) 現状

貸金庫とは、保管場所の賃貸借であり、何人でも貸金庫業を営むことは可能であるが、銀行等の預金取扱金融機関が店舗内の保管場所を有償で貸与するサービスが一般に知られている。

預金取扱金融機関の貸金庫は、主に有価証券、通帳、証書、権利書等の重要書類や貴金属等の財産の保管に利用されるものであるが、実際には、預金取扱金融機関は保管される物件そのものの確認はしないため、保管物の秘匿性は非常に高く、著作権法違反、ヤミ金融事犯等の犯罪収益を銀行の貸金庫に保管していた例がある。このような特性により、貸金庫は犯罪収益を物理的に隠匿する有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等と貸金庫の貸与を行うことを内容とする契約を締結するに際して取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、架空・他人名義で契約された貸金庫を犯罪収益の物理的な保管手段として悪用している実態がある。

貸金庫がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　だまし取った約束手形を換金し、その現金の一部を親族が契約した銀行の貸金庫に保管した。

○　詐欺による犯罪収益が暴力団組織へ上納され、暴力団幹部が家族名義で契約している銀行の貸金庫に保管した。

○　偽名を使い多数の銀行と貸金庫の契約を締結して犯罪収益を隠匿した（外国における事例）。

e　手形・小切手

(a) 現状

手形及び小切手は、信用性の高い手形交換制度や預金取扱金融機関による決済等により、現金に代わる支払手段として有用であり、我が国の経済社会において幅広く利用されている。手形及び小切手は、等価の現金より物理的に軽量で運搬性が高く、預金取扱金融機関を通じて現金化も簡便である。また、裏書等の方法により容易に譲渡することができ、流通性が高いことも特徴である。

一方、このような特性により、手形・小切手は犯罪収益の収受や隠匿に有効な手段となり得る。

犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、顧客等との手形の割引を内容とする契約の締結、取引の金額が 200 万円を超える線引きのない持参人払式小切手や自己宛小切手の受払いをする取引（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあっては、10万円を超えるもの）等に際して、取引時確認を行う義務及び確認記録・取引記録の作成・保存をする義務を課している。

また、手形・小切手を振り出すためには、原則として当座預金口座を保有している必要があるが、犯罪収益移転防止法は、預金取扱金融機関に対し、口座開設時の取引時確認等を行う義務を課している。

(b) 事例

マネー・ローンダリング等を企図する者が、犯罪収益を容易に運搬する手段又は正当な資金と仮装する手段として、手形又は小切手を悪用している実態がある。

手形・小切手がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　ヤミ金融業者が、多数の借受人に対して元利金として小切手等を振り出させて郵送させ、預金取扱金融機関の取立てにより架空・他人名義口座に入金させた。

○　高額な資金を外国に密輸する手段として悪用された（外国における事例）。

○　薬物密売組織により高額な資金を分割して移転する手段として悪用された（外国における事例）。

【電子決済等取扱業者等*1】

社会経済全体のデジタル化が進む中、分散台帳技術の活用を含め、金融分野においてもデジタル化が加速しており、銀行等の預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスも変化しつつある。こうした中、民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護等を適切に確保する観点から送金手段等のデジタル化に対応するため、令和4年6月、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第 61 号）が成立し、銀行法等*2の改正により電子決済等取扱業者等に対する登録制等の業規制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済等取扱業者等が特定事業者に追加されることとなった。

電子決済等取扱業者等は、銀行等の委託を受けて、当該銀行等に代わって銀行等に預金の口座を開設している預金者との間で、移動させた資金額相当の預金債権額の減少、又は為替取引により受け取った資金額相当の預金債権額の増加を、電子情報処理組織を用いて行うことを営むものである。

電子決済等取扱業者等は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として追加されたことにより、同法上の各種義務（取引時確認の実施、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等）が課されたほか、利用者から金銭の預託を受けることを禁止されている。また、電子決済等取扱業者等の利用者は当該銀行等の預金者に限られ、預金取扱金融機関による各種低減措置も講じられていることから、マネー・ロー

*1　電子決済等取扱業者、信用金庫電子決済等取扱業者及び信用協同組合電子決済等取扱業者
*2　銀行法、信用金庫法(昭和 26 年法律第 238 号)及び協同組合による金融事業に関する法律(昭和 24 年法律第 183 号)

ンダリング等の危険度も預金取扱金融機関が取り扱うサービスと同程度に低減されているものと認められる。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、預金取扱金融機関による疑わしい取引の届出件数は 118 万 9,637 件で、全届出件数の 77.0%を占めている。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、預金取扱金融機関向けの「疑わしい取引の参考事例」*1を改訂し、令和４年３月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」*2のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 31【預金取扱金融機関の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（%）
43. 不自然な態様・態度等	272,260	22.9
42. 暴力団員等	143,390	12.1
14. 多数者から頻繁送金	107,597	9.0
27. 経済合理性ない他国から多額送金	72,954	6.1
16. 突如多額入出金	71,748	6.0
１. 多額現金	60,862	5.1
11. 頻繁に多額入出金口座	49,699	4.2
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	46,415	3.9
５. 架空名義・借名口座使用	36,416	3.1

また、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行をはじめとする様々な預金取扱金融機関から、顧客のＩＰアドレスや携帯電話番号に着目した届出もなされている。

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

○　同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。

○　同じＩＰアドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。

○　利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。

○　同一の携帯電話番号が複数のアカウント･利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

*1　所管行政庁は、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべきものの類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を特定事業者に対して示している。そして、特定事業者が疑わしい取引の届出を行う際には、当該参考事例のうち主にいずれに該当するかを記載することとなっている。

*2　警察庁。七訂版（令和5年8月改訂）

○　居住地や職業等の顧客属性を勘案し、当該預金取扱金融機関及び当該支店で口座開設をすることが不自然である。また、同様の申出が同時に複数発生する。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られているところ、主な関係法令は次のとおりである。

○　犯罪収益移転防止法

特定事業者に取引時確認等が義務付けられているほか、令和４年 12 月、犯罪収益移転防止法が改正され、特定事業者が外国為替取引を行う場合等に、他の特定事業者又は外国所在為替取引業者に対し、顧客に関する情報に加え、新たに支払の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○　銀行法

必要に応じて、金融庁が銀行に対して報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
主要行等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/index.html（金融庁）
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/index.html（金融庁）
系統金融機関向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/（農林水産省）
漁協系統信用事業における総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/（水産庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
・「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）

・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
《農林水産省》
・ 金融庁と連携して、取引実態や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」とのギャップ分析を含む体制整備に関する報告を依頼（約 680 件）（令和4年3月）
・ 全都道府県担当者や農政局、業界団体等との各業務に係る意見交換を実施
・ 検査対象者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応（リスクベース・アプローチを含む。）及び態勢整備について検査を実施
《厚生労働省》
・ 金融庁と連携し、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき検査を実施
・ 金融庁等との共同検査により検査手法、着眼点等の共有を受けたほか、金融庁のマネー・ローンダリング対策等に係る研修を受講

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、資産凍結等の措置の対象者に関するデータベースの提供、研修の実施等により、各預金取扱金融機関によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各預金取扱金融機関においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体及び特定事業者による主な取組例】
《業界団体》
・ マネー・ローンダリング等対策業務の高度化・共同化を図ることを目的とし、「マネー・ローンダリング対策共同機構」を設立（令和4年1月・全国銀行協会）
《特定事業者》
・ 特殊詐欺や不正送金等による犯罪収益を振込入金専用口座を経由して入金した後、暗号資産を購入し、即時に購入した暗号資産を出金するといった手口が多数認められることから、暗号資産交換業者へ振込入金専用口座を提供する一部の預金取扱金融機関においては、暗号資産交換業者のマネー・ローンダリング等リスク管理態勢を確認するための質問状の発出や、不正利用が発覚した際に、暗号資産交換業者側の判断で振込入金専用口座の利用を停止できる機能の提供等の対策を実施

【SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン】（抜粋）
本調査書中「第3　マネー・ローンダリング事犯等の分析」で記載のとおり、我が国での特殊詐欺が多発している状況等を踏まえ、令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議が開催され、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が策定された。預金取扱金融機関に関連する施策として次の2つが示され、警察庁及び金融庁では本プランに基づく施策を検討・推進していくため、預金取扱金融機関やその業界団体との議論を行い、一層踏み込んだ対策を講じるべく、官民一体となった取組を行っている。

２「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

（4）預貯金口座の不正利用防止対策の強化

不正に譲渡された預貯金口座等が、犯罪者グループ等内での金銭の授受等に用いられている実態がみられるところ、預貯金口座に係る顧客管理の強化を図り犯罪への悪用を防止するべく、業界団体等を交えた検討を行いつつ、犯罪収益移転防止法により求められている預貯金口座利用時の取引時確認や金融機関による顧客等への声掛け・注意喚起を徹底・強化するなどの対策を推進する。

また、犯罪収益移転防止法等で定められている本人確認の実効性の確保のため、制度改正を含め、非対面の本人確認においてマイナンバーカードの公的個人認証機能の積極的な活用を推進する。

（7）帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

②　預貯金口座の不正譲渡防止

帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態がみられるところ、こうした預貯金口座が不適切に使用されるような事態を防止するべく広報・啓発活動を引き続き推進するとともに、犯罪者グループ等が当該外国人になりすまして預貯金口座を悪用することのないよう、業界団体等を交えた検討を行いつつ、在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する。

併せて、金融機関が、サービスの悪用防止のため、在留外国人の在留期限の確認等が円滑に行えるような情報の共有態勢について検討を行う。

【SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プランの概要】

ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン

現状

- 「闇バイト強盗」と称されるＳＮＳ上で実行犯を募集する手口等を特徴とする一連の強盗等事件が広域で発生。
- 被害者の大部分が高齢者である特殊詐欺の認知件数は、令和３年以降、増加しており、また、その被害額は、令和４年、８年ぶりに増加。

➡ こうした情勢を受け、国民の間に不安感が拡大する中、この種の犯罪から国民を守るため、一層踏み込んだ対策として**「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を策定**

プランの概要

１「実行犯を生まない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発
- 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

２「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

- 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化
- 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進
- 悪用されるＳＭＳ機能付きデータ通信契約での本人確認の推進
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化
- 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化
- 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止
- 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

３「被害に遭わない環境を構築する」ための対策

- 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携
- 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援
- 高齢者の自宅電話番号の変更等支援
- 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策
- 現金を自宅に保管させないようにするための対策
- パトロール等による警戒

４「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策

- 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進
- 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携
- 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化

出典：首相官邸ウェブサイト

エ　危険度の評価

預金取扱金融機関は、安全かつ確実な資金管理が可能な口座をはじめ、時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管ができる預金取引、迅速かつ確実に隔

地間や多数の者との間で資金を移動することができる為替取引、秘匿性を維持した上で資産の安全な保管を可能とする貸金庫、換金性及び運搬容易性に優れた手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。

一方、これらの商品・サービスは、その特性から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得るものであり、これらの悪用により、犯罪収益の収受又は隠匿がなされた事例があること等から、預金取扱金融機関が取り扱うこれらの商品・サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる[*1 *2]。

また、国際金融市場としての我が国の地位や役割、業界全体の金融取引量の大きさ、マネー・ローンダリング等に悪用された取引等の統計上の数値、国際犯罪組織が関与する事例等を踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。このような危険度に対して、所管行政庁、特定事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っており、その効果は預金取扱金融機関による効果的な取組に表れている。

しかしながら、これらの取組については、預金取扱金融機関ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない預金取扱金融機関についてはマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。令和４年中に検挙された犯罪収益等隠匿事件における隠匿等の手口の多くは、架空・他人名義口座への入金であった。過去の事件の中には、悪用されている架空・他人名義口座数が十数口座にも上るものがあるほか、口座譲渡を勧誘したとして検挙した者の犯行拠点から、数百通にも及ぶ通帳等が押収されたものがあるなど、架空・他人名義口座がマネー・ローンダリング等の主要な犯罪インフラとなっており、口座を提供する預金取扱金融機関は、口座譲渡を防ぐこと及び事後的に不正な取引を検知する措置を行うことについて継続的な対応が求められる。

また、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスがマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　多数の者が行う取引
○　高頻度で行われる取引

---

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 28 号は、特定事業者として、無尽会社を規定している。一定の口数及び給付金額を定め、定期的に掛金を払い込ませて、一口ごとに抽選、入札等の方法により、掛金者に対し金銭以外の財産の給付を行う無尽は、掛金・給付の仕組みが預金に類似する部分もあることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 36 号は、特定事業者として、電子債権記録機関を規定している。電子記録債権は、磁気ディスク等をもって電子債権記録機関が作成する記録原簿への電子記録をすることによって発生、譲渡等が行われるもので、債権譲渡の円滑性等に関して手形と類似の機能を有していることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

○　多額の送金や入出金が行われる取引
○　通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
○　顧客の取引目的又は職業若しくは事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
○　多数の口座を保有している顧客（屋号付名義等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

【金融機関等による取引モニタリング等の共同化】

金融のデジタル化の進展やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口の巧妙化等も踏まえ、国際的にもFATFにおいて、より高い水準での対応が求められており、金融機関等におけるマネー・ローンダリング等対策の実効性向上は喫緊の課題となっている。

また、マネー・ローンダリング等の犯罪については、一般に、その対策が十分でない銀行等が狙われるなどの指摘がある。

こうした状況を踏まえ、金融機関等におけるマネー・ローンダリング等対策の中核的な業務である取引のフィルタリング・モニタリングの共同化等による高度化・効率化に向け、取組を進めている。

令和4年6月3日に成立し、同月 10 日に公布された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済法等の一部を改正する法律においては、複数の預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、

○　取引フィルタリング（顧客等が制裁対象に該当するか否かを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知）
○　取引モニタリング（取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を預金取扱金融機関等に通知）

を実施する「為替取引分析業者」に係る制度を整備し、許可制を導入すること等により、金融庁等による検査・監督等を及ぼすこととしており、金融庁はその指針について公表している。

「為替取引分析業者向けの総合的な監督指針」
https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ftta/index.html　（金融庁）

全国銀行協会が設立した株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構においては、具体的な業務として、

①　各銀行のシステムが出力したアラートのリスク度合いのスコア付けを行う「取引モニタリング等のAIスコアリングサービス」
②　業界共通の課題等についてリーディングプラクティスや実務上の実践的な対応事例の整理・共有等を行う「業務高度化支援サービス」の提供

を想定しており、政府の行動計画に示された令和6年春を念頭に、段階的なサービス提供に向けた準備が進められているなど、金融システムのネットワーク全体としてリスクを網羅的に捕捉する実効的なシステムとなることが期待される。

(2) 保険会社等*1が取り扱う保険

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

保険契約は、原則として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約すもの又は一定の偶発的な事故によって生ずることのある損害を塡補することを約すものである。ただし、資金の給付が行われるのはこれらの確率的な要件が満たされた場合に限られるため、この点は、保険の危険度を大幅に低減する要因といえる。

しかし、一口に保険商品といっても、その内容は多様であり、保険会社等は蓄財性を有する商品も提供している。蓄財性を有する商品は、将来の偶発的な事故に対する給付のみを対象とする商品と異なり、より確実な要件に係る給付、例えば満期に係る給付を伴うもの等がある。このような商品は、契約満了前に中途解約を行った場合にも高い解約返戻金が支払われる場合が多く、例えば、契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された場合には、リスクが特に高いものと認められる。また、クーリングオフにより保険料充当額が返金される場合にも、特にリスクが高いものとして留意する必要がある。

保険会社等のうち、令和５年３月末現在、保険業法（平成７年法律第 105 号）に基づく内閣総理大臣の免許を受けている者の数は 97 である。このほか、内閣総理大臣の登録を受けた少額短期保険業者、農林水産大臣等による設立の認可を受けた農業協同組合等がある。

(ｲ) 事例

保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例としては、

○　麻薬密売組織が麻薬密売により得た収益を生命保険の保険料に充当し、ほどなく同保険契約を解約して払戻しを受けたもの（外国における事例）

のほか、犯罪収益がその形態を変えた事例として、

○　詐欺や売春等により得た犯罪収益を自己及び家族の積立式の生命保険の保険料に充当していたもの

があり、また、保険がマネー・ローンダリングに関係した事例として、

○　だまし取った休業損害保険金を架空・他人名義口座に入金させたもの

がある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、保険会社等による疑わしい取引の届出件数は１万 32 件（生命保険 8,453 件、損害保険 1,538 件、共済事業 41 件）である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、保険会社向けの「疑わしい取引の参

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第8号に掲げる者（農業協同組合）、同項第9号に掲げる者（農業協同組合連合会）、同項第 17 号に掲げる者（保険会社）、同項第 18 号に掲げる者（外国保険会社等）、同項第 19 号に掲げる者（少額短期保険業者）及び同項第 20 号に掲げる者（共済水産業協同組合連合会）をいう。

考事例」を改訂し、令和４年３月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 32【生命保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
28. 暴力団員等	6,580	77.8
29. 不自然な態様・態度等	181	2.1

図表 33【損害保険の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
28. 暴力団員等	566	36.8
29. 不自然な態様・態度等	86	5.6
５. 架空名義・借名契約	57	3.7

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　保険業法

必要に応じて、所管行政庁が保険会社に対して報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
保険会社向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins/index.html（金融庁）
少額短期保険業者向けの監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/syougaku/index.html（金融庁）
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ninka/index.html（金融庁）

共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/（農林水産省）
漁協等の共済事業向けの総合的な監督指針	https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/gyokyou/sisin/（水産庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
・「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
・ 他省庁や業界団体、特定事業者、海外当局保険担当者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
《農林水産省》
・ 金融庁と連携して、取引実態や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」とのギャップ分析を含む体制整備に関する報告を依頼（2 件）（令和4年3月）
・ 全都道府県担当者や農政局、共済事業を行う所管団体等との各業務に係る意見交換を実施
・ 検査対象者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」への対応（リスクベース・アプローチを含む。）及び態勢整備について検査を実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、保険が不当な利益の追求に悪用されることを防ぐため、契約内容登録・照会制度等を導入して会員における情報共有を図り、会員が契約の申込みや保険金等の請求を受けた際に、同一の被保険者を対象とする同一種類の保険契約が複数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や保険金等の支払を判断するに当たっての参考にできるようにしている。また、マネー・ローンダリング等に関する解説資料や質疑応答等の各種資料を作成したり、協会内にプロジェクトチームを設置し、同チーム主催の会議等において、会員間の情報共有や意見交換を実施したりして、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各保険会社等は、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置や規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い場合のモニタリングの厳格化等の取組を行うなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
・ 令和4年度事業の取組方針に基づき、農業協同組合に対して、「取引時確認」及び「確認記録の作成・保存」等の措置について、研修資材や電子マニュアルを用いて研修・周知を実施（全国共済農業協同組合連合会）
・ 共済契約者等が制裁対象者や暴力団等でないことを確認するシステムチェック（フィルタリング・スクリーニング）を行い、取引の未然防止、既存取引排除への取組を実施（全国共済農業協同組合連合会）

・ 200 万円超の現金取引、貯蓄性の高い仕組みの解約、新規契約取消・クーリングオフ等の取引時におけるシステムチェックを行い、農業協同組合に対して疑わしい取引への該当可否に係る注意喚起を実施（全国共済農業協同組合連合会）
・ 農業協同組合に対し、電子マニュアルを用いて、合理的な理由のない早期解約・取消し、妥当な説明が困難な高額な現金取引、合理的な理由のない遠隔地の利用者等を疑わしい取引の疑義がある取引として例示し、合理的な理由の有無に基づく慎重な審査・取引モニタリングを実施（全国共済農業協同組合連合会）
・ 令和4年度コンプライアンス・プログラムに基づき、漁業協同組合に対して、役職員のコンプライアンスに対する基本姿勢の確立と日常業務におけるコンプライアンス推進の向上、取引時確認等の措置について、研修・周知を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
・ 共済掛金として200万円超を一括で払い込まれた契約について、モニタリング調査（現金収納の有無、現金の場合その理由の確認）を実施したほか、内部検査においても、モニタリング調査の検証を実施（全国共済水産業協同組合連合会）
・ 組合員以外が共済契約の申込みに来た場合、所定の本人確認を行うとともに、加入目的や加入経路（内部規定により員外者については組合員又は役職員の友人・知人に限定している）確認の徹底を漁業協同組合に指示（全国共済水産業協同組合連合会）

エ　危険度の評価

資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益を即時又は繰延べの資産とすることを可能とすることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び保険会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、保険会社等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない保険会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、保険商品がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者*1が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

資金の運用方法には、預金取扱金融機関への預貯金のほか、株式や債券等の金融商品に投資する方法がある。投資対象としては、株式や債券、投資信託の受益証券等の金融商品だけでなく、鉱物や農産物等の商品先物取引がある。

令和５年３月末現在、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく内閣総理大臣の登録を受け、又は内閣総理大臣に届け出ている金融商品取引業者等の数は 5,402 であり、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）に基づく主務大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）の許可を受けている者の数は 36 である。

我が国における投資対象となる株式や商品の取引状況を概観すると、株式に関して、令和４年中に東京証券取引所で行われた上場株式の売買金額*2は、プライム市場で約 606 兆円、スタンダード市場で約 16 兆円、グロース市場で約 25 兆円となっている。

また、商品先物取引に関しては、令和４年中に東京商品取引所及び堂島取引所で行われた取引の出来高は約 249 万枚*3となっている。

投資は、預貯金と異なり、投資対象の市場価格の変動により元本割れするおそれがある反面、運用に成功すれば預貯金よりも多くの利益を得ることが可能である。

マネー・ローンダリング等に悪用される危険性の観点からみると、資金を預託すること又は株式の売買や商品先物取引を行うことによって多額の資金を様々な商品に転換したり、複雑な仕組みの金融商品に投資して、その資金の出所を不透明にしたりすることで、犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

金融庁によると、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者においては、銀行口座等から証券総合口座・ＦＸ口座等への入金、当該口座等から指定した銀行口座等への送金、有価証券等の別口座・他業者への移管、店頭やＡＴＭでの現金の入出金等が可能であり、これらの取引を通じて犯罪収益を移転するリスクがあるとしている。例えば、グループ内での銀行口座と連動した入出金サービス等の提供においては、資金の移動が高速化することで、必要な確認等が不十分となるリスクがあるとされている。また、インサイダー取引が行われ、インサイダー取引により獲得された資金が合法資産と結合したり、株式の売買が暴力団等の資金調達に利用されたりするなどのリスクがある。非対面取

---

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第 21 号に掲げる者（金融商品取引業者）、同項第 22 号に掲げる者（証券金融会社）、同項第 23 号に掲げる者（特例業務届出者）、同項第 24 号に掲げる者（海外投資家等特例業務届出者）及び同項第 33 号に掲げる者（商品先物取引業者）をいう。

*2 令和4年においては、1月4日から4月1日分の値を含んでいない。

*3 「枚」とは、取引所における取引の基本となる取引数量又は受渡数量を表す最小取引単位の呼称である。

引においては、架空の人物や他人になりすました者と取引を行うリスクがある。

(ｲ) 事例

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が行う有価証券の売買の取次ぎ、商品市場における取引の委託の取次ぎ等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　架空・他人名義で開設した証券会社の口座に詐欺により得た犯罪収益を入金して株式を購入した。

○　強盗により得た犯罪収益を、親族名義の口座に入金した後、親族名義で開設したＦＸ口座に証拠金として入金した。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者による疑わしい取引の届出件数は、金融商品取引業者等にあっては５万 6,683 件、商品先物取引業者にあっては 1,026 件である。

金融庁、農林水産省及び経済産業省は、インターネットを利用した取引における特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を含む、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を公表している。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 34【金融商品取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
４．架空名義・借名口座使用	14,023	24.7
38．不自然な態様・態度等	12,947	22.8
37．暴力団員等	7,406	13.1

図表 35【商品先物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
４．架空名義・借名取引	758	73.9

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　金融商品取引法及び商品先物取引法

必要に応じて、それぞれの取引業者に対して所管行政庁が報告命令、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html（金融庁）
商品先物取引業者等の監督の基本的な指針	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/attach/pdf/hourei-3.pdf（農林水産省） https://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/190814sakimono-shishin.pdf（経済産業省）
商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/money.html（農林水産省） https://www.meti.go.jp/policy/commerce/f00/211019amlcft_guideline.pdf（経済産業省）
不動産特定共同事業の監督に当たっての留意事項について	https://www.mlit.go.jp/common/001390608.pdf（国土交通省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
・「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策の高度化に向けた講演・研修等の実施
《農林水産省及び経済産業省》
・ 商品先物取引業者を対象に「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正内容及び留意事項について説明会を実施（令和4年5月）
《国土交通省》
・ 業界団体が開催した会員向けのコンプライアンス研修において、講師としてマネー・ロンダリング対策の重要性等についての説明を実施
・ 金融庁と連携して、取引実態やガイドラインとのギャップ分析を含む態勢整備に関する報告徴収を発出（78 件）（令和4年3月）

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体も、事例集や各種参考例の提示、研修の実施等により、各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各金融商品取引業者等及び商品先物取引業者も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、対応部署の設置、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施等を行っているほか、内部監査の実施、マネー・ローンダリング等に係る危険性のある取引の特定、顧客管理の厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
- 正会員投資運用業者（投資信託委託会社及び資産運用会社）を対象に、書面調査の項目として、「マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢」についてのヒアリングを実施し、各社からの回答を基にリスク評価を行い、当該会員への立入調査に活用（投資信託協会）
- オンラインを活用するなどし、会員向けの研修を実施（日本投資顧問業協会、日本証券業協会、第二種金融商品取引業協会）
- 会員自身による自主的総点検等を目的として、会員のマネー・ローンダリング等対策に向けた取組に関する設問を含んだ「自主規制ルール遵守状況等調査票」による調査や、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の対応状況を含む結果等について会員宛て情報還元・注意喚起を実施（日本投資顧問業協会）
- 会員向けに年に2回実施しているコンプライアンス研修の中で、犯罪収益移転防止法の概要や取引時の確認事項等に関する注意事項等の説明を行い、会員のマネー・ローンダリング等対策を支援（一般社団法人不動産証券化協会）

エ　危険度の評価

金融商品取引業者等及び商品先物取引業者は、顧客が株式投資、商品先物取引等を行うための商品・サービスを提供しており、マネー・ローンダリング等を企図する者は、犯罪収益をこれらの商品・サービスを利用して様々な権利等に変えるとともに、犯罪収益を利用してその果実を増大させることができる。

また、金融商品取引業者の中には、ファンドに出資された金銭を運用するものもあるが、組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、その原資を追跡することが著しく困難になることから、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。実際、詐欺や業務上横領によって得た犯罪収益を株式や商品先物取引に投資していた事例があること等から、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者を通じて行われる投資は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる[*1*2]。

このような危険性に対して、所管行政庁並びに金融商品取引業者等及び商品先

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 27 号は、特定事業者として、不動産特定共同事業者等を掲げている。不動産特定共同事業契約（各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人にその業務の執行を委任して不動産取引を営み、当該不動産取引から生ずる収益の分配を行うことを約する契約等）を締結して、そこから生ずる利益の分配を行うこと等を業として行う不動産特定共同事業についても、犯罪収益の追跡を困難にする手段となり得ることから、犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

*2　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 34 号及び 35 号は、特定事業者として、振替機関及び口座管理機関を掲げている。社債、株式等について、その譲渡や質入れ等の効果を生じさせる振替に関する業務を行う振替機関及び他の者のために社債等の振替を行うための口座を開設する口座管理機関（証券会社、銀行等が行うことができる。）についても、その取り扱う商品・サービスが犯罪収益の移転に悪用される危険性があると認められる。

物取引業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、金融商品取引業者等及び商品先物取引業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない金融商品取引業者等又は商品先物取引業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。また、金融商品取引業者等又は商品先物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(4) 信託会社等*1が取り扱う信託

ア　危険度を高める要因

信託は、委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度である。

信託は、財産を様々な形で管理及び処分できる制度であり、受託者の専門性を生かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。

信託会社として信託業を営むには、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）に基づき、所管行政庁による免許、登録又は認可を受けることが必要とされているところ、令和５年３月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者の数は 96 である。

信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯検挙事例は近年認められないものの、信託は、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義並びに財産の管理権及び処分権まで移転させるものであるとともに、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える機能を有していることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

金融庁によると、信託会社等の取引は、顧客との関係が上記の財産等の当初の保有者（委託者）及び信託会社等（受託者）のみならず、財産等の権利の移転を受ける者（受益者）も含む三者関係となるとともに、信託の利用によって、犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿し得る点に特性があるため、信託会社等においては、受託者として、委託者のみならず信託の受益者についても十分な確認・リスク評価手続等を実施する必要があるとしている。これについて、一部の信託会社等においては信託の受益者のリスクに応じた措置を講じているものの、信託会社等ごとに対応が異なるため、上記特性を踏まえたリスク評価・顧客管理措置を実施する必要があるとしている。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、信託に関係する疑わしい取引の届出件数は 72 件*2で、「疑わしい取引の参考事例」に例示された類型のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

○　取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引（28 件、38.9%）

---

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 25 号に掲げる者（信託会社）、同項第 26 号に掲げる者（自己信託会社）及び信託兼営金融機関をいう。

*2　疑わしい取引として届出が行われた情報を分析して、信託との関係を確認できたものを計上した。

○　暴力団員、暴力団関係者等に係る取引（17 件、23.6％）

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

金融庁は、取引時確認等の管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じて信託会社及び信託兼営金融機関に対して報告を求めることができ、重大な問題があると認められる場合には、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
信託会社等に関する総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/shintaku/index.html（金融庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
・「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
・ 預貯金契約の取引を行う目的の類型の例示に「信託の受託者としての取引」を追加する「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の一部改正（令和5年6月１日施行）を実施
・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー･ローンダリング等対策の高度化に向けた講演･研修等の実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、業務連絡会やマネー・ローンダリングに関する検討部会等の開催を通じ､外部コンサルタント等による研修･各種情報提供を行うとともに、加盟会社の意向に応じ、加盟会社に対し、特定事業者作成書面等の記載内容及び検証ポイントの説明、マネー・ローンダリング等対策に向けた体制整備等についての意見交換を実施するなど、各信託会社等によるマネー・ローンダリン

グ等対策を支援している。

各信託会社等においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における特定事業者の主な取組例】
- 自らが提供する商品・サービスを踏まえ、信託スキームの関係者を洗い出した上で、関係者の本人確認やスクリーニングを実施
- 受託財産を運用する場合に、運用先をはじめとする関係者について、リスクに応じてスクリーニングを実施

エ　危険度の評価

信託は、委託者から受託者に財産権を移転させ、当該財産に登記等の制度がある場合にはその名義人も変更させるとともに、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能を有している。また、信託の効力は、当事者間で信託契約を締結したり、自己信託をしたりするのみで発生させることができるため、マネー・ローンダリング等を企図する者は、信託を利用すれば、当該収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。近年、信託が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、このような特性から、信託については、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び信託会社等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組について信託会社等ごとの差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない信託会社等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(5) 貸金業者等*1が取り扱う金銭貸付け

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

貸金業者等による金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(以下これらを総称して単に「貸付け」という。）は、消費者や事業者の多様な資金需要に対して、利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与している。また、預金取扱金融機関等との提携を含めた自動契約受付機・現金自動設備の普及やインターネットを通じた取引の拡大は、商品利用の利便性を高めている。

こうした利便性に乗じて、犯罪収益を得た者が、貸金業者等から借入れ及びそれに対する返済を繰り返すなどして、当該犯罪収益の追跡を困難にすることができる。

貸金業を営むためには、貸金業法に基づく都道府県知事又は内閣総理大臣（二以上の都道府県に営業所又は事務所を設置して営業しようとする場合)の登録を受ける必要があり、令和５年３月末現在、当該登録を受けている者の数は 1,548 であり、令和５年３月末時点の貸付残高は 36 兆 9,641 億円である。

(ｲ) 事例

犯罪収益がその形態を変えた事例として、

○　強盗や詐欺により得た犯罪収益を貸金業者への債務返済に充当したもの

があり、金銭の貸付けがマネー・ローンダリングに関係した事例として、

○　偽造した他人の運転免許証の画像を利用して、インターネット上で架空・他人名義口座の開設と貸金業者に対する貸金契約の申込みを行い、貸付金を同口座に入金させたもの

がある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、貸金業者等による疑わしい取引の届出件数は 10 万 6,381 件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和４年３月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 36【貸金業者等の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
43. 不自然な態様・態度等	39,972	37.6
５. 架空名義・借名口座使用	28,917	27.2

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 29 号に掲げる者(貸金業者)及び同項第 30 号に掲げる者(短資業者)をいう。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　貸金業法

必要に応じて、所管行政庁が貸金業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
貸金業者向けの総合的な監督指針	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kashikin/index.html（金融庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
・「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
・ 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー･ローンダリング等対策の高度化に向けた講演･研修等の実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、その自主規制規則の中で、取引時確認、疑わしい取引の届出義務や暴力団等による被害の防止を盛り込んだ社内規則等を策定し社内体制を整備することを定め、会員に対応を要請している。

各貸金業者等も、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体及び特定事業者の主な取組例】
《業界団体》

・ 貸金業者に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められている態勢整備に向けた研修会を実施（日本貸金業協会）
《特定事業者》
・ 契約内容の類似性や不審点に着目したモニタリングを強化し、社内連携システムを通じて関連部署に着眼点等を共有する取組を実施

エ　危険度の評価

貸金業者等による貸付けは、犯罪収益の追跡を困難にすることができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、架空の人物等をかたって融資詐欺を行い、その詐取金をあらかじめ開設していた架空名義口座に入金させる事例もあり、犯罪収益を生み出すために悪用される危険性も認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び貸金業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、貸金業者等ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない貸金業者等はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、貸金業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

資金移動業とは、預金取扱金融機関以外の一般事業者が為替取引（１回当たりの送金額に応じた種別の登録等が必要*1）を業として営むことをいう。インターネット等の普及により、安価で便利な送金サービスの需要が高まる中、規制緩和により平成 22 年に導入された。

資金移動業を営むためには、資金決済法に基づき、内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和５年３月末現在、当該登録を受けた者の数は 84 である。令和３年度の年間送金件数は約 15 億 4,878 万件、年間取扱金額は約５兆 4,678 億円である。資金移動サービスは、諸外国から来日した外国人が、銀行より手数料が安価な送金手段として利用しているほか、インターネットを活用した新たな支払方法として利用が増大しているなど、今後も同サービスの需要が高まることが予想される（図表 37 参照）。

図表 37【資金移動業の実績推移】

区分＼年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
年間送金件数(件)		454,597,616	963,073,667	1,548,782,833
内訳	国内(件)	404,901,313	892,640,092	1,473,790,829
	国外(件)	49,696,303	70,433,575	74,992,004
年間取扱金額（百万円）		2,307,847	3,995,550	5,467,864
内訳	国内(百万円)	1,180,007	2,595,589	3,989,725
	国外(百万円)	1,127,837	1,399,956	1,478,134
登録資金移動業者数（社）		75	80	83

注：金融庁の資料による。

資金移動サービスの送金方法には、大別して次の３種類の方法がある。

① 依頼人が資金移動業者の営業店に現金を持ち込むなどして送金を依頼し、受取人が別の営業店で現金を受け取る方法

② 資金移動業者が開設した依頼人の口座と受取人の口座の間又は資金移動業者のウェブサイト等で開設された顧客双方のアカウントの間で資金を移動させる方法

③ 資金移動業者がサーバに記録した金額と関連付けられたカードや証書(マネーオーダー) を発行し、そのカードを保有する者や証書を持参した者に支払を行う方法

資金移動サービスには、依頼人が資金移動業者に対し送金を対面で指示する場合のほか、郵送、インターネット等を利用した非対面による送金指示が可能

*1 100 万円超の送金を行う場合は第一種資金移動業の認可、100 万円以下の送金を行う場合は第二種資金移動業、5万円以下の送金を行う場合は第三種資金移動業の登録が必要である。

なものがあり、受取人が支払等を受ける方法には、現金や証書の受取、銀行口座への入金等がある。また、送金システムも多様で、預金取扱金融機関の送金ネットワークを利用せず、国際的に資金を移転できるシステムを構築し、独自の資金移動手段によりサービスを展開している資金移動業者も存在するなど、様々なビジネスモデルが展開されており、各資金移動業者が展開している多様なサービスによって、資金移動業者ごとにリスクの所在が異なる。令和５年４月から、資金移動業者の口座への賃金支払を可能とするための厚生労働大臣への指定申請が可能となるなど、資金移動業者が取り扱い得る業務の幅も広がっている。

資金移動サービスは、安価な手数料で、迅速かつ確実に世界的規模で資金を移動させることができるという利便性を有する一方で、法制度や取引システムの異なる外国へ資金を移転させてマネー・ローンダリング等を行うことを容易にし、その追跡可能性を低下させる。

金融庁は、資金移動業者の取引額、事業規模や特性によって、資金移動業者が直面するリスクが異なることから、各資金移動業者に対し、その取引額・事業規模・特性に応じたリスクに適切に対応するための体制整備を求めている。また、金融庁は、リスクの特定・評価において、一部の資金移動業者に、取引時確認の不備等により顧客情報が不正確なため顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証できる状態になっていない、疑わしい取引の届出の分析等を行っていないため具体的かつ客観的な根拠に基づくリスク評価を実施していないなど、取組に遅れが認められることから、自らの業務規模・特性におけるリスクを包括的・具体的に検証した上、リスクの特定・評価を実施していくことを課題としている。さらに、顧客の利便性向上のために新たな技術を用いて新たなサービスを提供する場合には、従前のリスク低減措置では当該サービスのリスクを捕捉できない可能性もあることから、資金移動業者は、適切にリスクを把握の上、必要なリスク低減措置を講じる必要があるとしている。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆（ぜい）弱性等】
- グローバル展開をしている業者において、グローバル共通の手続を制定するにとどまり、本邦法令等に則った取引時確認、スクリーニング、取引モニタリング等を行うための規程・手続の整備が不十分な実態が認められた。
- 外部委託先の委託先管理を適切に行っていなかったため、委託先から再委託先、再々委託先に業務が委託されている実態を把握していない事例が認められた。

(ｲ) 事例

資金移動サービスの導入により、安価な送金手数料で容易に外国へ送金することが可能となったことから、外形的には適法な送金を装いつつ、資金移動業者の提供するサービスをマネー・ローンダリング等の手段として悪用する者が現れるようになった。資金移動サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　報酬を得て外国送金を行うことの依頼を受けた者が、当該送金が正当な理由のあるものでないことを認識しながら、資金移動サービスを利用して送金を行った（マネーミュール*1事犯）。

○　危険ドラッグを販売した者が、その犯罪収益を架空・他人名義口座に隠匿した上、資金移動サービスを利用して外国からの原料調達費を支払った。

○　偽ブランド品の売上代金を、資金移動サービスを利用して親族名義のアカウントに送金した。

○　ビルの一室を賃貸していた者が、その部屋で行われた賭博の売上金を賃料名目で資金移動サービスを利用して受領していた。

○　技能実習生として来日した不法残留者が、盗品を売却した犯罪収益を、外国の犯罪組織の首魁に資金移動サービスを利用して送金した。

○　外国の犯罪組織が敢行した詐欺によって得た犯罪収益を、我が国の銀行口座に振り込ませた後、資金移動サービスを利用して、外国の犯罪組織に還流させた。

○　不正に入手した携帯電話回線及び口座情報を利用して他人になりすまして資金移動業者のアカウントを作成し、不正に残高を増額させた上で、現金として払い出した。

また、過去には、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の犯罪収益を別の口座に移した上で、資金移動サービスを悪用して、外国へ送金するマネーミュールが行われている例もみられた。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、資金移動業者による疑わしい取引の届出件数は３万6,810件である。

金融庁は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和４年３月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表38【資金移動業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
44. 取引を行う目的・職業等から不自然な取引	8,577	23.3
15. 突如多額入出金	4,465	12.1
42. 暴力団員等	2,804	7.6
16. 経済合理性から異常な取引	1,615	4.4
４. 架空名義・借名口座使用	1,143	3.1

*1　メールや求人サイト等を通じて募集した者に犯罪収益を送金させるなど、第三者を犯罪収益の運び屋として利用するマネー・ローンダリング手法の一つ

また、資金移動業者が、顧客に対して送金目的を確認したところ、「海外サイトを通じてコンサルティング会社の求人募集に応募すると、自己の銀行口座に送金があり、これを他国へ送金するよう指示された。」などとの申告があったという、いわゆるマネーミュールによるマネー・ローンダリングの疑いに関する届出があった。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　資金決済法

資金移動業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が資金移動業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/14.pdf（金融庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
- 「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
- 「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（令和4年8月改訂）のポイントや、資金移動業者が直面するリスクとその管理体制構築の必要性等について、業界団体を通じた説明会を実施（令和4年 10 月）
- 無登録業者（銀行法における免許又は資金決済に関する法律における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者）等への対応について、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（14 資金移動業者関係）の一部改正（令和４年 10 月７日施行）を実施
- 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー･ローンダリング等対策の高度化に向けた講演･研修等の実施

⑺ 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、規程の整備や研修の実施のほか、犯罪収益移転防止法等に関する質疑応答集の作成等により、各資金移動業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。不正利用防止に関してガイドラインを策定し、会員が不正防止のために講じるべき措置の考え方や、被害が生じた場合の補償方針等を示し、業界の不正利用防止に向けた取組を支援している。

各資金移動業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
・ 悪意のある第三者が不正に入手した預金者の情報等に基づき当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージし不正な出金を行う被害（銀行口座なりすまし型の不正利用）や、資金移動業者が提供する資金移動サービスのID、パスワード等の情報を不正に入手した第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用する被害（決済アカウント乗っ取り型の不正利用）の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表（日本資金決済業協会）

エ　危険度の評価

資金移動サービスは、為替取引を業として行うという業務の特性、海外の多数の国へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者の存在、高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業の存在等を踏まえれば、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、前提犯罪と無関係の第三者を利用したり、他人の本人確認書類を利用して同人になりすましたりするなどして海外に犯罪収益を移転していた事例や悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等を基に、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金の入金（チャージ）をすることで不正な出金を行った事例も認められていること等から、資金移動サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、令和４年10月に全国銀行データ通信システム（全銀システム）への参加資格が資金移動業者に拡大されたこと、令和５年４月に資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）が解禁されたこと等決済手段としての利用が拡大している状況を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態と比べても相対的に高まっているといえる。

また、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化していること

を背景として、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例もあり、こうした事情も、資金移動サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び資金移動業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、資金移動業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、資金移動業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
○　多数の者からの頻繁な送金取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(7) 電子決済手段等取引業者*1が取り扱う電子決済手段

ア　危険度を高める要因

近年、金融のデジタル化が進む中で、法定通貨との価値の連動を目指すいわゆるステーブルコイン*2を用いた取引が米国等で急速に拡大しており、国際的にはＧ20財務大臣・中央銀行総裁会議、金融安定理事会（ＦＳＢ）、ＦＡＴＦ等において、いわゆるグローバル・ステーブルコインへの対応について、利用者保護やマネー・ローンダリング等上の課題に関する議論が交わされ、諸外国において規制の検討が行われている。

こうした情勢等を踏まえ、令和４年３月、資金決済法等の改正により電子決済手段等取引業者等に対する登録制等の業規制を導入することや、犯罪収益移転防止法の改正により電子決済手段等取引業者等を特定事業者に追加すること等を含む安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案が第208回国会に提出され、同法案は、同年６月３日に成立し、同月10日に公布されるとともに、下位法令の制定・改正に伴い、令和５年６月１日から施行された。

資金決済法において、電子決済手段とは、不特定の者に対して代価の弁済に使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転できるもの等と定義されている。

また、その発行者は、資金移動業者、信託会社等に限定されているほか、その取引を行う仲介者を電子決済手段等取引業者とし、電子決済手段等取引業を営むためには、内閣総理大臣の登録を受けることを必要とするなど、必要な規制を整備することにより、適切な利用者保護、マネー・ローンダリング等対策等を図りながら、分散台帳技術等を活用した金融イノベーションに向けた取組等の促進を図ることとされた。

ＦＡＴＦでは、いわゆるステーブルコインのマネー・ローンダリング等上の脆（ぜい）弱性について、次のとおり指摘している。

○　いわゆるステーブルコインは、匿名性が高いこと、国境を越えて取引を行うことができること、瞬時に移転が可能で追跡が困難になること等、暗号資産と同様のマネー・ローンダリング等に悪用される脆（ぜい）弱性を有している。

○　上記の脆（ぜい）弱性は、当該サービスが流通すればするほど高まるおそれがあり、いわゆるステーブルコインは既存の暗号資産よりも価値が安定しているため、今後、社会の決済手段として広く流通する可能性がある。

○　特にアンホステッド・ウォレットを利用したいわゆるＰ２Ｐ*3取引が容易に

---

*1 犯罪収益移転防止法第2条第2項第31号の2に掲げる者（電子決済手段等取引業者）をいう。

*2 いわゆるステーブルコインについて明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と連動させることにより価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいう。

*3 Peer to Peer

行われる場合、重大なマネー・ローンダリングの脆弱性が生じる可能性がある。

○　いわゆるステーブルコインの危険度を低減するためには、その発行者や取引の仲介者は、金融機関や暗号資産交換業者と同様のマネー・ローンダリング等対策上の義務を負う必要がある。

○　いわゆるステーブルコインはすぐに世界規模で利用可能となり、複数の国の法域にまたがって流通するため、マネー・ローンダリングリスクに適切に対処するためには、国際協力が不可欠である。

我が国において、電子決済手段の発行は確認されていないものの（令和５年９月末時点）、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性がある。また、世界を含めた今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段等を取り巻く環境は急激に変化する可能性がある。

イ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られているところ、主な関係法令は次のとおりである。

○　犯罪収益移転防止法

令和４年６月に犯罪収益移転防止法が改正され、電子決済手段等取引業者が新たに特定事業者に追加されるとともに、取引時確認の実施、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の各種義務のほか、電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者との間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在電子決済手段等取引業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならない旨等を規定

また、同年 12 月に、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の移転を行う場合等に、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者に対し、顧客に関する情報に加え移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定

○　資金決済法

電子決済手段等取引業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が電子決済手段等取引業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨を規定

○　金融商品取引法及び資金決済法

電子決済手段に該当する一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外し、発行者となる信託会社等について資金決済法等の規律を適用

○　外為法

電子決済手段等取引業者等に対し、顧客の支払等に係る電子決済手段の

移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を課す旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/18.pdf（金融庁）

ウ　危険度の評価

電子決済手段は、分散台帳技術を用い得るという技術的類似点を有する暗号資産と同様に、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有すると認められる。

また、暗号資産よりも価値が安定している上、我が国においても、証券決済での利用に向けた検討が進められているなど、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性があり、世界を含めた今後の社会への流通状況や技術的進歩等、電子決済手段を取り巻く環境に応じて、その危険度も急激に変化する可能性がある。これらを考慮すると、電子決済手段がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いことが見込まれる。

さらに、暗号資産取引が悪用された事例を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

このような危険度に対して、電子決済手段等取引業者は、法令上の措置は当然として、暗号資産交換業者と同等のマネー・ローンダリング等対策の体制整備を進めるほか、継続的顧客管理による充実した情報の取得・活用、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオを設定するなど、あらかじめ高水準の危険度に対する低減措置を講じる必要がある。

また、所管行政庁は、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する継続的な措置が必要である。

(8) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

我が国では、資金決済法において、ビットコイン等の暗号資産は、物品を購入する場合等に、その代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器等に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものと定義されている。

暗号資産交換業を行うためには、資金決済法に基づく内閣総理大臣の登録を受ける必要があり、令和５年６月末現在、当該登録を受けている者の数は 30 である。

暗号資産は、世界的に取引額が増大しており、それに伴い暗号資産に関連した事案の発生も認められる。令和元年７月には国内の暗号資産交換業者等から多額の暗号資産が不正に移転されたとみられる事案も発生した。これらの事案の背景には、当初、暗号資産交換業に新規参入した事業者において、サイバーセキュリティ等の各種リスクに応じた適切な内部管理体制の整備が追いついていなかったという事情があったと考えられることに加え、令和４年中のサイバー犯罪の検挙件数が 12,369 件と過去最多を記録しているほか、ランサムウェアによる被害が拡大するとともに、不正アクセスによる情報流出や、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が明らかになるなど、近年のサイバー空間をめぐる脅威は、極めて深刻な情勢が続いていることも背景にあると思われる。他方で、我が国においては令和元年５月の資金決済法改正により、顧客資産の分別管理（ネットワークに接続されていない、コールドウォレットでの管理）を義務付けるなど環境整備を進めており、改正法が施行された令和２年５月以降、暗号資産交換業者に対するサイバー攻撃によって顧客資産が流出する事案は発生していない。

多くの暗号資産は、移転記録がブロックチェーン上で公開され、その取引を追跡することは可能である。しかし、暗号資産の設計・仕様は様々であり、海外の暗号資産交換業者で取引される暗号資産の中には、移転記録が公開されず、追跡が困難でマネー・ローンダリング等に利用されるおそれが高いものや、移転記録の維持・更新に脆（ぜい）弱性を有するものの存在も知られている。

また、近年では、暗号資産取引の匿名性を高める技術として、

○　複数の中間アドレスを経由し、暗号資産を少しずつ連続して新しいアドレスに移転する「ピールチェーン」

○　様々な手段を利用して暗号資産の送信アドレスと受信アドレスとのつながりを隠す「ミキサー」、「タンブラー」

○　暗号資産を、記録されているブロックチェーンから、別のブロックチェーンに移動させる「チェーンホッピング」

等が存在し、これを利用されることで暗号資産の移転の証跡が不明瞭となり、その追跡が困難になるおそれがある。米国では、ミキシングサービスを提供する企業に対し、犯罪収益のマネー・ローンダリングを手助けしているとして、制裁措置を実施するなどしている。

さらに、取引に利用されるウォレットが、本人確認等の措置が義務化されていない国・地域に所在する暗号資産交換業者や、個人の取得・管理に係るものである場合には、取引により移転した暗号資産の所有者を特定することは困難となる。また、暗号資産交換業者の取引は、その大半がインターネットを利用した非対面で行われていることから、取引における匿名性が高い。

海外においては、暗号資産と法定通貨との交換を行うことができる暗号資産ＡＴＭが多数設置されている国があり、暗号資産の現金化又は現金による暗号資産購入が可能となるなど、利用者の利便性がこれまでより高まりつつある。海外では、薬物密売人が薬物売買で得た犯罪収益を、偽造した本人確認書類を用いて暗号資産ＡＴＭでビットコインに交換する事案が発生していることから、利用実態等について注視する必要がある。

【所管行政庁が近年新たに把握した脅威・脆弱性等】
- 不正利用が増加傾向にある暗号資産交換業者においては、不正利用の手口の分析やそれに応じた取引モニタリングシナリオの見直し等の不正利用対策が十分に行われていないという傾向が認められる。
- 取引モニタリングにおけるシナリオの有効性検証が未実施であったことに起因して、開発要件とは異なる仕様のシナリオが実装されていたことが看過されていたために、異常な暗号資産取引を検知できなかった事例が認められた。

(ｲ) 事例

暗号資産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　ＦＸ取引の勧誘でだまし取った資金の運用を装うために、無登録の暗号資産交換業者を通じて暗号資産を購入し、犯人が管理するアドレスに移転させた後、現金化した。

○　電子計算機使用詐欺によって得た暗号資産を、匿名での開設が可能な海外の暗号資産交換業者のアカウントに移転していた。

○　暗号資産の取引を業とする法人の従業員に、当該法人名義の口座に振り込まれた詐欺等による犯罪収益で暗号資産を購入させ、自己の管理する暗号資産アドレスに移転させた後、ほぼ同額の暗号資産を当該法人の暗号資産アドレスに移転、現金化させた。

○　破産手続に伴い提出すべき暗号資産を、外国の暗号資産交換業者のアドレスに移転し、さらに同暗号資産をトレードすること等により得た暗号資産を、別の暗号資産交換業者のアドレスに移転した。

○　詐欺により得た犯罪収益で暗号資産を購入し、犯人らが管理する外国の暗号資産交換業者のアドレスに移転した。

図表 39【暗号資産を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】

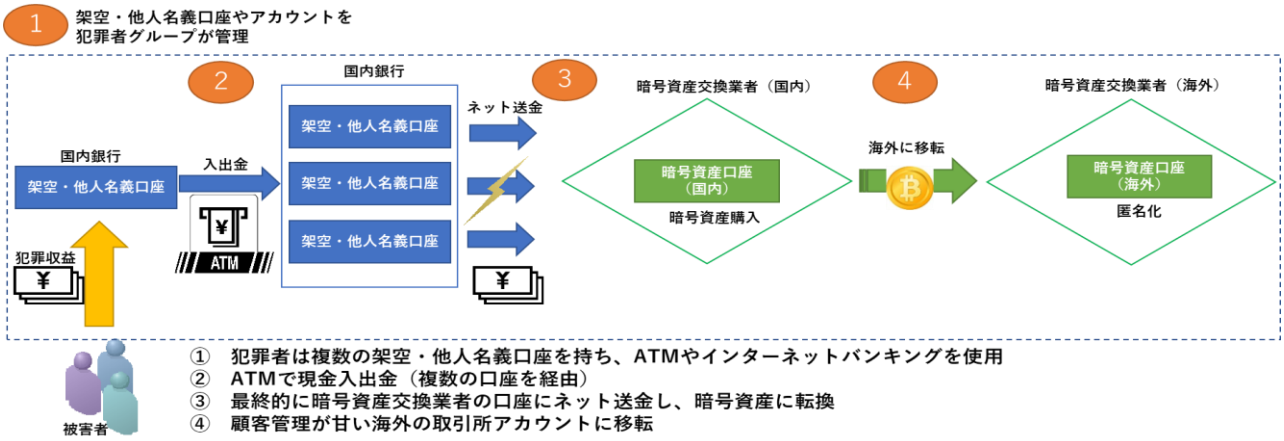

また、近年では、他人になりすまして暗号資産交換業者との間における暗号資産交換契約に係る役務の提供を受けること等を目的として、当該役務の提供を受けるために必要なＩＤ、パスワード等の提供を受けるなどした、犯罪収益移転防止法違反が増加しているところ、主な事例は、次のとおりである。

○　在留期限のある外国籍の留学生・就労者等が開設した暗号資産取引用口座のＩＤ、パスワードを、第三者に有償で提供した。

○　架空・他人名義の本人確認書類を利用して、暗号資産交換業者に口座を開設した。

さらに、暗号資産が犯罪において対価を支払うために使用された主な事例は、次のとおりである。

○　外国のウェブサイトで購入した違法薬物の支払に暗号資産が用いられた。

○　ランサムウェアの対価支払に暗号資産が用いられた。

○　無許可の金融商品取引業者による金融商品の取引に暗号資産が用いられた。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数は、３万 8,113 件である。

金融庁は、ブロックチェーン上の取引の態様や匿名化技術の使用に係る事例を含む「疑わしい取引の参考事例」を作成し、令和４年３月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 40【暗号資産交換業者の主な疑わしい取引届出状況】

届　　出　　理　　由	件 数 （ 件 ）	割 合 （ ％ ）
41. 不自然な態様・態度等	5,358	14.1
２. 短期間・総額多額現金	3,687	9.7
４. 架空名義・借名口座使用	3,203	8.4
34. 真の受益者説明・資料提出拒否	1,530	4.0
20. 突如多額入出金	1,335	3.5

架空名義や借名での取引が疑われることを理由とした届出の内容は、次のとおりである。

○　同一の写真を、異なる氏名・生年月日の複数の利用者が本人確認書類に添付している。

○　同じＩＰアドレスから、複数の口座開設・利用者登録がされている。

○　利用者の居住国が日本であるにもかかわらず、ログインされたのが日本国外である。

○　同一の携帯電話番号が複数のアカウント･利用者連絡先として登録されていたが、使用されていない番号である。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られているところ、主な関係法令は次のとおりである。

○　犯罪収益移転防止法

特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、令和４年 12 月、犯罪収益移転防止法が改正され、暗号資産交換業者が外国所在暗号資産交換業者との間で暗号資産の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在暗号資産交換業者が取引時確認に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこと、及び暗号資産交換業者が暗号資産の移転を行う場合等に、他の暗号資産交換業者又は外国暗号資産交換業者に対し、顧客及び移転の相手方に関する情報を通知しなければならない旨を規定（令和５年６月１日施行）

○　資金決済法

暗号資産交換業者による事業報告書の提出義務や、必要に応じて所管行政庁が暗号資産交換業者に対して立入検査や業務改善命令等を行うことができる旨等を規定

○　外為法

暗号資産交換業者に対して、顧客の支払等に係る暗号資産の移転を行う場合等において、当該顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務を

課す旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf（金融庁）
マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）	https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.pdf（金融庁）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）	https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/16.pdf（金融庁）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《金融庁》
- 「マネロン･テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改正（令和4年8月）
- 暗号資産の移転に係る通知義務（いわゆる「トラベルルール」）や利用者が自ら管理するウォレット（アンホステッド･ウォレット）等との取引のリスクに応じた態勢整備義務等を求める「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（令和5年6月1日施行）を実施
- 他省庁や業界団体、特定事業者に対するマネー･ローンダリング等対策の高度化に向けた講演･研修等の実施
- 国際的詐欺事件等が増加していることから、金融庁のウェブサイトやSNSにより利用者への注意喚起を実施
- 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いがある者に関する利用者相談が寄せられているため、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応しているほか、ウェブサイト等にて利用者への注意喚起を実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた自主規制規則及びガイドラインを制定するとともに、その業務として、会員の法令及び自主規制規則の遵守状況に係る監査や、その結果を踏まえた指導のほか、暗号資産を利用した犯罪等に関する注意喚起を行っている。また、令和４年３月に同庁が公表した、暗号資産交換業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、会員に対し、疑わしい取引の届出状況に係る調査を実施している。

各暗号資産交換業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化

等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体及び特定事業者の主な取組例】
《業界団体》
・ 令和5年に施行予定であった暗号資産等に係るトラベルルールに対応するため、自主規制規則を改定。暗号資産の「移転目的情報」及び「受取人住所地情報」等の追加情報を取得することを協会会員に周知（令和4年 10 月・日本暗号資産取引業協会）
《特定事業者》
・ 一部の暗号資産交換業者においては、振込入金専用口座を提供する預金取扱金融機関との間での入金情報の共有、自社のモニタリングシナリオの充実、ブロックチェーン分析ツールを用いての不正出金に利用されたウォレットアドレスの特定、ログインや入出金時の二要素認証の導入などの複数の対策を効果的に組み合わせることで、不正利用防止に関する取組を実施

エ　危険度の評価

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制を未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となる。実際、その匿名性を悪用し、不正に取得した暗号資産を、海外の暗号資産交換業者を経由して移転した後に換金し、架空・他人名義口座に振り込ませていた事例があること等から、暗号資産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、我が国においては、暗号資産の移転等に必要な情報を他人に譲り渡すなどといった犯罪収益移転防止法違反が増加していることも、危険度を高める要因になると認められる。

このような事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

また、暗号資産取引が世界規模で拡大し、それを取り巻く環境も急激に変化していることも考慮に入れると、暗号資産がマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高いと認められる。

加えて、預金取扱金融機関がマネー・ローンダリング等対策を強化している中、マネー・ローンダリング等を行おうとする者が、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに、暗号資産取引を組み合わせて用いる事例も認められる。こうした事情も暗号資産の危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び業界団体等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を含む体制の整備を進めたことにより、継続的顧客管理による充実した情報の取得や活用のほか、顧客動向の変化を捉えた機動的なモニタリングシナリオの変更や検知を行う事業者が増加するな

ど、顕著な結果もみられている。その後も、その水準を維持する指導を行うとともに、適切なマネー・ローンダリング等対策の措置が講じられていない新規参入事業者に対し業務改善命令等の発出により改善を促すなど、危険度を低減する措置を継続的に行っている。

しかしながら、暗号資産取引を取り巻く環境の急激な変化に対して、適時適切な危険度の低減措置を行っていくことは容易ではないことから、暗号資産交換業者には、あらかじめ高水準の措置を行うことが求められる。こうした措置が不十分な場合には、暗号資産交換業者は危険度を適切に低減させることができなくなり、危険度は依然として高い状態となる。

【暗号資産をめぐる国際的動向等について】

FATFは、令和元年（2019 年）6月に暗号資産・暗号資産交換業者に関するFATF勧告（勧告 15）を最終化して以降、官民におけるFATF基準の実施状況のモニタリングや業界との対話等を行い、毎年、その進捗や現状及び課題を公表している。

令和5年（2023 年）6月に公表されたレポート「Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards」*1では、暗号資産に関する課題として、

○ 暗号資産に係るFATF勧告（勧告 15）の各国の実施について、一部の法域は暗号資産及び暗号資産交換業者に関する規制を導入しているが、世界的な実施状況は芳しくなく、基準の履行は他のほとんどの金融セクターに遅れをとっている。トラベルルールについては、調査の回答法域の半数以上が実施に向けた措置を講じていないなど、実施は依然不十分

○ 民間セクターの技術的ソリューションは相応の数が存在し、一部の法域の暗号資産交換業者で利用が開始されているものの、FATF基準のトラベルルール要件を全て満たしたツールはほとんどなく、ツール間の相互互換性にも課題が残る

と指摘している。

加えて、同レポートでは、北朝鮮によるランサムウェア攻撃や制裁逃れ等によって不正に取得された暗号資産が、大量破壊兵器拡散の資金調達に利用される脅威について、深刻な懸念が示されている。ISIL、AQ、過激派右翼グループによる資金調達等、暗号資産は、テロ資金供与リスクも増大させている。

また、暗号資産エコシステムの一部である分散型金融（DeFi*2）や個人間（P2P）取引を含むアンホステッド・ウォレットについても、制裁対象者による悪用を含め、マネー・ローンダリング等のリスクがある。これらのリスクを低減する上での課題として、DeFiの仕組みにおける暗号資産交換業者の義務に責任を負う自然人又は法人の特定、P2P取引を含むアンホステッド・ウォレット取引に関連する不正な取引に関するリスクの評価、リスク評価におけるデータギャップの解消等が挙げられている。暗号資産エコシステムが発展し、暗号資産交換業者がマネー・ローンダリング等対策のための統制を導入していくにつれ、DeFi及びP2P取引によるリスクは増大する可能性がある。この傾向は、暗号資産が広く受容され、法定通貨に換金することなしに支払に使われることがより一般的になることで、顕著となる。

FATFは、令和5年（2023 年）2 月、FATF基準の実施を強化するためのロードマップに合意したことを公表した。令和6年（2024 年）前半に、FATF全加盟国と重要な暗号資産活動のあるFATF型地域体（FSRBs）加盟国を対象として、暗号資産交換業者を規制・監督するために講じた措置の状況を公表することとしている。

*1 「Virtual Assets: Targeted Update on Implementation of the FATF Standards」においては、暗号資産は Virtual Asset（VA）、暗号資産交換業者は Virtual Asset Service Provider（VASP）とされている。

*2 Decentralized Finance。いわゆる「DeFi」について明確な定義は存在しないが、金融安定理事会（FSB）の報告書（2022 年2月）では、「分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」と説明されている。

これに加え、FATF 及び VACG（暗号資産コンタクト・グループ）は、DeFi 及びP2P を含むアンホステッド・ウォレットに関する知見、経験及び課題を引き続き共有し、FATF の更なる作業が必要となり得る進展がないか、この分野における市場動向を監視していくこととした。

こうした状況下で、我が国では、暗号資産のみならず、これを取り巻く新技術等のマネー・ローンダリング等リスクの変化や顕在化について、従来から注視しており、令和5年（2023 年）は、「分散型金融システムにおけるオンチェーン／オフチェーンデータを活用した実態把握に関する研究」を公表した[*1]。また、金融庁が設置した「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」[*2]において、専門家の情報を元に議論を行うなど、同分野のリスクへの対処の検討を深めている。同研究報告書では、マネー・ローンダリング等対策におけるデータを活用したリスク評価をするに当たり、ブロックチェーン上の取引記録等のオンチェーンデータのみによる高リスク判定は困難であり、事業者は顧客から取得したKYC情報、継続的な顧客管理及び取引モニタリングにより得られた情報等のオフチェーンデータと紐付けた分析を行うことにより、より確度の高い疑わしい取引の絞り込みや届出が可能となり得ると言及している。また、同研究報告書では、データ及びデータ分析の信頼性を向上させるための取組としては、複数の公表データや分析会社による調査結果を比較するなど、データの信頼性を高める工夫が必要であるとしている。

以上のように、各国における暗号資産に係る規制に対する取組の相違や新技術等の導入に伴う市場変化等の課題を踏まえれば、暗号資産取引におけるマネー・ローンダリング等のリスクには、引き続き留意する必要がある。

*1　金融庁ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトにおける共同研究。https://www.fsa.go.jp/policy/bgin/ResearchPaper_qunie2_ja.pdf

*2　金融庁ホームページにて、議事録・資料を公表。https://www.fsa.go.jp/singi/digital/index.html

(9) 両替業者が取り扱う外貨両替

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

外貨両替は、主に、邦人が海外への旅行や出張等の際に必要となる外貨を調達したり、本邦滞在中の外国人が円貨を調達したりするために利用されている。現在、外貨両替業を営む者は、預金取扱金融機関とそれ以外のものに大別される。後者の例としては、外貨両替を専業として行っている者のほか、旅館業、旅行業、古物商等が挙げられ、本業の顧客の便宜を図るために副業として外貨両替業を営む者が多く認められる（図表 41 参照）。

図表 41【外貨両替業者の取引状況】

報告者＼年		令和２				令和３				令和４			
		報告者数（者）	取引件数（件）	取引金額（百万円）	１件あたりの取引額（千円）	報告者数（者）	取引件数（件）	取引金額（百万円）	１件あたりの取引額（千円）	報告者数（者）	取引件数（件）	取引金額（百万円）	１件あたりの取引額（千円）
預金取扱金融機関	メガ銀行（注２）	4	37,298	8,962	240	4	12,062	6,738	559	4	43,663	15,781	361
	地方銀行	81	39,687	3,706	93	72	12,560	3,036	242	63	31,131	5,377	173
	信用金庫	85	718	74	103	70	534	65	121	53	1,489	168	113
	外国銀行	20	181	59	326	19	232	97	418	20	252	369	1,465
	その他（注３）	7	22,848	1,406	62	6	7,465	726	97	6	4,294	662	154
預金取扱金融機関以外	資金移動業 クレジットカード業	6	39,767	3,148	79	11	19,420	5,096	262	9	74,288	17,432	235
	旅館業	23	559	39	69	19	65	17	261	18	847	147	173
	旅行業	16	7,404	381	51	10	149	64	429	12	431	96	223
	古物商	40	16,309	1,773	109	36	10,225	1,965	192	42	23,296	3,416	147
	空港関連業	3	26,592	998	38	3	6,339	432	68	3	26,610	1,540	58
	大規模小売業	2	54	2	40	1	13	0.3	25	1	37	1	36
	その他	60	45,136	20,607	457	41	27,500	9,742	352	42	54,966	8,158	148
合計		346	236,553	41,155	174	292	96,564	27,978	290	273	261,304	53,147	203

注１：外国為替の取引等の報告に関する省令（平成 10 年大蔵省令第 29 号）第 18 条第１項の規定により、当該年の１月から 12 月までに財務大臣に報告のあった月の平均値を算出したもの
２：本表におけるメガ銀行とは、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱ＵＦＪ銀行及びりそな銀行を指す。
３：信金中央金庫、信用組合、ゆうちょ銀行及びその他の銀行

近年、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関数は減少傾向であり、外貨両替を取り扱う預金取扱金融機関においても外貨両替取扱店舗数や取扱通貨の減少等、外貨両替事業を縮小する傾向が認められる。外貨両替の取引件数及び金額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う訪日外国人や海外渡航者の減少等により一時的に減少したものの、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の緩和や円安等により回復がみられている。

犯罪収益を物理的に外国に持ち出せば、国内でその存在が露見して処罰、没収等の処分を受けることとなる可能性を低減させることができるが、更にこれを当該外国の通貨に両替して国境を越えて移動させれば、それを当該外国

で使用することが可能となる。外貨両替は、物理的に金銭の外観を変えたり、大量の小額紙幣を少量の高額紙幣に交換したりすることができることに加え、外貨宅配や外貨自動両替機を利用すれば、非対面での両替が可能となる。

我が国においては、外貨両替業について、免許制や登録制は採っておらず、誰でも自由に業務を営むことができるが、ＦＡＴＦの第３次対日相互審査においては、この点が不備事項として指摘された。ＦＡＴＦ勧告（勧告 26）においても、「両替を業とする金融機関は、免許制又は登録制とされ、国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を監視及び確保するための実効性のある制度の対象とすべきである。」とされている。

(ｲ) 事例

外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　複数の来日外国人が、国内の窃盗事件により得た日本円を、偽名を用いた上で、取引時確認を逃れるため、複数回の取引に分けて外国通貨に両替した。

○　不正に入手した外国通貨について、日本円に両替した。

○　薬物密売組織が、無登録で外貨両替業を営む者を利用して、密売により得た犯罪収益等を外貨に両替した（外国における事例）。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、外貨両替業者による疑わしい取引の届出件数は 883 件である。

財務省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さ等に着目した参考事例を追加するなどして、外貨両替業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、令和元年 10 月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 42【両替業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
３．短期間・頻繁取引	248	28.1
１．多額現金の取引	186	21.1

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　外為法

必要に応じて所管行政庁が外貨両替業者に対して立入検査、是正命令等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
外国為替検査ガイドライン	https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/inspection/guideline_index.htm（財務省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《財務省》
・「外国為替検査ガイドライン」による外国為替検査の実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

外貨両替を扱っている事業者を多数抱える一部の業界団体では、特定事業者作成書面等や内部規程の整備に向けたマニュアル（ひな型）の作成・配布を行うなどしてマネー・ローンダリング等対策に関する自主的な取組を行っている。また、当局と連携して定期的に組合員向けの説明会を開催するなどして、外貨両替を行う各事業者における内部管理体制の確立・強化を支援している。

外貨両替業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、特定事業者作成書面等の作成や、規程・マニュアルの整備、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、危険度が高い取引のモニタリングの厳格化等に取り組むなど、内部管理体制の確立・強化を図っている。

エ　危険度の評価

外貨両替は、犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得ること、一般に現金（通貨）による取引であることや、流動性が高く、その保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わないこと等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、海外で得た犯罪収益である外貨を、事情を知らない第三者を利用するなどして日本円に両替していた事例があること等から、外貨両替は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び外貨両替業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、外貨両替業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない外貨両替業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、外貨両替がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、

本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　短期間のうちに高頻度で行われる取引
○　顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
○　偽造通貨、盗難通貨又はこれらと疑われる通貨等に係る取引
○　顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(10) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

ファイナンスリースは、機械設備、自動車等の物品を調達しようとする企業等に対し、その指定する物品を、ファイナンスリース事業者が代わって販売者（サプライヤー）から購入し、当該企業等に賃貸する形態のサービスであり、企業等が物品を調達する場合に必要となる費用を長期に分割して支払うことができるなどのメリットがある。

ファイナンスリースは、ファイナンスリース事業者及び賃借人という契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わないファイナンスリース契約を締結するなどしてマネー・ローンダリング等に利用される可能性がある。

(ｲ) 事例

ファイナンスリースが悪用されたマネー･ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、過去には、暴力団への利益供与の手段として悪用された事例として、暴力団との親交を有する者がファイナンスリースで調達した物品を暴力団組長に長期間使用させたものがある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、ファイナンスリース事業者による疑わしい取引の届出件数は 357 件で、「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 43【ファイナンスリースの主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
16. 暴力団員等	206	57.7
８. 空リース	51	14.3

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

また、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）は、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等の登録を受けた自動車でなければ運行の用に供してはならないと規定しており、このような制度は、登録自動車が大半を占める自動車リース契約の危険度の低減に資するものと考えられる。

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においても業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《経済産業省》
- 犯罪収益移転防止法履行状況についての特定事業者ヒアリングを継続的に実施（4 社）
- 令和4年調査書の公表を受け、公益社団法人リース事業協会に対し、同協会会員会社への周知を依頼、同協会において会員会社に周知（令和4年 12 月）
- 公益社団法人リース事業協会からガイドラインの履行状況調査の報告を受け、ガイドラインの未履行項目がないかを確認（令和4年1月）
- 公益社団法人リース事業協会が実施するマネー・ローンダリング等対策研修に講師を派遣、犯罪収益移転防止法の確実な履行を重ねて要請するとともに、BO（実質的支配者）リスト制度の活用に関する説明を実施（令和4年3月）
- リース会社による中小企業等事業再構築補助金申請時に、ガイドラインの確実な履行等を代表者名で誓約すること等を求める「誓約書」の提出を要件化（令和4年3月）

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

各業界団体では、ガイドラインの策定や犯罪収益移転防止法の概要及び取引時確認の事項等を周知するチラシ・パンフレットの作成・配布や研修の実施により、各ファイナンスリース事業者によるマネー・ローンダリング等対策を支援している。

各ファイナンスリース事業者も、マネー・ローンダリング等のリスクが高い取引のリスク遮断措置を講じているほか、マネー・ローンダリング等対策に関する基本方針や対応マニュアル等の制定、役職員に対する研修の実施、マネー・ローンダリング等のリスクに対応するための専門部署の設置等を行っている。

また、賃借人と販売者が共謀した実態が伴わない取引を防止するため、取引時確認に加え、高額取引、新規契約案件及び事故が多いリース物件については、実質的な取引の有無の確認を強化するなどの取組を行っている。

【業界団体による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.leasing.or.jp/guideline.html（公益社団法人リース事業協会）

エ　危険度の評価

近年、ファイナンスリースが悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、ファイナンスリースは、賃借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能であること等の特性から、マネー・ローンダ

リング等に悪用される危険性があると認められる。このような危険性に対して、所管行政庁及びファイナンスリース事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、ファイナンスリース事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないファイナンスリース事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、このような状況等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引

○　ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしている疑いが生じたファイナンスリース契約に係る取引

○　同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結し、ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(11) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

クレジットカードは、適時に簡易な手続で利用できるため、商品代金を支払う方法として広く利用されている。

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）により、クレジットカード事業者が利用者から商品代金等に相当する額を購入から２月を超えて受領し、又はリボルビング方式*1により受領する包括信用購入あっせんを業として行うためには、経済産業大臣の登録を受ける必要がある。令和５年３月末現在、当該登録を受けている者の数は 249 である。

クレジットカードは、犯罪収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の形態の財産に変えることができることから、犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある。

クレジットカードは、クレジットカード会員が自己の保有するクレジットカードを第三者に交付し、又はそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、国内外を問わず利用でき、一部には利用可能枠が高額なものもある。したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を、国内外を問わず行うことが可能となる。

(ｲ) 事例

クレジットカードがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　暴力団関係者が、知人がだまし取ったクレジットカードを無償で譲り受け、キャッシングを利用して生活費や遊興費とした。

○　ヤミ金融を営む店舗経営者が、借受人から貸付金の返済を受けるに当たり、借受人による飲食代金と仮装してクレジットカード決済をさせ、クレジットカード発行会社に虚偽の情報を送信して、代金の支払を受けた。

○　薬物代金の受取方法として、ショッピングサイト内に商品を架空出品し、同サイトの決済システム上でクレジットカードを使用して、商品の販売代金名目で薬物代金の支払を受けた。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用し、名義人になりすましてインターネットサイトからレンタカーを借り受け、利用代金の支払を免れた。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義で登録された電子マネー利用権（前払式支払手段）の残高を増額させた。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用し、架空・他人名義のスマー

*1　クレジットカード事業者が利用者から、あらかじめ定められた時期ごとに、商品代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領するもの（割賦販売法第2条第3項）

トフォンで後払式決済サービスが利用できるように設定し、店舗において名義人になりすまして同決済サービスを利用して商品をだまし取った。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用し、インターネット上で商品の購入を申込み、配送先に架空人や実際の居住地とは異なる住所地を指定するなどして受領した。

図表 44【クレジットカードを悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】

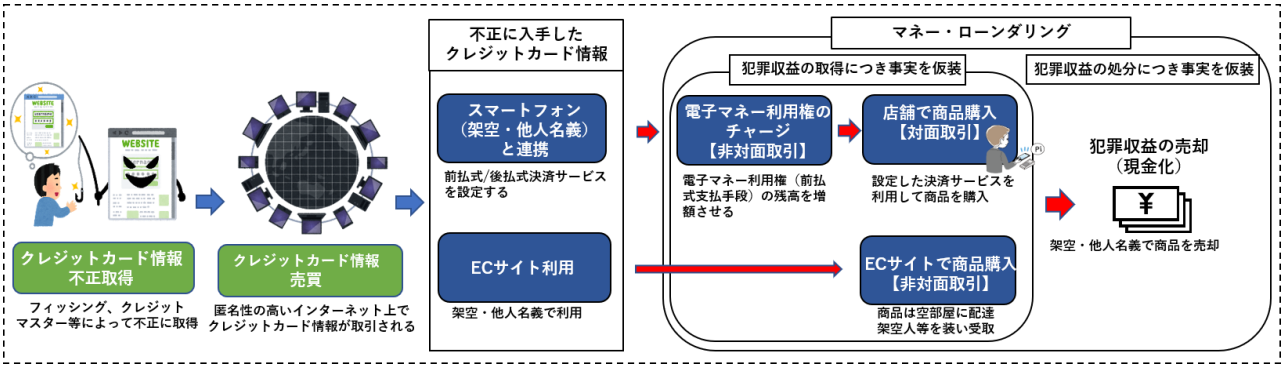

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、クレジットカード事業者による疑わしい取引の届出件数は 10 万 5,148 件である。

経済産業省は、インターネットを利用した取引に特有の不自然さや、テロ資金供与等に着目した参考事例を追加するなどして、クレジットカード事業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成 31 年４月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 45【クレジットカード事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
９．名義人と異なる者のカード利用	31,281	29.7
３．架空名義・借名取引	23,664	22.5
13．不自然な態様・態度等	13,375	12.7
12．暴力団員等	12,072	11.5

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　割賦販売法

割賦販売法の施行に必要な限度において、所管行政庁が包括信用購入あっせん業者に対して報告徴収、立入検査、業務改善命令等を行うことができる

旨を規定

包括信用購入あっせん業者の登録の要件として「包括信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制」を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が適切に履行されることが重要であるが、これを確保するため、所管行政庁においてもガイドラインの策定や業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/20211118creditmanerongl.pdf（経済産業省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《経済産業省》
・ 業界団体と連携して、特定事業者に対するマネー・ローンダリング等対策を含めた研修等の実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

業界団体では、自主規制規則の中に取引時確認及び疑わしい取引の届出を盛り込み、会員に対応を要請している。また、経済産業省が策定した「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえた会員向けの研修を実施し、会員にマネー・ローンダリング等対策についての理解を浸透させることにより、各クレジットカード事業者による対策を支援している。

クレジットカード事業者は、割賦販売法に基づき、経済産業大臣による指定を受けた信用情報機関にクレジットカード会員の情報を照会することにより、クレジットカード発行の申込みが短期間のうちに多数ないか等の疑わしい点の有無を確認し、契約の締結や更新等を判断するに当たっての参考としているほか、厳格な入会・更新審査等による利用可能額の上限設定を行っている。また、対面取引における契約名義人と異なる者による使用を防止するための本人確認、危険度が高いと考えられる取引の洗い出し、取引の危険度が高い場合のモニタリングの厳格化、非対面取引におけるなりすまし使用を防止するためのシステム（ワンタイムパスワード等）の導入、ＡＩ等を活用した利用者の行動分析等によるリスクベースでの本人認証の精度向上、取締当局との定期的な情報交換等の自主的な取組を進めている。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
・ 全国9地区にて会員を対象とした情報連絡会でマネー・ローンダリング関連情報も含め情報提供を実施（一般社団法人日本クレジット協会）
・「改正クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえたクレジットカード会社における対応に関する説明会の動画配信を会員に対して実施（一般社団法人日本クレジット協会）

エ　危険度の評価

クレジットカードは、現金で得られた犯罪収益を、クレジットカードを利用することにより別の形態の財産に変えることができること、不正に入手したクレジットカード情報を使用して商品の購入を申込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を仮装することができること等から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁及びクレジットカード事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、クレジットカード事業者ごとに差異がみられる。リスクに応じた実効的な低減措置が行われていないクレジットカード事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、クレジットカードが悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引（特に非対面取引）のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

【クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化に向けた検討状況】

電子商取引及びキャッシュレス決済の普及に伴い、クレジットカード決済市場の規模は継続的に拡大している。一方、サイバー攻撃の増加等を背景に、クレジットカードの不正利用被害額が増加しており、令和4年には、不正利用被害額は過去最高の約 436.7 億円[*1]となっている。

政府としてキャッシュレス決済の拡大を目指している中、サイバー攻撃等のセキュリティリスクが年々高まり、実際に不正利用被害額も増加している現状に鑑み、国としては、業界の取組に加え、さらに追加的な対策の実行を促進すべく、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」を立ち上げた。

同検討会（令和4年8月から令和５年1月まで）では、

① クレジットカード番号等を安全に管理する（漏えい防止）
② クレジットカード番号等を不正に利用させない（不正利用防止）
③ クレジットの安全・安心な利用に関する周知・犯罪の抑止

の3つの方向性に沿って、技術的な観点も含め、より詳細な検討が行われた。同検討会での議論を踏まえ取りまとめられた「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会報告書（令和5年（2023 年）1月 20 日）」では、クレジットカード不正利用の現況、今後の課題等について次のように述べている。

○ クレジットカードは、決済機能の分化により多様なプレイヤーがクレジットカード決済網に関与していく傾向にある。
○ 令和3年（2021 年）のクレジットカードの不正利用被害のうち、クレジットカード番号等の盗用の割合が 94％を占めており、主に非対面取引でのクレジットカード番号等のなりすましによる不正利用が主要な要因である。
○ 不正利用の対象となっているクレジットカード番号等は、EC 加盟店をはじめとしたクレジットカード決済網に存在する事業者からの漏えいだけでなく、EC 加盟店のクレジットカード決済処理の仕組みを悪用してクレジットカード番号等を割り出すクレジットマスター、電子メールやショートメッセージ等を通じて利用者からクレジットカード番号等をだましとるフィッシングにより詐取されていると想定されている。
○ EC サイト自体の増加や EC サイトでのクレジットカード決済の利用の拡大等に伴い、対面取引と非対面取引でのクレジットカード決済の取引の仕組みの差異が顕著となってきたように見受けられる。
○ 不正利用の対象となる取引のほとんどは非対面取引であり、換金性があり転売しやすい商品や配送を伴わない商品が不正利用の標的となっていたが、昨今では、その時々の商品の需要の状況によって不正利用の対象となる商品は多様化し、また比較的低価格な商品の不正利用も増えてきている。
○ 固定パスワード以外のワンタイムパスワード等利用者本人しか知り得ない・持ち得ない情報により、利用者本人の認証を行うための仕組みを順次導入することを含めた、非対面取引における利用者の適切な確認としての本人認証を実施すべきである。
○ クレジットカード被害の実害の損失を事業者が負担することにより、利用者に経済的被害を生じさせなければよいというものではなく、不正利用そのものの未然防止を図ることを目的として、全てのプレイヤーのセキュリティ対策のレベルを上げていくための実行が不可欠である。
○ クレジットカード番号等の不正利用防止は、クレジットカード番号等の漏えいや割り出しにより、クレジットカード番号等がなりすまされて使われる財産被害によるクレジットカード決済システムの信頼性確保だけでなく、クレジットカード決済の仕組みを通じて社会犯罪に資金が流入することの抑止、ひいてはテロ資金供与対策にも寄与するものである。

*1 一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害の集計結果について（令和5年（2023 年）6月 30 日）」

(12) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その利用価値、利用方法等によって大きく異なった評価をすることができることから、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することが可能となる。また、真の購入者とは異なる者又は架空名義で購入すること等により、資金の出所や不動産の帰属先を不透明にすることができる。

我が国では、不動産のうち、価値が高く、取引が活発に行われているものは宅地及び建物であり、これらの取引を行う事業者を、宅地建物取引業者として一定の法規制の対象としている。

宅地建物取引業を営むためには、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づく都道府県知事又は国土交通大臣（２以上の都道府県に事務所を設置して営業しようとする場合）の免許を受ける必要があり、当該免許を受けている者の数は、令和５年３月末現在、12 万 9,064 業者である。令和３年度の年間売上高は約 49 兆円で、国土交通大臣が指定する指定流通機構である不動産流通機構に登録・通知をされた令和４年度の年間の契約成立報告件数は約 17 万件である。各宅地建物取引業者の事業規模の差は大きく、年間の取引件数が数千件を超えるような大手事業者が存在する一方で、地域密着型の営業を展開する個人経営等の中小事業者も存在し、後者がその多数を占めている。

(ｲ) 事例

不動産がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　売春により得た犯罪収益を原資として、親族名義で土地を購入した。

○　薬物の密売人等が、薬物の密売により得た犯罪収益等を使って、知人の名義で、生活用の不動産や薬物製造に使用する不動産を購入した（外国における事例）。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、宅地建物取引業者による疑わしい取引の届出件数は 22 件であり、「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 46【宅地建物取引業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
１．多額現金	13	59.1
20．不自然な態様・態度等	3	13.6

なお、業界の規模に比して、疑わしい取引の届出件数は少ないといえるが、次のような着眼点から届出がなされたものもあり、業界全体においても参考になると思料される。

○　年齢や職業等に見合わない多額の現金による支払が行われた取引についての届出

○　顧客が決済方法を現金取引にこだわる姿勢を示すなど資金の出所に関する疑わしさが勘案された届出

○　取引に当たって公開情報を検索した結果、詐欺等に関わった可能性のある顧客と判明したことによる届出

○　法人の実質的支配者を調査した結果、暴力団員等に該当したことによる届出

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　宅地建物取引業法

必要に応じて、所管行政庁が宅地建物取引業者に対して報告徴収、立入検査、指導等を行うことができる旨を規定

宅地建物取引業者の事務所ごとに、宅地建物取引業に関し取引の都度、売買、交換若しくは貸借の相手方又は代理を依頼した者の氏名、住所等の事項を記載した帳簿を５年間備え付けること等を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置等を実施しているかなど、リスクベースでの検査監督の強化や、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00040.html（国土交通省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《国土交通省》

・ 監督当局に対し、犯罪収益移転防止法に基づく義務の履行状況について監督強化を要請するとともに、苦情紛争相談の対象となることが比較的多い事業者、免許を受けてから日の浅い事業者を中心に立入調査を引き続き実施

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」は、不動産業における犯罪収益移転防止等に関する連絡協議会申合せや普及啓発用の冊子等の作成・頒布を継続して行っている。また、ＦＡＴＦ等のマネー・ローンダリング等対策の検討状況を継続的にフォローし、連絡協議会構成員間での情報交換・共有を継続的に行うとともに、ＦＡＴＦによる対日相互審査への対応を行うなど、犯罪収益移転防止法の制度の運用に関する継続的な取組を進めている。

宅地建物取引業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

○　過去、何らかの理由によって取引が中止され、又は成立しなかった顧客との取引について情報をデータベース化して全社的に共有し、当該顧客に関して、以後、取引が生じた場合は、顧客管理を強化し、又は取引を謝絶するなどの措置を講じている。

○　暴力団等との取引を見逃さないために、暴力団等の言動等に関する特徴について、宅地建物取引業者独自のチェックリストを作成し、顧客管理において活用している。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
・ 会員企業に対しFATF対日相互審査結果及び更なるマネー・ローンダリング等対策の推進のため、「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について周知（不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会）

エ　危険度の評価

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができるほか、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転することができることから、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、売春や詐欺により得た犯罪収益が不動産の購入費用に充当された事例等が把握されていること等から、不動産は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。また、近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。例えば、顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて、購入資金の出所等についても確認を行うなどのリスクに応じた対応が必要である。

このような危険性に対して、所管行政庁及び宅地建物取引業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宅地建物取引業者ごとに差異がみられる。「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に沿った顧客管理措置等を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宅地建物取引業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宅地建物取引業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(13) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引されたものの流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。

重量が１キログラムを超える貴金属*1を携帯して輸出入する場合は、外為法において財務大臣への届出を義務付けられており、関税法において税関への申告を行わなければならないこととしている。

我が国では、財産的価値の高い貴金属を密輸し、外国との税制度の違いを利用して不法に利益を得る手口がある。具体的には、非課税の国・地域で金塊を購入し、それを我が国に密輸入することにより消費税の納付を免れ、その後国内の貴金属店等で消費税込みの価格で売却することで消費税分の利益を得ることができる。

令和３事務年度*2における金地金密輸事件の処分（通告処分又は告発）件数は 13 件（前事務年度比 35％減）、脱税額は約 2,000 万円（同 77％減）であった。

なお、平成 29 年に財務省が「ストップ金密輸」緊急対策を策定し、取締りの強化を実施し、平成 30 年には金密輸に対する罰則を大幅に引き上げ、それ以降、同密輸事件は減少傾向にある。密輸の手口は、密輸する金を加工、変形させて体腔内や着衣内等に隠匿するなど、巧妙化や小口化がみられる。密輸の経路は、航空機旅客、航空貨物、国際郵便等を利用するなど多様化がみられる。密輸の仕出地は香港、韓国、中国及び台湾が多い。また、密輸によって得た犯罪収益を基に国外で金塊を購入し、これを再び我が国へ密輸して、国内買取店で売却するという、犯罪収益を得ることを繰り返す循環型スキームが認められる。この背景には、韓国人密売グループや暴力団関係者等の国内外の犯罪組織が関与している実態がある。

金地金は価格の変動を伴うことに加え、その取引は現金取引が主流であることから、取引の匿名性を高める要因の一つになっている。一方で、マネー・ローンダリング等対策として、一定金額以上の取引の場合は現金取引を廃止し金融機関口座への振込みに変更している事業者がおり、取引形態に変化がみられる。

経済産業省は、宝石取扱事業者が宝石の取引を行う場合、クレジットカードや銀行振込による支払が多く現金取引が少ないことから、資金の追跡可能性の観点からマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクは相対的に低いと

---

*1　外為法第6条第1項第 10 号に規定する貴金属をいう。
*2　令和3年7月から翌年6月までをいう。

評価している一方で、高額商品の取扱いが多い百貨店や大手宝石商に関しては一定のリスクがあり、また、会社規模に不相応な規模の取引や非居住者との取引が多い貴金属等取扱業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(ｲ) 事例

宝石及び貴金属が、マネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　窃盗により得た金塊を金買取業者に売却する際に、知人によって法人名義で売却させた。

○　窃盗により得た現金により、宝石店において架空・他人名義で貴金属を購入した。

○　窃盗により得た宝石が附属した装飾品を質屋に売却する際に、他人になりすまして売却した。

これらの取引は、売買契約の締結時に他人になりすましたり、偽造された本人確認書類を提示して本人特定事項を偽ったりするなど、より一層匿名性を確保した態様により行われている。また、外国でも、

○　薬物犯罪により得た犯罪収益で金塊を購入し、それを外国に密輸した事例

等があり、その匿名性の高さや換金・運搬の容易さから、宝石及び貴金属がマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、宝石・貴金属等取扱事業者による疑わしい取引の届出件数は 235 件であり、「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 47【宝石・貴金属等取扱事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届出理由	件数（件）	割合（％）
17. 短期間・多数取引	47	20.0
１. 多額現金	42	17.9
３. 経済合理性から異常な取引	34	14.5

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　古物営業法

宝石・貴金属等を取り扱う古物商について、必要に応じ、警察職員が立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が古物営業の停止を命

ずること等ができる旨を規定

○　質屋営業法

必要に応じて、警察官が質屋に対して立入検査等を行うことができるほか、都道府県公安委員会が質屋営業の停止を命ずること等ができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置等を実施しているかなど、リスクベースでの検査監督の強化や、業界団体及び特定事業者に対する講演・研修等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/pdf/guidelines_20220203.pdf（経済産業省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《経済産業省》
・ 一般社団法人日本金地金流通協会が開催した同協会会員企業を対象とした研修会において、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を説明するとともに、犯罪収益移転防止法に関する遵守事項等を説明（令和4年6月）

(ｳ) 業界団体及び事業者の措置

一般社団法人日本金地金流通協会は、密輸された金地金の買取りを防ぐために、海外から持ち込まれた金地金については、税関における申告書、納税の領収書等を確認することを事業者に求めるなどの対策を行っている。また、一般消費者に金地金取引時の本人確認書類の提示を周知するため経済産業省の後援名義を得たポスター等の会員への配布、ウェブサイトでの広報、経済産業省職員、財務省職員等を講師とした会員実務者向け研修会の開催等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

一般社団法人日本ジュエリー協会では、犯罪収益移転防止法の概要、事業者に求められる義務の内容等を記載したリーフレットの作成・配布、マネー・ローンダリング等対策に関する説明会の開催、専用ウェブサイトの更新等により、事業者等のマネー・ローンダリング等対策について事業者への周知徹底を図っている。

一般社団法人日本リユース業協会及び一般社団法人東京古物商防犯連盟では、会員向け等のハンドブックに、貴金属取引を行う際における犯罪収益移転

防止法上の義務等について掲載し、同ハンドブックを会員に配布することでマネー・ローンダリング対策等について会員等への周知を図っている。

全国質屋組合連合会は、会員向け冊子やウェブサイト等を通じて、会員に対し、犯罪収益移転防止法の周知徹底を図っている。

宝石・貴金属等取扱事業者においても、マネー・ローンダリング等対策の実施に当たり、規程・マニュアルの整備、定期的な研修の実施のほか、国際的な業界認証を取得するため定期的に外部監査を受けることによって、内部管理体制の確立・強化を図っている。

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
- 会員企業を対象とした研修会を開催し、「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の説明を実施し、マネー・ローンダリング等対策等の周知徹底を実施（一般社団法人日本金地金流通協会）
- 経済産業省が作成した周知資料を協会会員にメールで配信し、機関誌や協会ホームページにも掲載するとともに、宝飾展示会の会場で配布し、周知徹底を実施（一般社団法人日本ジュエリー協会）

エ　危険度の評価

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で貴金属等を購入した事例があること等から、宝石及び貴金属は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び宝石・貴金属等取扱事業者等は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、宝石・貴金属等取扱事業者ごとに差異がみられる。「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に沿った顧客管理措置等を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない宝石・貴金属等取扱事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、宝石・貴金属等取扱事業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引
○　同一人物・企業が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う場合
○　顧客の１回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引

○　顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(14) 郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

郵便物受取サービス業者は、自己の居所又は事務所の所在地を顧客が郵便物を受け取る場所として用いることを許諾し、当該顧客宛ての郵便物を受け取り、これを当該顧客に引き渡す業務を行っている。

郵便物受取サービスを利用することにより、顧客は、実際には占有していない場所を自己の住所として外部に表示し、郵便物を受け取ることができるため、特殊詐欺等において郵便物受取サービスが被害金等の送付先として悪用されている実態がある。

特殊詐欺事件等の捜査過程で、取引時確認義務等に違反している疑いが認められたことにより、令和２年から令和４年までの間に、国家公安委員会は郵便物受取サービス業者に対して４件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を実施した。この報告徴収によって判明した主な違反の内容は、次のとおりである。

○　規則で定める本人確認書類の提示等を受けて取引時確認を行っていないこと。

○　顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。

○　確認記録の一部を保存していないこと。

○　規則で定める事項を確認記録に記録していないこと。

また、経済産業省は、特に、非対面での契約申込を受け付けたり、その住所を利用者の法人登記に用いたりすることが可能な郵便物受取サービス業者が、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(ｲ) 事例

郵便物受取サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　特殊詐欺の被害金を、郵便物受取サービス業者を含む複数の場所を経由して受領した。

○　ヤミ金融の返済金やわいせつＤＶＤの販売代金を、架空・他人名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに送付させた。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の、郵便物受取サービス業者による疑わしい取引の届出件数は３件である。

経済産業省は、郵便物受取サービスが悪用された実態等を踏まえた参考事例を追加するなどして、郵便物受取サービス業者向けの「疑わしい取引の参考事例」を改訂し、平成 31 年４月に公表した。

「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち、届出のあった類型は、次のとおりである。

図表 48【郵便物受取サービス業者の主な疑わしい取引届出状況】

届　　出　　理　　由	件 数 （ 件 ）	割 合 （ ％ ）
６．架空名義・借名取引	1	33.3
９．不自然な態様・態度等	1	33.3

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置も規定している。

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・更新し、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置等を実施しているかなど、リスクベースでの検査監督の強化や、特定事業者に対する説明会等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/pdf/20211224yuubinbutumanerongl.pdf（経済産業省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《経済産業省》
- 令和3年 12 月に策定・公表した「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について、事業者説明会を実施（令和4年3月）
- 事業者へのアンケート結果を基に個社ごとに実施したリスク評価を踏まえ、2社に対して犯罪収益移転防止法に基づく立入検査及び検査結果を踏まえた指導を実施（令和4年 12 月）

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、経済産業省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っている。令和４年中には、取引時確認等義務違反が認められた郵便物受取サービス業者１社に対して、取引時確認及び確認記録の作成・保存義務の遵守の徹底、再発防止策の策定等の措置を執ることを内容とする是正命令を発した。

(ｳ) 事業者の措置

郵便物受取サービス業者によるリスクベース・アプローチの取組の例は、次のとおりである。

○　過去において何らかの理由により取引を中止した又は取引が成立しなかった顧客との取引について、同業他社との間で情報を共有することにより、顧客管理の強化を行っている。

○　不審事例を取りまとめて業務対応に反映させたマニュアル、契約審査基準、契約謝絶基準等を作成している。

エ　危険度の評価

郵便物受取サービスは、詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。本人特定事項を偽り当該サービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能となるため、郵便物受取サービスはマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、架空名義で契約した郵便物受取サービス業者宛てに犯罪収益を送付させ、これを隠匿した事例があること等から、郵便物受取サービスは、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は、郵便物受取サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁及び郵便物受取サービス業者は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、郵便物受取サービス業者ごとに大きな差異がみられる。「郵便物受取サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に沿った顧客管理措置等を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない郵便物受取サービス業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

さらに、郵便物受取サービス業者がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、

○　匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引

○　会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引

○　同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引

○　頻繁に多額の金銭が送付された顧客との取引

については、危険度がより一層高まるものと認められる。

(15) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

電話受付代行業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話を受けて、その内容を当該顧客に連絡する業務を行っている。

これを利用することにより、顧客は、自宅や事務所の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として外部に表示し、連絡を受けることができるため、詐欺等において電話受付代行が悪用されている。

総務省は、特に、取引時確認を非対面により行っている電話受付代行業者や、体制の整備ができていない少人数の電話受付代行業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(ｲ) 事例

電話受付代行が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は近年認められないものの、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にするものとして、公的補助金の申請費用名下の詐欺事件において連絡先として電話受付代行が悪用された事例等がある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間においては、電話受付代行業者による疑わしい取引の届出はない。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等所管行政庁による監督上の措置についても規定している。

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置等を実施しているかなど、リスクベースでの検査監督の強化の検討や、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html（総務省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《総務省》
・ 総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
・ 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため書面による調査を実施（令和4年3月）
・ 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出（令和4年8月）

エ　危険度の評価

近年、電話受付代行業者が悪用されたマネー・ローンダリング事犯の検挙事例は認められないものの、電話受付代行は、顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能とするなどの特性から、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

このような危険性に対して、所管行政庁は、法令上の措置は当然として、上記のような危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組については、電話受付代行業者ごとに差異がみられる。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に沿った顧客管理措置等を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない電話受付代行業者はマネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

(16) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

電話転送サービス事業者は、自己の電話番号を顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行っている。

電話転送サービス事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に規定する電気通信事業者として届出等を行う必要があり、令和５年３月末現在、電話転送サービスを行う事業を営むことについて届出をしている者の数は 920 である。

電話転送サービスを利用することにより、顧客は、自宅、事務所、携帯電話等の実際の電話番号とは別の電話番号を自己の電話番号として相手方に表示し、発着信することができるため、特殊詐欺等の犯罪において電話転送サービスが悪用されている事例もある。また、近年、電話転送サービスに必要な施設・設備を有しない電話転送サービス事業者であっても、他社が有するクラウドＰＢＸ[*1]を経由させることで、03 番号等の固定電話番号を相手方に表示させることのできる電話転送サービスを提供することが技術上可能となっており、当該事業者に電話回線を卸している電話転送サービス事業者が、自己が有するクラウドＰＢＸを当該事業者に使用させている事例もある。特殊詐欺においては、電話回線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者が供給する電話転送サービスが利用されており、特殊詐欺事件の捜査においては、最終的な卸先となる電話転送サービス事業者と契約した者の確認等に時間を要するなどの支障が生じている。

実際、平成 25 年以降、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に利用され、電話転送サービス事業者に取引時確認等の義務違反の疑いが認められるとして、都道府県警察から国家公安委員会に多数の報告が行われている。

国家公安委員会は、令和２年から令和４年までの間に 21 件の犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収を行った。令和４年中の報告徴収によって判明した主な義務違反の内容は、次のとおりである。

○　規則で定める本人確認書類の提示等を受けて取引時確認を行っていないこと。

○　顧客の取引目的や職業等の確認を行っていないこと。

○　確認記録に規則で定める事項を記録していないこと。

総務省は、特に、取引時確認を非対面で行っている電話転送サービス事業者や、体制の整備ができていない少人数の電話転送サービス事業者及び電話回

*1　構内交換機（Private Branch Exchange）をクラウド化し、専用線やインターネット等を介して通話機能（内線、外線、転送等）を構築出来るようにしたサービスのこと。

線の卸売をする他社から電話回線を仕入れた電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと評価している。

(ｲ) 事例

電話転送サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例として、

○　わいせつＤＶＤの販売によって得た犯罪収益を隠匿した事件において、架空･他人名義で契約した複数の電話転送サービスを顧客との連絡のため悪用したもの

等があり、犯罪収益の帰属先等を不透明にするものとして、電話転送サービスが悪用されている実態がある。

また、電話転送サービス事業者の中には、犯罪に利用されることを認識していながら電話転送サービスを意図的に提供しているものが存在しており、このような電話転送サービス事業者が、特殊詐欺の犯行を容易にしたとして、詐欺事件の幇助で検挙された事例がある。

イ　疑わしい取引の届出

令和２年から令和４年までの間の､電話転送サービス事業者による疑わしい取引の届出件数は４件であり、「疑わしい取引の届出における入力要領」のガイドライン番号名称のうち届出件数が多かったものは、次のとおりである。

図表 49【電話転送サービス事業者の主な疑わしい取引届出状況】

届　出　理　由	件数（件）	割合（％）
１．会社等の実態を仮装する意図がある	1	25.0
５．架空名義・借名取引	1	25.0
８．不自然な態様・態度等	1	25.0

また、契約者宛ての郵送による通知に対して、当該契約者から身に覚えのない契約である旨の申出がなされるなど､なりすましによる契約が疑われる取引についての届出、公的機関からの照会等を契機として、自社で当該顧客の取引等に関する検証を行った上でなされた届出等がある。

ウ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、犯罪収益移転防止法では特定事業者に取引時確認等を義務付けているほか、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　電気通信事業法

電気通信事業法の施行に必要な限度において､所管行政庁が電気通信事業者に対し報告徴収、立入検査等を行うことができる旨を規定

(ｲ) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング等対策を推進するためには、特定事業者に義務付けられた措置が、適切に履行されることが重要である。これを確保するため、所

管行政庁においては、監督ガイドラインの策定・更新、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定し、事業者が当該ガイドラインに沿った顧客管理措置等を実施しているかなど、リスクベースでの検査監督の強化や、特定事業者に対する周知等、様々な取組が進められている。

特に、電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用される事案が多く見受けられることから、電気通信事業者の業界団体（一般社団法人電気通信事業者協会（ＴＣＡ）及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（ＪＵＳＡ））と協力して、固定電話番号等の利用停止等スキームを実施し、特殊詐欺等に悪用された固定電話番号等の利用を制限することを通じて、電話転送サービスの悪用防止に取り組んでいる。また、総務省は本スキームの運用を通じて得られた悪質な電話転送サービス事業者の情報を活用し、犯罪収益移転防止法及び電気通信事業法等に基づく指導監督を行うことができるよう、警察庁と連携して仕組みの構築に取り組んでいる。

【所管行政庁による主なガイドライン等】

ガイドライン等名	ウェブサイト URL 等
電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html（総務省）

【令和4年中における所管行政庁による主な取組例】
《総務省》
- 総務省のウェブサイトに、犯罪収益移転防止法により電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に求められる対応を分かりやすくまとめた解説資料を掲載
- 電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者による法令の遵守の状況やリスク管理の状況等を把握するため、書面による調査を実施（令和4年3月）
- 電気通信事業法上の届出を行っている事業者に対し、犯罪収益移転防止法の概要や取引時に確認すべき事項等を記載した周知文書を発出（令和4年8月）

国家公安委員会が行った報告徴収の結果に基づく意見陳述を受けて、総務省は、当該事業者に対して犯罪収益移転防止法に基づく報告徴収等を実施し、個別具体的な指導等を行っている。令和４年中には、取引時確認義務違反等が認められた電話転送サービス事業者３社に対して、取引時確認等や確認記録の作成に関する関係法令に対する理解・遵守の徹底、再発防止策の策定等の措置を執ることを内容とする是正命令を発した。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、電話転送サービス事業者が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

○　取引目的、顧客の職業等を確認すること。
○　法人の顧客に対して、実質的支配者の確認を行うこと。
○　確認記録の作成及び保存を行うこと。

○　非対面取引において、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付すること。

○　「疑わしい取引の参考事例」を踏まえ、自社が行う取引について、疑わしい取引の届出の要否を検討すること。

所管行政庁は、一部の電話転送サービスが特殊詐欺等の犯罪に悪用されている現状を踏まえ、電話転送サービス事業者に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

なお、特殊詐欺の犯人は、電話転送の仕組みを悪用し、携帯電話から電話を架ける際に相手方の電話機に固定電話番号を表示させたり、官公署を装った電話番号への架電を求める文面のはがき等を送り付けたりしている。このような実態を踏まえ、令和元年９月、警察庁及び総務省は、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が、警察からの利用停止要請に基づいて、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止するなどの対策を開始し、令和３年11月には、犯行に利用された固定電話番号の利用を停止等をする対策の対象に特定ＩＰ電話番号（050ＩＰ電話番号）を追加した。

これらの対策に加え、令和５年６月、総務省は、悪質な電話転送サービス事業者が一定の要件を満たす場合に当該事業者が保有する全ての固定電話番号等を一括で利用制限することができるようスキームの改正を行った。

(ｳ) 事業者の措置

【令和4年中における業界団体の主な取組例】
- 令和4年 12 月から、電話転送サービス事業者を中心として組織されている「一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会」(JUSA)が新たに、固定電話番号等の利用停止等スキームの対象事業者として参画（一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）
- 法令に関する勉強会や本人確認書類の確認方法講座等を実施し、各種法令に対応した標準申込書を策定するなど、電話転送サービス事業者の不正利用対策を向上する取組を実施しているほか、関係官庁等との情報交換を行い、最新の情報を会員に提供し注意喚起を行うなど、リスク低減に向けた積極的な取組を実施（一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会）

エ　危険度の評価

電話転送サービスは、顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることを可能としており、特殊詐欺により得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

また、上記のような電話転送サービス事業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は、電話転送サービスの危険度を高めることとなる。

このような危険度に対して、所管行政庁は、上記のような危険度の低減措置や指導・監督等によって、電話転送サービス事業者による法令上の義務履行の徹底を図るなど、危険度の低減措置を図っている。

しかしながら、電話転送サービス事業者における取組の程度の差異は大きい。「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に沿った顧客管理措置等を実施していないなど、リスクに応じた実効的な低減措置が図られていない電話転送サービス事業者は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、業界全体の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、電話転送サービスが特殊詐欺等に悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

(17) 法律・会計専門家*1が取り扱う法律・会計関係サービス

ア　危険度を高める要因

(ｱ) 特徴

法律に関する専門的知識を有する専門家として弁護士、司法書士及び行政書士が、会計に関する専門的知識を有する専門家として公認会計士及び税理士がある。

弁護士は、当事者その他関係人の依頼等によって、法律事務を行うことを職務としている。弁護士は、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた弁護士名簿に登録されなければならず、地方裁判所の管轄区域ごとに設立された弁護士会に所属しなければならない。令和５年３月末現在、弁護士４万 4,916 名、沖縄特別会員４名、外国法事務弁護士 455 名、弁護士法人 1,598 法人及び外国法事務弁護士法人８法人の登録等がされている。

司法書士は、他人の依頼を受けて、登記に関する手続について代理し、又はこれに関する相談に応ずることや、簡裁訴訟代理等関係業務等を業としている。司法書士は、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に備える司法書士名簿に登録されなければならない。令和５年３月末現在、司法書士２万 3,059 名及び司法書士法人 1,106 法人の登録がされている。

行政書士は、他人の依頼を受けて官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とするほか、書類を官公署に提出する手続について代理すること等を業とすることができる。行政書士は、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）に備える行政書士名簿に登録されなければならない。令和５年４月現在、行政書士５万 1,041 名及び行政書士法人 1,196 法人の登録等がされている。

公認会計士は、財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。公認会計士は、日本公認会計士協会（以下「公認会計士協会」という。）に備える公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録されなければならない。令和５年３月末現在、公認会計士３万 4,445 名、外国公認会計士２名及び監査法人 279 法人の登録等がされている。

税理士は、税務官公署に対する租税に関する法令等に基づく申告、申請、請求、届出、報告、申立等の代理・代行並びに税務書類の作成及び税務相談を業とするほか、これらに付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。税理士は、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）に備える税理士名簿に登録されなければなら

*1　犯罪収益移転防止法第2条第2項第 45 号に掲げる者（弁護士及び弁護士法人）、同項第 46 号に掲げる者（司法書士及び司法書士法人）、同項第 47 号に掲げる者（行政書士及び行政書士法人）、同項第 48 号に掲げる者（公認会計士及び監査法人）及び同項第 49 号に掲げる者（税理士及び税理士法人）をいう。

ない。令和５年３月末現在、税理士８万692名及び税理士法人4,844法人の登録等がされている。

このように、法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度の専門的知識を生かし、様々な取引行為に関与するとともに、高い社会的信用を得ている。

一方、マネー・ローンダリング等を企図する者にとって、法律・会計専門家は、その目的に適った財産の管理又は処分を行う上で必要な法律・会計上の専門的知識を有するとともに、その社会的信用が高いため、法律・会計専門家を取引や財産の管理に介在させることにより、これに正当性があるかのような外観を作出することが可能になる。

また、ＦＡＴＦ等は、銀行等に対する規制が効果的に実施されるに伴い、マネー・ローンダリング等を企図する者は、銀行等を通じる手段に代えて、法律・会計専門家から専門的な助言を得、又は社会的信用のある法律・会計専門家を取引行為に介在させるなどの手段を用いるようになってきたことを指摘している。

(ｲ) 事例

法律・会計関係サービスがマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

○　ヤミ金融を営む者が、行政書士に会社設立事務の代理を依頼して、実体のない会社を設立した上で、預金取扱金融機関に同法人名義の口座を開設し、犯罪収益を隠匿する口座として悪用した。

○　詐欺により得た犯罪収益を正当な事業資金であるかのように装うため、事情を知らない税理士を利用して経理処理をさせた。

○　詐欺等により得た犯罪収益を出資金として株式会社を設立しようとした者が、その手続を、事情を知らない司法書士に依頼し、当該株式会社名義口座を開設し犯罪収益を入金させた。

また、外国においても、

○　薬物の密売人が、薬物犯罪により得た犯罪収益を、共犯者であるビルの購入者から支払を受けた補償金であるかのように仮装した事案において、事情を知らない弁護士が当該ビルの売買の代理人として利用された事例

等があり、マネー・ローンダリングを企図する者が、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引として仮装するため、法律・会計関係サービスを利用している実態がある。

イ　危険度の低減措置

(ｱ) 法令上の措置

犯罪収益移転防止法は、法律・会計専門家（弁護士を除く。）に対し、一定の取引に際して、本人特定事項の確認を行う義務や確認記録及び特定受任行為の代理等の記録を作成・保存する義務を課しているほか、報告又は資料提出の要求、立入検査等行政機関による監督上の措置についても規定している。

弁護士に対しては、犯罪収益移転防止法の規定に基づき、日弁連の会則等により、一定の業務に関する依頼者の本人特定事項の確認、確認記録の保存、マネー･ローンダリング等に利用される疑いのある場合における受任の回避等を義務付けている。また、個別の弁護士における依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関して、年次報告書での報告を義務付けている[*1]。

(ｲ) 所管行政庁及び自主規制団体の措置

各所管行政庁及び各法律・会計専門家ごとに組織する団体においても、マネー・ローンダリング等防止のための取組を推進するため、規程の整備、各種執務資料の作成、研修会の開催等を行い、これらを通じて、各法律・会計専門家に対するマネー・ローンダリング等のリスクの理解を促進している。

ａ　日弁連・弁護士会

日弁連は、令和４年 12 月の犯罪収益移転防止法の改正等を踏まえ、依頼者の本人特定事項以外の確認事項（依頼目的、職業・事業内容、実質的支配者、資産収入状況）の追加や、「弁護士業務におけるマネー・ローンダリング危険度調査書」（以下「弁護士業務危険度調査書」という。）の勘案の明文化などを盛り込んだ規程等の改正を実施した。また、法律事務所に対する聞き取り調査、年次報告書の回答内容に関する追跡調査を実施して、危険度の高い類型を分析し、その結果を「弁護士業務危険度調査書」にまとめ、日弁連の全会員に配布される機関誌「自由と正義」やウェブサイトに掲載するなどして、弁護士に対して弁護士業務におけるリスクの理解を促している。このほか、日弁連は、弁護士のマネー・ローンダリング等対策に関する日弁連の規程等の遵守を促すための各種ツール、Ｑ＆Ａ集及びｅラーニング講座を作成して弁護士や弁護士会に提供するとともに、法律事務所での取組事例、新しい技術によって生じるマネー・ローンダリングのリスク等を機関誌「自由と正義」に掲載し、会員等へのマネー・ローンダリング対策等の周知・情報共有をすることにより、各弁護士による対策の強化を支援している。

日弁連が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、弁護士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

○　弁護士業務危険度調査書を参照すること等により、自身の業務におけるリスクを分析し、評価すること。

○　上記のリスク分析・評価の結果等も踏まえながら、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らし、その依頼の目的が犯罪収益の

---

*1 令和4年 12 月に公布されたFATF勧告対応法による犯罪収益移転防止法の改正により（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）、行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととされた。また、行政書士等、公認会計士等、税理士等及び司法書士等に対し、顧客等の本人特定事項に加え、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人の場合にはその実質的支配者の確認を行う義務が追加された（行政書士等、公認会計士等及び税理士等については、ハイリスク取引の場合の資産及び収入の状況の確認を含む。）。

なお、弁護士等については、日弁連の会則で、取引時確認等に相当する措置が設けられる予定である。

移転に関わるものであるか否かについて慎重に検討し、適切な対応を講ずること。

弁護士会は、年次報告書の記載内容及び提出の有無等を踏まえて、リスクを有すると認められる弁護士に対して必要に応じた是正を求めている。

こうしたリスクに応じたモニタリングを通じ、日弁連は、会員の年次報告書の提出状況や、マネー・ローンダリング等対策に関する弁護士の義務の履行状況について、改善が認められるとしている。

ｂ　日司連

日司連は、研修会の開催や、機関誌「月報司法書士」にマネー・ローンダリング等対策に関する記事を掲載するなどにより、司法書士に対し司法書士業務に関するリスクの理解を促している。

また、日司連は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等に関するガイドラインの作成について検討するとともに、ブロック会における説明会及び司法書士会担当者会議の開催及び会員向けの映像コンテンツ等の作成・周知に取り組むなど、司法書士業務への影響等について情報共有を図っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、司法書士が留意すべき事項は、

○　本人確認書類等の提出を受けて本人確認を適切に行うこと

等があり、所管行政庁は、司法書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。また、所管行政庁は、依頼受任時に依頼内容が犯罪収益の移転を目的としたものでないか慎重な検討をしていない司法書士等について、リスクがあると評価している。

ｃ　日行連

日行連は、平成 30 年 1 月から現在まで行政書士会員用のＶＯＤ研修サイトにおいて、研修講座「犯罪収益移転防止法における本人確認について」を掲載し、犯罪収益の移転を防止するため、本人確認、取引記録等の作成等を適切に行うよう、全会員に対し周知徹底を図っている。

また、平成 31 年３月から、行政書士向けウェブサイトにおいて、犯罪収益移転防止法に基づく行政書士の業務に関する実態調査の結果を踏まえて、本人確認や確認記録作成等の義務に関する周知徹底を行うとともに、マネー・ローンダリング等の防止の重要性の説明及び犯罪組織やテロ組織への関与を未然に防ぐための理解や対応を呼び掛けた文書を掲載した。

さらに、令和４年 12 月の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、行政書士向けに刊行している「犯罪収益移転防止法　本人確認ハンドブック」の改訂を検討している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、行政書士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

○　本人確認を徹底すること。
○　確認記録等の作成及び保存を適切に行うこと。

所管行政庁は、行政書士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

d　公認会計士協会

公認会計士協会は、公認会計士及び監査法人に対して犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する調査を毎年実施している。

また、公認会計士協会の会員向けウェブサイトにて、ｅラーニング研修や、ＦＡＴＦが公表したマネー・ローンダリング等に関する公表物の紹介を行っているほか、外部の専門家を講師とし、犯罪収益移転防止法の概要及びマネー・ローンダリング等対策の必要性に関する会員向けの研修会を開催した。その他、会員向けのメールにて、マネー・ローンダリング等対策に関する情報の周知を行っている。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、公認会計士が留意すべき主な事項は、次のとおりである。

○　公認会計士法や公認会計士協会が定める倫理規則の規定に基づく業務制限により、公認会計士・監査法人が行える特定業務には制限があること。
○　特定業務のうち一定の取引（特定取引等）を顧客と行う場合、取引時確認、確認記録の作成・保存及び取引記録等の作成・保存を行うこと。
○　顧客に提供する業務や取引等を考慮してリスクの特定・評価をし、顧客情報や取引の内容等に照らして講ずべき低減措置を判断し実施すること。これらを踏まえて、リスク回避のため新規契約や契約見直し等も検討すること。

所管行政庁は、公認会計士に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

e　国税庁・日税連

国税庁は、税理士に対し、犯罪収益移転防止法の遵守状況に関する聞き取り調査を毎年実施している。また、日税連は、国税庁と協働し、「税理士のためのマネー・ローンダリング等対策」を内容としたリーフレットを税理士全員に配布したほか、会員用研修動画のウェブ配信及びＤＶＤ制作や、税理士事務所の内部管理体制等に関する指針の改訂を実施するなど、犯罪収益移転防止法の理解を促進している。

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、税理士や税理士法人が留意すべき事項は、

○　取引時における本人確認（取引時確認）を行い、確認記録を適切に作成し保存すること

等があり、所管行政庁は、税理士や税理士法人に対する指導等により、これらの改善・是正を図っている。

ウ　危険度の評価

法律・会計専門家は、法律、会計等に関する高度な専門的知識を有するとともに、社会的信用が高いことから、その職務や関連する事務を通じた取引等はマネー・ローンダリング等の有効な手段となり得る。

実際、犯罪収益の隠匿行為等を正当な取引であると仮装するために、法律・会計関係サービスを利用された事例があること等から、法律・会計専門家が、次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。

○　宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

不動産は、財産的な価値が高く、多額の現金との交換を容易に行うことができるほか、その価値が容易に減損しない。また、土地ごとの利用価値、利用方法等について様々な評価をすることができるため、財産的価値の把握が困難であることから、マネー・ローンダリング等を企図しようとする者が、通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うことにより不動産取引をマネー・ローンダリング等に悪用する危険性がある。さらに、その売買に当たっては、境界の確定、所有権の移転登記等、煩雑かつ専門的知識を必要とする手続を経なくてはならず、これらの知識や社会的信用を有する法律・会計専門家を利用してこれらの手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○　会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

会社その他の法人、組合又は信託は、出資者等とは独立した財産が形成されるものであり、これらは、例えば、多額の財産の移動を事業名目で行うことを可能とするなど、財産の真の帰属や由来を仮装することを容易にするものであることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、法律・会計専門家は会社等の組織、運営及び管理に必要な専門知識のほか、社会的信用も有していることから、法律・会計専門家を利用して会社の設立等に関する行為又は手続を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

○　現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

法律・会計専門家は、財産の保管や売却、当該財産を原資とした他の財産の購入等を行う上で必要な専門的知識及び有用な社会的信用を有しており、法律・会計専門家を利用して財産の管理又は処分を行うことにより、より容易に犯罪収益を移転することが可能となる。

このような危険性に対して、所管行政庁及び自主規制団体等は、法令上の措置は当然として、危険度の低減措置を行っている。

しかしながら、これらの取組に法律・会計専門家ごとに差異が生じると、リスクに応じた実効的な低減措置が行われていない法律・会計専門家は、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が高まり、ひいては、法律・会計専門家全体

の危険度にも影響を及ぼすことにもなり得る。

また、法律・会計専門家がマネー・ローンダリングに悪用された事例等を踏まえると、本調査書中「第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度」で取り上げた取引のほかに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、匿名又は架空名義・借名・偽名（その疑いがあるものを含む。）による取引については、危険度が一層高まるものと認められる。

【高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段】

1　危険度を高める要因

(1) 特徴

資金決済法における前払式支払手段とは、あらかじめ対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（コンピュータ・サーバ等にその価値が記録されるものを含む。）であって、その発行者や加盟店等からの物品の購入・借受けや役務の提供に対する代価の弁済に利用できるものである。主に、特定のサービスや加盟店等における小口決済手段として用いられており、令和4年度の前払式支払手段の発行額*1は 29 兆 4,665 億円となっている。

前払式支払手段には、発行者等への支払にのみ利用できる「自家型」と、加盟店等での支払にも利用できる「第三者型」がある。資金決済法は、未使用残高が一定額以上である自家型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への届出を、第三者型前払式支払手段の発行者に対しては監督当局への登録を、それぞれ義務付けている。

また、第三者型前払式支払手段のうち、価値を電子的に移転することが可能であり、このうち高額のチャージや移転が可能なものについて、令和4年6月に成立・公布された安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律により、「高額電子移転可能型前払式支払手段」として規定されることとなった。具体的には、資金決済法により高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者はあらかじめ業務実施計画を監督当局に届け出なければならないこととされ、当該届出をした者は犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加されることとなった。

一般的に前払式支払手段は、資金決済法により、発行者の廃業等の場合を除き、購入（チャージ）した未使用残高の利用者への払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額について自由な引き出し等を行うことはできない*2。しかし、近年、オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用すること等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払に利用できる前払式支払手段が登場するなど、発行者に対する償還請求が行えないという制約はあるものの、その機能は現金に接近していると考えられる。

(2) 事例

前払式支払手段がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は次のとおりである。

○　詐欺により得た電子マネー利用権（前払式支払手段）をインターネット上の仲介業者を介して売却し、その売却代金を架空・他人名義口座に入金させた。

○　不正に入手したクレジットカード情報を利用して、オンラインで作成した架空・他人名義のバーチャルプリペイドカードに電子マネー利用権（前払式支払手段）をチャージし、生活費等の決済に使用していたほか、新たに作成した架空・他人名義のバーチャルプリペイドカードに送信した。

○　違法動画の販売代金の支払を受けるに当たり、架空の人物になりすまして登録した電子マネー利用権（前払式支払手段）の残高を増額させた。

○　不正に入手した他人の電子マネー利用権（前払式支払手段）を利用し、名義人になりすまして店舗等で商品を購入した。

2　危険度の低減措置

(1) 法令上の措置

マネー・ローンダリング等対策において、各関係法令に基づき危険度の低減措置が図られている。主な関係法令は次のとおりである。

○　犯罪収益移転防止法

*1　一般社団法人日本資金決済業協会ウェブサイト「前払式支払手段の発行額等の推移」

*2　前払式支払手段としての機能を有するものであっても、チャージした金額の引き出しや送金等が可能なものについては、資金決済法上の資金移動業者としての登録を受けること等が必要であり、当該登録を受けた場合には、犯罪収益移転防止法上の特定事業者となるため、取引時確認等の義務が課される。

令和4年6月、犯罪収益移転防止法が改正され、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者を新たに特定事業者に追加した上、取引時確認、確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付ける旨を規定

○　資金決済法

利用者保護等の観点を踏まえ、商品性、システムによる対応事項、モニタリング手法、不正利用等が生じた場合の利用者に対する対処方針等を求める旨を規定

また、令和4年6月、資金決済法が改正され、所管行政庁によるモニタリングを強化するため、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、業務実施計画の届出義務を課す旨を規定

(2) 所管行政庁の措置

マネー・ローンダリング事犯を防止する観点だけではなく、犯罪被害全般を防止する観点から、関係省庁、業界団体等において注意喚起等の取組が進められている。

○　経済産業省等は、キャッシュレス決済機能を提供する事業者に対し、不正アクセスに備えた十分な対策を講じることを要請（令和元年8月）

○　一般社団法人キャッシュレス推進協議会は、「コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」（令和2年9月）、「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」（平成 31 年4月）を公表

3　危険度

我が国において、前払式支払手段は、資金決済法に基づき、原則として払戻しが禁止されており、利用者はチャージした金額に相当する現金を自由に引き出すことができない。現在、多くの発行者はチャージの上限額を設定し、チャージされた金額を利用できる場所は特定の加盟店等に限定している一方で、キャッシュレス化の進展とあいまって、前払式支払手段が利用可能な店舗はオンライン店舗を含めて拡大しており、その態様や利用方法は多様である。また、利用に際して本人確認も必要とされていないことから、匿名性が高いといえる。

実際に、マネー・ローンダリングの過程において前払式支払手段が悪用された事例が発生しており、その件数は増加傾向にある。特に特殊詐欺では、被害者から電子マネー利用権（前払式支払手段）をだまし取った上、だまし取った電子マネー利用権（前払式支払手段）を電子マネーの売買等を仲介するサイトを通じて売却するなどして犯罪収益を隠匿する事例が発生している。

また、高額電子移転可能型前払式支払手段については、高額チャージや、多額の譲渡を実際に行っている利用者は限られるとみられるものの、例えば、国際ブランドの前払式支払手段では、数千万円のチャージが可能なサービスも提供されている。国際ブランドの前払式支払手段は、同ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの利用も含め、同ブランドの加盟店で使用することができる仕様となっており、当該クレジットカードと同じサービス機能を提供していることから、マネー・ローンダリング等の観点からは少なくとも同じ危険度があると考えられる。

【カジノ】

海外の多数の国・地域では、合法的にカジノが行われており、カジノに係るマネー・ローンダリングの危険性について、FATFが平成 21 年（2009 年）に公表したレポート*1は、次のような指摘をしている。

○　カジノは現金が集中する事業であり、しばしば 24 時間営業を行い、多額の現金取引が素早く行われること。

○　カジノは、口座、為替送金、外貨両替等の多様な金融サービスを提供するが、地域によっては、金融機関ではなく娯楽場として規制されており、マネー・ローンダリング等対策が十分になされていないこと。

○　地域によっては、カジノ業界における職員の離職率が高く、マネー・ローンダリング等対策のための教育訓練等が十分になされていないこと。

また、カジノに関連するマネー・ローンダリング事犯の手口について、次のような指摘をしている。

○　犯罪収益でカジノチップを購入し、それを使うことなく、再び現金に払い戻す手口

○　カジノチェーンを利用して、犯罪収益をカジノ口座から他の口座に送金する手口

○　他の顧客のチップを犯罪収益で買い取る手口

○　多額の小額紙幣やコインをカジノの窓口において、より管理のし易い高額紙幣に両替する手口

また、FATF勧告は、カジノがマネー・ローンダリングに悪用される危険性を勘案し、カジノ事業を免許制とすること、また、カジノ事業者に対して一定の場合に、顧客の身元確認及び照合等の顧客管理の措置を行うこと等を要請している。

これらを踏まえ、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「IR整備法」という。）は、カジノ事業を免許制とするとともに、犯罪収益移転防止法を改正し、カジノ事業者を特定事業者に追加した上で、カジノ事業者に顧客に対する取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けている。また、特定複合観光施設区域整備法施行令（平成 31 年政令第 72 号）による改正後の犯罪収益移転防止法施行令は、次に掲げる取引を取引時確認等の義務が課される特定取引とした。

○　特定資金移動業務又は特定資金受入業務に係る口座の開設を行うことを内容とする契約の締結

○　特定資金貸付契約の締結

○　チップ交付等取引（チップの交付若しくは付与又は受領をする取引）であって、当該取引に係るチップの価額が 30 万円を超えるもの

○　特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

○　カジノ関連金銭受払取引（特定資金受入業務に係る金銭の払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は金銭の両替）であって、当該取引の金額が 30 万円を超えるもの

○　カジノ行為関連景品類（いわゆる「コンプ」）の提供であって、当該提供に係るコンプの価額が 30 万円を超えるもの

さらに、令和3年7月にはカジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）が施行され、これらIR整備法令では、犯罪収益移転防止法に基づく規制に加えて、カジノ事業者に対し、次に掲げる取組をはじめとする各種の義務を課している。

○　犯罪収益移転防止規程の作成（カジノ管理委員会による審査）

○　現金の受入れをする取引又は現金の払戻しをする取引の1営業日当たりの合計金額が 100 万円を超える場合のカジノ管理委員会への届出

○　チップの譲渡・譲受け・持出しの防止措置

加えて、令和4年7月には、カジノ事業の免許等の処分に係る審査基準や当該審査に係る事務処理要領を定めたガイドラインが策定・公表され、カジノがマネー・ローンダリングに悪用されない環境整備が進められている。

その後、令和5年4月には、IR整備法に基づき、国土交通大臣が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定し、我が国におけるIR設置に向けた手続が進行しているところである。

*1　Vulnerabilities of Casinos and Gaming Sector（March 2009）

第６　危険度の低い取引

リスクベース・アプローチの基本原則は、リスクが高い場合にそれらのリスクを管理し、低減するための厳格な措置を執る一方、リスクが低い場合には簡素化された措置が許容されるため、規則第４条において、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引が定められている。

１　危険度を低下させる要因

顧客や取引の属性、決済方法、法制度等を踏まえると、次に示すような要因を有する取引は、危険度が低いものと考えられる。

	危険度を低下させる要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができることがあるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため*1
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

*1　FATFも、勧告や解釈ノート等において顧客管理措置を行うべき取引金額の敷居値を設けている。ただし、1個の取引をあえて複数の取引に分割して行うことにより、当該1個の取引の金額が形式的に敷居値を下回ったとしても、このような行為はいわば脱法的に規制を免れるためのもの（ストラクチャリング）であることから、その取引の危険度は高くなる。犯罪収益移転防止法及び施行令では、特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の現金等受払取引、預金等払戻し、外貨両替、貴金属売買等の特定取引を同時に又は連続して行う場合において、一の取引を分割していることが一見して明らかなときは、一の取引とみなすこととしている。

２　危険度の低い取引の種別

１の危険度を低下させる要因を有する具体的な取引の種別として、次の取引が認められる。ただし、次の取引に該当する取引であっても、当該取引が疑わしい取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引である場合は、危険度が低いとは認められない*1。

	危険度の低い具体的な取引の種別		１で該当する要因
1	金銭信託等における一定の取引	規則第４条第１項第１号に定める受益者に返還すべき財産を管理すること（金銭信託）等を目的として行われる取引	①、③、④、⑧
2	保険契約の締結等	規則第４条第１項第２号に定める保険契約（イ：満期保険金等の支払がない保険契約、ロ：払戻総額が保険料払込総額の８割未満の保険契約）の締結等	⑥
3	満期保険金等の支払	規則第４条第１項第３号イに定める払戻総額が保険料払込総額の８割未満の保険の満期保険金等の支払	⑥
		規則第４条第１項第３号ロに定める適格退職年金契約、団体扱い保険*2等の満期保険金等の支払	①、③、④、⑧
4	有価証券市場（取引所）等において行われる取引	規則第４条第１項第４号に定める有価証券市場（取引所）等*3において行われる有価証券の売買等	③、⑧
5	日本銀行において振替決済される国債取引等	規則第４条第１項第５号に定める日本銀行において振替決済される国債取引等	③、⑧
6	金銭貸付け等における一定の取引	規則第４条第１項第６号イに定める日本銀行において振替決済がなされる金銭貸借	③、⑧
		規則第４条第１項第６号ロに定める払戻総額が保険料払込総額の８割未満の保険契約等	①、③、④、⑥
		規則第４条第１項第６号ハに定める個別クレジット*4等	⑧
7	現金取引等における一定の取引	規則第４条第１項第７号イに定める取引の金額が 200 万円を超える無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供する取引	①、⑧
		規則第４条第１項第７号ロに定める国又は地方公共団体への金品の納付又は納入	⑧
		規則第４条第１項第７号ハに定める電気、ガス又は水道水の料金の支払	⑧

*1　犯罪収益移転防止法及び施行令においては、規則で定める簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、基本的には、取引時確認が必要となる特定取引から除外する一方で、取引記録等の作成・保存及び疑わしい取引の届出が必要となる特定業務からは除外しておらず、一定の顧客管理の対象となっている。また、当該取引が疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引であれば、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引であっても、特定取引に該当し、取引時確認の対象となることが規定されている。

*2　保険契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を保険料とするものをいう。

*3　金融商品取引法第2条第 17 項に規定する取引所金融商品市場若しくは同法第 67 条第2項に規定する店頭売買有価証券市場又はこれらに準ずる有価証券の売買若しくは同法第2条第 23 項に規定する外国市場デリバティブ取引を行う外国（金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場をいう。

*4　個別クレジットとは、購入者等がカード等を利用することなく、販売業者等から商品購入等を行う際に、あっせん業者が、購入者等及び販売業者等との契約に従い、販売業者等に対して商品代金等に相当する額の金額を支払い、その後購入者等があっせん業者に対し当該額の金銭を一定の方法により支払っていく取引形態である。

		規則第４条第１項第７号ニに定める小学校、中学校、高等学校、大学等に対する入学金、授業料等の支払	⑧
		規則第４条第１項第７号ホに定める預貯金の受払いを目的とした 200 万円以下の為替取引等	⑦、⑧
		規則第４条第１項第７号に定める、為替取引を伴う 200 万円以下の商品代金等の現金による受払いをする取引のうち、支払を受ける者が支払を行う者について特定事業者の例に準じた取引時確認等をしたもの	⑦、⑧
8	社債、株式等の振替に関する法律に基づく特定の口座開設	規則第４条第１項第８号に定める社債、株式等の振替に関する法律に基づく特別口座の開設	③、⑧
9	スイフト（ＳＷＩＦＴ）を介して行われる取引	規則第４条第１項第９号に定めるスイフト（ＳＷＩＦＴ）を介して特定事業者等の間で確認又は決済の指示が行われる取引*1	③、⑧
10	ファイナンスリース契約における一定の取引	規則第４条第１項第 10 号に定める賃貸人が１回に受け取る賃貸料の額が 10 万円以下のファイナンスリース取引	⑦
11	現金以外の支払方法による貴金属等の売買	規則第４条第１項第 11 号に定める 200 万円を超える貴金属等の売買で代金の支払方法が現金以外の取引	⑧
12	電話受付代行における一定の取引	規則第４条第１項第 12 号に定める電話受付代行における一定の取引（イ：電話受付代行業であることを第三者に明示する旨が契約に含まれる電話受付代行業の役務提供契約、ロ：コールセンター業務等*2 の契約）	⑤
13	国等を顧客とする取引等	規則第４条第１項第 13 号イに定める国又は地方公共団体が法令上の権限に基づき行う取引	①、②、③、④、⑧
		規則第４条第１項第 13 号ロに定める破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、③、④、⑧
		規則第４条第１項第 13 号ハに定める特定事業者がその子会社等を顧客等として行う取引	①、⑧
14	司法書士等の受任行為の代理等における一定の取引*3	規則第４条第３項第１号に定める任意後見契約の締結	④、⑧
		規則第４条第３項第２号に定める国等が法令上の権限に基づき行う取引及び破産管財人等が法令上の権限に基づき行う取引	①、④、⑧並びに②又は③

*1　特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われる取引をいう。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号の規定に基づき通信手段を指定する件（平成 20 年金融庁告示第 11 号）により、スイフト（SWIFT：Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）が指定されている。

*2　電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行うものをいう。コールセンター業務に当たる具体的な例は、資料請求・問合せ受付、カスタマーセンター、ヘルプデスク、サポートセンター、消費者相談窓口、保守センター、受注センター等が挙げられる。

*3　犯罪収益移転防止法別表第2条第2項第 46 号に掲げる者の項の中欄第三号に掲げる財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等にあっては、当該財産の価額が 200 万円以下のものを除くものをいう。

今後の取組

令和３年８月に公表されたＦＡＴＦ第４次対日相互審査を契機として、政府一体となって強力にマネー・ローンダリング等対策を推進するため、同月、警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」という。）が設置されるとともに、以後３年間の行動計画が策定された。この行動計画は、マネー・ローンダリング等対策や拡散金融対策に関する法整備や執行面での改善を目指すもので、具体的には、国のリスク評価書の刷新、金融機関等の監督強化、実質的支配者情報の透明性向上、マネー・ローンダリング罪の起訴率の向上のためのタスクフォースの設置やこれを踏まえた捜査・訴追の実施、非営利団体（ＮＰＯ）の悪用防止等が掲げられている。

また、政策会議では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネー・ローンダリング等対策の方向性を確認し、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めていくため、令和４年５月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」では、令和３年調査書の内容や、新たな技術の普及や国際的な議論の進展等、考慮すべき要素が拡大・多様化していることを踏まえて、より実効的な対策を講じるため、次の４つの柱が掲げられた。

① リスクベース・アプローチの徹底
② 新たな技術への速やかな対応
③ 国際的な協調・連携の強化
④ 関係省庁間や官民の連携強化

策定された行動計画については、順調に進捗が図られているところであるが、今後も、政策会議の下、国内外の情勢の変化を踏まえるとともに、ＦＡＴＦによる第５次対日相互審査を見据え、関係省庁間の連携をより緊密にして、スピード感を持って対策の強化を図っていく必要がある。

また、特定事業者においては、法令上の義務を履行することは当然として、引き続き自らの業務の特性とそれに伴うリスクを想定、特定し、更に絶えずリスクの見直しを図るなど、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等の低減措置を行う必要がある。

我が国としては、マネー・ローンダリング等対策の実効性を高めるため、引き続き、積極的な広報活動により国民の理解を得ながら、官民一体となってマネー・ローンダリング等対策に取り組んでいく必要がある。新たな技術の進展や国際的に求められるマネー・ローンダリング等対策も絶え間なく変化している中で、我が国を取り巻く情勢は刻々と変化している。こうした変化や国際的な要請に対応し、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するためには、本調査書の内容を踏まえたマネー・ローンダリング等のリスクを関係者が十分理解した上で、リスクに応じたメリハリのある対策を講じていくことが重要である。